

子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引き

大阪市教育委員会

はじめに

平成7年1月17日に発生した「兵庫県南部地震」により、未曾有の被害をもたらした阪神淡路大震災から16年後の平成23年3月11日、「東北地方太平洋沖地震」が発生しました。地震に伴う巨大津波では、広い地域で甚大な被害が発生し、この東日本大震災では多くの人命が失われました。

我が国は、自然災害が多発する地域に位置しており、これまでも地震や台風といった自然の猛威は私たちの生命や生活を脅かしてきました。現在においても、大阪では、上町断層帯地震、生駒断層帯地震、有馬高槻断層帯地震、中央構造線断層帯地震、東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震等の発生やそれに伴う液状化とともに、内水氾濫、河川氾濫、高潮、暴風等が懸念されています。

本市においては、「大阪市地域防災計画」により、震災、風水害に備えた、災害予防計画、災害応急対策、災害復旧計画を策定するとともに、各局が関係機関・地域等と連携をとり、大災害に対しての備えを行っています。学校園においても、災害発生時における幼児・児童・生徒の生命・身体の安全を確保するために、「警備及び防災計画」を作成し、平素から防災組織を整え、施設・設備の安全管理に万全を期すとともに、『子どもの安全を守るための防災指導の手引き（平成8年度作成、適宜改訂）』を活用し、幼児・児童・生徒に対して、災害に関する知識や避難行動等について指導を行っています。

大阪市では、平成27年2月1日から「大阪市防災・減災条例」を施行し、「公助」に加えて、「自助・共助」による防災・減災の仕組みづくりを推進しています。

以上のような経緯を踏まえ、教育委員会では、「減災」（災害は止められないが、人間の英知によって被害の低減は可能）、「レジリエンス(resilience)」（どんなに苦境にあっても立ち上がる力）、「共感」（人と人がつながろうとする意志）という考えを柱とした各学校園における防災・減災教育のさらなる充実に向け、「子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引き」を改訂いたしました。科学的知見（自然、社会、人文）、災害に向かう態度や具体的行動を計画的・継続的に学習できるよう、「防災・減災教育モデルカリキュラム」を第7章に盛り込み、内容の充実を図りました。また、事故・災害等発生時における心のケアの必要性について、組織な心のケア対策の充実を図るための手立てを加えました。

大阪市が進める分権型教育行政を活用した防災・減災教育は、「地域」「家庭」「学校」の連携をより強くし、災害発生時には組織的な対応による大きな減災効果に繋がります。各学校園におきましては、本市で予想される災害や規模、災害に対する本市の施策等をふまえ、掲載した指導事例等を参考にし、地域の実情をふまえて区と連携し、幼児・児童・生徒の実態にそった防災・減災教育を実施していただきますようお願いいたします。

令和5年1月

大阪市教育委員会

子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引き 目 次

はじめに

第1章 これまでの大阪における自然災害について・・・・・・・・・・ 1

1. 明治の2大大火―北の大火と南の大火
2. 室戸台風と小学校の近代化
3. ジェーン台風
4. 第2室戸台風と防潮対策
5. 阪神・淡路大震災
6. 東日本大震災と他都市への救援活動
7. 大阪市のおもな災害（市制施行～平成26年）

第2章 災害と本市で想定される被害・・・・・・・・・・ 9

1. 地震・津波
 2. 風水害
- 【資料】防災施設・災害情報

第3章 本市の主な災害対策・・・・・・・・・・ 17

1. 大阪市防災・減災条例 ～ 自助・共助・公助で命を守る ～
 2. 大阪市の防災計画
 3. 大阪市からの避難情報
- 【資料】避難所・避難施設・ボランティア活動

第4章 災害時の学校園の役割・・・・・・・・・・ 24

1. 大阪市地域防災計画
 - ・災害対策本部
 - ・津波からの避難対策
 - ・学校園の災害発生時の対策
 - ・教育施設の応急対策
 - ・応急教育の実施
 - ・災害時避難所として開設された場合の措置
 - ・乳幼児・児童・生徒等に対する防火・防災教育
 2. 「警備及び防災計画」について
 3. 学校保健安全法（抜粋）
 4. 非常変災時等の措置について
- 【資料】安否確認・避難協力

第5章 事故・災害等発生時の心のケア・・・・・・・・・・ 42

1. 心のケアの必要性
 2. 心のケアの基本的理解
 3. 学校園における心のケアの基本的な体制
 4. 平常時の心の健康づくり
 5. 心の健康状態の把握
- 【資料】応急手当

第6章 防災・減災教育のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

- 1. 学校安全の構造と学校防災
- 2. 防災・減災教育のねらい
- 3. 防災・減災教育推進上の留意点
- 4. 教科等における指導の機会
- 5. 家庭、地域社会と連携した指導の機会
- 6. 教職員研修の充実

【資料】引き渡しと待機について

第7章 防災・減災教育モデルカリキュラム・・・・・・・・ 56

- 1. 発達段階に応じた目標
- 2. 歳児別・学年別 防災・減災モデルカリキュラム
- 3. 展開例
- 4. 防災・減災教育 実践事例案
 - (幼稚園)
 - (小学校)
 - (中学校)
 - (特別支援学級)

第1章

これまでの大阪市における自然災害について

《平成26年度常設展示目録（大阪市公文書館）
「大阪の災害～復興と防災のあゆみ」より引用》

大阪は、河川等を使用した水運の要所であり、大阪湾を中心に対外貿易や商工業が発達し、「水の都」と称されてきました。しかし、その一方で大阪湾の最奥部に位置することから高潮や津波の被害を受けやすく、また、淀川をはじめとする河川の氾濫に悩まされてきました。例えば延宝2（1674）年には洪水により旧淀川、旧大和川の堤防が決壊し天満橋、京橋等が流失しました。明治18（1885）年にも旧淀川で大洪水が発生し、新淀川の開削へと繋がりました。

また、水害のみならず、太平洋側沖合の南海トラフ沿いで発生する巨大地震にも襲われていました。江戸時代、安政南海大地震（1854年12月）では大きな揺れと津波の被害に見舞われたことが記録されています。

大阪市に大きな被害をもたらし、その後の施策に影響を与えた北の大火・南の大火、大阪を襲った三大台風といわれる室戸台風・ジェーン台風・第2室戸台風、平成7（1995）年の阪神・淡路大震災です。加えて他都市で発生した大災害に対する市の対応として東日本大震災での救援活動にも焦点をあてました。

1. 明治の2大火一北の大火と南の大火

「大火」と言えば江戸を思いおこしますが、江戸時代や明治時代の大阪でも何度も大火に見舞われてきました。大阪の市街地は家屋が密集し、道路の幅も狭いため、火災が発生すると大火となりやすかったためです。

明治以降の大阪で、最大の大火となったのが北の大火です。明治42(1909)年7月31日午前4時ごろ、北区空心町（現天満橋1丁目付近）にあったメリヤス製造販売業者の家から出火しました。出火原因は、消し忘れた中庭のランプが破裂し、周囲に積まれていたメリヤスの原料品に引火したことです。火災発生時、連日の炎天で家屋が乾燥していたことに加えて強い東風が吹いていたために、炎はまたたく間に燃え広がりました。炎は勢いを増しながら、丸一日かけて曾根崎・堂島一帯を焼き尽くし、福島紡績会社の外柵に至ってようやく鎮火しました。被災区域は51か町・約1.2 km²、焼失戸数は1万1365戸に及びました。

8月1日の深夜、大阪市は中之島公会堂に臨時救護団を組織し、仏照寺をはじめとする5つの救護団出張所を開設して被災者の収容と救援物資の配布に努めました。被災直後の混乱がある程度落ち着きを見せると、明治41年3月に新築されたペスト患者の隔離施設である大阪府立木津川隔離所を借用して、生業への復帰が困難な被災者の半永久的な救護を目指しました。収容者の健康管理の徹底や、職業あっせんなど収容者の自立を支援するほか、所内に木津川学園校舎として尋常小学校と幼稚園を開設するなどしました。

北の大火は建築規則の制度化を大きく促進させ、明治42年8月に「大阪府建築取締規則」が公布されました。また、曾根崎・堂島一帯が壊滅するという甚大な被害を受けて、同年11月の市会で消防設備の充実を図ることが決議されたほか、消防制度も見直されました。同43年、政府は「大阪市消防規

第1章 これまでの大阪市における自然災害について

程」を制定しました。これにより、従来警察組織の中に位置づけられていた消防業務が独立し、東西南北の4消防署と2消防分署が設置されました。

こうして消防制度が躍進するも、大阪市はまたも大火に見舞われます。それが明治45年1月16日に起きた南の大火です。午前1時ごろ、南区難波新地4番町の湯屋・百草湯の煙筒から噴出した火の粉が、強風によって貸座敷・遊楽館の3階の屋根に引火し、約10時間に渡る火災となりました。被災区域は約0.3k㎡、焼失戸数4779戸（全焼4750戸）、死者4名となりました。この大火では、北の大火と比較して、より近代的な消防設備の導入が進んでいましたが、伝達システムの未熟さ、周辺の建物の高さ、道路幅の狭さが大火となった要因と考えられました。

2つの大火は、消防設備の不十分さと消火活動を妨げる狭い道路、消火用水の不足といった火災警備上の課題を認識させました。焼け跡の整理は市区改正の好機とされ、当時進められていた市電敷設計画を変更し、道路が拡幅されました。

2. 室戸台風と小学校の近代化

大阪市は、西は大阪湾、南は大和川を隔てて堺、北は神崎川を隔てて尼崎と接続し、古来水陸交通の要衝でした。さらに、豊富な水量をもつ淀川から分岐した大小の河川・運河が市内を縦横に走るため、水運の便がよい「水の都」として発展しました。しかし、上町台地を境にして、市内東部は地盤が高く、西部にいくにつれて次第に低くなり海に連なるという地形は、台風時に高潮の被害を受けやすいという特徴を持っています。

昭和9(1934)年9月21日、高知県室戸岬で911.9hPaを記録した超大型台風・室戸台風が近畿地方を直撃しました。大阪では、午前8時前後の約20分間、最大瞬間風速60m/秒以上を記録する暴風雨が猛威をふるいました。台風にもなって発生した高潮によって、西大阪を中心とする市域面積の約27%、市内戸数の約25%が浸水しました。とくに学校・港湾施設が壊滅的な被害を受け、港湾機能は一時麻痺、市内の小学校の70%以上が倒壊または大破するという凄惨な状況でした。通学・通勤時間と重なったこと、多くの木造校舎が倒壊したことにより、児童・教職員に多数の犠牲者が出ました。当時、大阪市では新市域における人口激増にともなう学齢児童の増加のために、教室不足に悩まされていました。さらなる児童の増加に備えて、昭和8年に小学校新增築計画が立てられ、事業が進められていたところにこの台風の惨禍にあいました。

大阪市は災害当日に臨時救護本部を設置し、翌22日には臨時市参事会で風水害応急処理費50万円を決定するなど、迅速な対応に努めました。他都市や公私団体などの救援もあり、被災者の救援・復旧作業は急速に進展しました。また、抜本的な復興策として、大阪港復興費2991万円、校園復興費4491万円をはじめとする総額1億504万円の復興予定計画を決定しました。

校園復興においては、鉄筋コンクリート建築と昭和3年以降に築造された耐震木造建築の小学校校舎だけが被害を免れたことを受けて、被災小学校の校舎を全部鉄筋コンクリート造にする復旧計画を立てました。初等教育施設として万全を期すこと、災害発生時の避難所とするために、少なくとも一校に一棟は鉄筋コンクリート造の校舎を建設することとしました。しかし、復興予定計画の実現に必要な国庫補助金が得られなかったため、復旧校舎の8割を鉄筋コンクリート造、2割を耐震木造にする方式がとられることになりました。

当初の計画どおりに国庫補助費が認められなかったために、後退を余儀なくされた大阪復興計画でしたが、室戸台風は、南港防波堤の築造など昭和7年に決定された大阪港修築計画の実現を促進し、

学校校舎の鉄筋化など教育施設の近代化を進めるきっかけとなりました。また、深刻な高潮被害の原因となった西大阪の地盤沈下も強く認識されるきっかけとなりました。

区 別	小 学 校				幼 稚 園				中 等 学 校				合 計
	全壊	半壊	大破	計	全壊	半壊	大破	計	全壊	半壊	大破	計	
大 阪 市	28	71	77	176	4	4	23	31	5	1	6	12	219
北 区	2	6	4	12	—	—	2	2	1	1	1	3	17
此 花 区	2	8	3	13	—	—	4	4	—	—	—	—	17
東 区	1	—	5	6	—	—	7	7	—	—	1	1	14
西 区	1	3	2	6	3	2	3	8	1	—	—	1	15
港 区	1	4	13	18	—	—	—	—	—	—	1	1	19
大 正 区	2	5	2	9	—	—	—	—	—	—	1	1	10
天 王 寺 区	4	2	4	10	—	—	—	—	1	—	—	1	11
南 区	—	2	—	2	1	1	1	3	1	—	1	2	7
浪 速 区	—	9	6	15	—	—	1	1	—	—	—	—	16
西 淀 川 区	3	6	5	14	—	1	2	3	—	—	—	—	17
東 淀 川 区	2	6	11	19	—	—	—	—	—	—	—	—	19
東 成 区	2	5	4	11	—	—	—	—	1	—	—	1	12
旭 区	3	4	3	10	—	—	—	—	—	—	—	—	10
住 吉 区	4	8	6	18	—	—	1	1	—	—	1	1	20
西 成 区	1	3	9	13	—	—	2	2	—	—	—	—	15

備考：『大阪市学事統計』昭和9年による。

室戸台風による大阪市内校舎被害状況
(昭和9年9月) (『新修大阪市史』第7巻より)

3. ジェーン台風

昭和20(1945)年9月、終戦直後の大阪を枕崎台風が襲いました。西大阪一帯の高潮被害を受けて、大阪市は大阪府と共同して応急的な復旧工事にとりかかり、昭和21年度までに西大阪一帯に高さ3～3.5mの防潮堤が構築されました。しかし、敗戦直後の物資窮乏のなかで構築されたため、戦災で焼け落ちたがれきまじりの土砂を使用した盛土堤にすぎないものでした。そのため、同22年度からは継続事業としてその補強工事および排水施設の設置がされることになりました。

昭和25年9月3日、戦災からの復興に向かっていた大阪を巨大台風・ジェーンが襲いました。大阪到達時の中心気圧970.3hPa、最大瞬間風速44.7m/秒を記録したジェーン台風は、発生当時、同9年に襲来した室戸台風に次ぐ規模で、大阪市内に戦後最大の被害をもたらしました。ジェーン台風起因する高潮によって大阪湾の最高潮位は※O.P. +3.85mに達しました。これにより海水が各河川に逆流し、河川水位が上昇して先に築かれた防潮堤を越えて西大阪一帯に猛烈な勢いで流れ込みました。防潮堤は高潮とそれにとまらぬ漂流物で破壊され、全市面積の約30%が浸水、最大水深は2.5mにもなる深刻な高潮被害をもたらしました。

西大阪地域の恒久的な高潮対策の確立が急務となり、ただちに国・大阪府の協力を得て、昭和25年度から「総合高潮対策事業」が計画実施されました。「総合高潮対策事業」は、「西大阪高潮対策事業」を基幹とし、港湾地帯の整備や工業用水道の建設、国鉄構内の防潮堤施設の設置などを含む広範な事業でした。「西大阪高潮対策事業」は、高潮や地盤沈下に関する理論的な調査研究をふまえて計画されました。その内容は、①西大阪地域の河川・運河・海岸沿い124kmにO.P. +3.0～6.5mの防潮堤を築造、②港湾一帯を全面的に盛土、③防潮効果向上のため、利用頻度の少ない河川は廃川とし、利用頻度の高い河川に防潮水門を新設、④全面的な排水施設の整備拡充（ポンプ場20か所新設、橋梁35か所かさ上げ）で、総事業費は221億円に及びました。

第1章 これまでの大阪市における自然災害について

昭和34年3月、およそ9年の歳月を経て「西大阪高潮対策事業」が一応の完成をみました。さらに、同年9月に発生した戦後最大の台風・伊勢湾台風を参考に、同35年から10か年計画の「大阪港特別高潮対策事業計画」を策定し、実施しました。

※O.P. 一大阪湾最低潮位 (Osaka Peil)

Peilは「水位」「基準面」を表すオランダ語であり、O.P.は大阪湾の最低潮位からの高さを示す単位です。明治7（1874）年に観測された大阪港の最低潮位をO.P.±0.0mと定義しています。港湾・河川管理の際の基準となり、特に洪水や高潮を想定した防波堤・防潮堤整備などの防災計画を推進する上での基準として用いられます。

4. 第2室戸台風と防潮対策

昭和36（1961）年9月8日、マーシャル諸島近海で発生した台風は、16日午前9時過ぎに室戸岬に到達しました。日本上陸後の経路が昭和9年の室戸台風とよく似ていたことから「第2室戸台風」と名付けられたこの台風は、大阪到達時の中心気圧937.3hPaと室戸台風を上回り、戦後最大といわれる伊勢湾台風に匹敵するレベルでした。また最大瞬間風速50.6m/秒を記録する暴風により樹木や家屋の倒壊が報告され、城東消防署では勤務実施中の望楼が倒壊しています。

台風は午後1時過ぎに兵庫県尼崎市・西宮市間に再上陸しました。この頃から各地で高潮によって防潮堤が決壊し、消防局職員が逃げ遅れた人々を船艇で救助しました。同日午後7時には大正区・此花区等11区に災害救助法が適用され、動員された1万5000名の市職員によって本格的な援護活動が始まり、排水作業や食糧輸送等が行われました。

16日夜から乾パンや毛布の配給が始まり、避難所では被害の少なかった区の婦人会等による炊き出しが行われました。市全体で1065か所の避難所が設けられ、44万名が収容されました。大阪市全体の被害は、死者7名、負傷者589名、床上浸水6万787戸、床下浸水4万6448戸、家屋倒壊3347戸、浸水地域は西淀川・港・此花・福島等10区にわたり、その面積は31k㎡にも及びました。

昭和25年のジェーン台風以降、市は防潮堤建設とともに地盤沈下対策を進めていましたが、地下水の揚水量は減らず地盤沈下は進みました。そのため、室戸・ジェーン両台風では被害のなかった中之島地区までもが浸水被害を受けることとなりました。地盤沈下が高潮の被害を増大させる要因となっていたのです。

第2室戸台風の被害を受けて、市は新たな地盤沈下対策と防潮堤整備を開始しました。地盤沈下対策では、市会において地下水くみ上げの全面禁止に関する条例案の立案を要請する「市会議長宣言」が出されたことにより、「大阪地盤沈下総合対策協議会」が結成されました。同協議会が政府や国会に立法化を働きかけたことにより、昭和37年には「工業用水法の一部を改正する法律」と「建築物用地下水接取の規制に関する法律」が成立しました。これによって地下水の揚水が厳しく規制され、同40年には西大阪における地盤沈下は終息しました。このように第2室戸台風は単なる自然災害としてだけでなく都市災害としての高潮の問題という側面を持っていました。

第2室戸台風の後、地盤沈下により低くなった防潮堤を回復させるため、昭和36年度から同39年度にかけ「緊急3ヵ年計画」が策定されました。道頓堀川等の防潮堤の改修や橋梁のかさ上げ、さらには堀江等の排水施設改修が行われ、防潮対策が完了しました。

続く昭和40年からは、大阪市、大阪府、そして国によって伊勢湾台風級の超大型台風による高潮に

十分対処できる恒久的施設の建設を目指す「大阪高潮対策恒久的計画」が策定されました。この計画によって淀川以北では従来通りの防潮堤を、以南では防潮水門が設けられました。防潮堤のほか、排水機場等の完成により高潮に対する第一線の防潮ラインが完成しました。以降これを超える高潮は発生していません。

5. 阪神・淡路大震災

平成7（1995）年1月17日午前5時46分に発生した阪神・淡路大震災は、淡路島北部を震源とする活断層の直下型地震で、阪神地域を中心に発生当時としては戦後最大規模の被害をもたらしました。大阪市内でも震度4を記録し、兵庫県に近い西淀川区、此花区、淀川区を中心に全市域で電気・水道・交通網といったライフラインの寸断や建物の倒壊の被害が起きました。

大阪市は火災の鎮火、建物に閉じ込められた人々や下敷きになった人々の救助、ライフラインの復旧活動を急ぎました。そして、西淀川区、淀川区等10区に延べ32か所の避難所を開設して被災者を収容し、2月11日までに延べ3571名が滞在しました。また、住宅の全壊・半壊等により元の住宅に住むことができない被災者へ市営住宅（400戸）や応急仮設住宅（兵庫県民向け270戸を含む711戸）の提供を行いました。

発生日時		平成7年1月17日	
		午前5時46分	
震源	位置	北緯	34.4度
		東経	135.0度
	深さ	14.3km	
	規模	M7.2	

大阪市は、市内の被害地域での活動と同時に、発生当日の午前10時15分には、消防局から消防隊を被災地の神戸市へ、続いて救助隊・救急隊を西宮市、芦屋市に派遣しました。また、神戸市等被災都市と連携し、食糧や飲料水、応急医薬品等の救援物資の搬送、医療チームの派遣、応急給水や水道復旧のための職員の派遣等緊急を要する救援活動に尽力しました。被災地への職員派遣は、平成7年6月末まで実施され、延べ2万1685名の職員が災害応急・災害復旧活動に従事しました。

また、弁天ふ頭に停泊した民間フェリーやインテックス大阪等に休息所を開設し、多くの被災者を受入れました。被災者への対応は市職員だけでなく市民ボランティアの手によって行われました。このボランティアへの注目や地域による救助活動が行われたことによって「共助」という言葉もクローズアップされました。

阪神・淡路大震災は、これまで関西で大きな地震は起こらないと言われてきた中で発生しました。ライフラインの途絶により平常の市民活動や救援活動が困難になるという都市のもろさが露呈したことで、都市の安全性を考え直す契機となりました。大阪市では、市民が安心して生活し活動できる都市を作るため「大阪市地域防災計画策定委員会」を設置、震度7の直下型地震を想定し「地域防災計画」の抜本的な見直しを進め、平成9年度に「大阪市地域防災計画(震災対策編)」が策定されました。地域防災計画の中では、災害に強い「都市空間づくり」「都市施設づくり」「人と組織づくり」「防災体制づくり」「情報ネットワーク基盤づくり」という5つの指針を掲げました。そしてそれぞれ避難所の整備や、防災知識の普及、情報伝達・収集のための通信施設の整備等個別の計画が作られていきました。

6. 東日本大震災と他都市への救援活動

平成23（2011）年3月11日午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震は、関東大震災（M7.9）や昭和8年3月の昭和三陸地震（M8.1）を上回るM9.0、最大震度7という規模で、日本観測史上最大、世界的にも1900年以降史上4番目の超巨大地震となりました。

この地震の特徴の1つとしてあげられるのが、広範囲で発生した津波です。最大で10mを超える高さの津波が押し寄せた地域もあり、東北地方から関東地方の太平洋沿岸が壊滅的な被害を受けました。東京電力福島第一原子力発電所も津波の被害を受け、全電源を喪失し放射性物質を漏れいさせる原子力事故へと発展しました。今もなお、大勢の被災者が住みなれた土地を離れ避難生活を余儀なくされています。

発生日時		平成23年3月11日	
		午後2時46分	
震源	位置	北緯	38.1度
		東経	142.9度
	深さ	24 km	
	規模	M9.0	

東日本大震災の強い揺れは、震源から遠く離れた大阪市内でも震度3を記録しました。高層ビルの上部では※長周期地震動により地上を超える揺れが長く続きました。また、全国的に大津波警報、津波警報、または津波注意報が発令され大阪湾の水門も閉鎖されました。11日午後9時2分には60cmの津波を観測しています。地震の揺れによりエレベーターに閉じ込められるなどの事故が発生しましたが、小規模な被害にとどまりました。

大阪市は、地震発生当日に、被災地支援を開始するため「大阪市災害対策本部」を立ち上げました。緊急消防援助隊をはじめとする応急実働部隊を派遣すると共に、災害用食糧・飲料等を被災地へと送りました。また、国や日本水道協会等全国組織の要請を受けて職員派遣も行いました。福島第一原子力発電所にも、緊急消防援助隊を派遣しています。地震当日から被災地に派遣された職員は、廃棄物処理支援や応急給水支援を中心に1906名（延べ2万4673名）、現在も区画整理事業等で20名が被災地で活動をしています（平成26年6月30日現在）。

市は現地での被災地支援に加え、大阪市内において支援活動を行ってきました。市役所や区役所に募金箱を設置し受付けた義援金は、平成26年6月30日時点で総額10億8207万6985円に上り、日本赤十字社を通じて被災者に届けられました。募金に加え支援物資の提供も受け、毛布やタオル、ウェットティッシュ等が被災地へと送られました。

また、大阪市は、津波で家屋を失った被災者や、原発事故で帰宅できない避難者に対し、インテックス大阪に一時避難所を設置したり（延べ17世帯28人）、市営住宅や職員公舎等で受入れを実施しました。

※長周期地震動—地震が発生する周期が数秒以上のゆっくりとした揺れのこと。特に高層建築物が共振しやすく急速に振動が増幅し大きな被害を出す恐れがあります。

（平成26年度常設展示目録_大阪市公文書館「大阪の災害～復興と防災のあゆみ」より引用）

7. 大阪市のおもな災害（市制施行～平成26年）

年 月	大 阪 市 の う ご き	月	そ の 他
明治 22 (1889)	4 大阪市制施行 市中の消防事務が大阪府警察本部から大阪市へ移管される		
	8 淀川・大和川が氾濫する		
	10 大阪市消防規則制定		
23 (1890)	9 新町大火(民家1891戸など焼失)		
25 (1892)	12 三軒家の火事(民家270戸焼失)		
27 (1894)		7	日清戦争勃発
29 (1896)		6	明治三陸地震津波(M8.5)
	9 淀川大洪水		
	9 淀川開削工事着手、新淀川開削		
30 (1897)	4 第1次市域拡張(市域面積55km ²)		
31 (1898)		10	大阪市制特例廃止、田村太兵衛が初代大阪市長となる
32 (1899)		3	罹災救助基金法公布
36 (1903)		3	第5回内国勧業博覧会、開催
37 (1904)		2	日露戦争勃発
42 (1909)	7 << 大阪市の人口が100万人となる >> 北の大火(民家1万1365戸など焼失)		
43 (1910)	3 政府、勅令によって大阪市消防規程を定める 4 大阪市消防規程施行(警察署から消防署が独立する)	8	大阪府建築取締規則施行
44 (1911)	5 自動車付消防ポンプを購入		
45 (1912)	1 南の大火(民家4779戸など焼失)		
		7	大正と改元
大正 元 (1912)			
3 (1914)		7	第一次世界大戦勃発
	10 淀川、右岸決壊により氾濫する << 米騒動を機に、社会事業が行われるようになる >>	7	米騒動勃発
7 (1918)			
8 (1919)	8 淀川左岸水害予防組合設置		
10 (1921)	3 第1次都市計画事業認可		
12 (1923)	6 大阪都市計画区域内防火地区指定の件、内閣の認可を受ける		
13 (1924)	11 更正第1次大阪都市計画事業、内閣の認可を受ける	9	関東大震災(M7.9)
14 (1925)	4 第2次市域拡張(市域面積182km ²)		
		5	北但馬地震(M6.8)
15 (1926)	6 淀川右岸水害予防組合結成	12	昭和と改元
昭和 元 (1926)			
2 (1927)	2 北丹後地震により、大阪市内で液状化現象が起こる		
3 (1928)	総合大阪都市計画の決定及び市区改正設計の変更について内閣の認可を受ける		
8 (1933)	地盤沈下の調査を開始	3	昭和三陸地震(M8.1)
9 (1934)	9 室戸台風来襲		
	10 室戸台風にとまなう「大阪港復興計画」に着手		
12 (1937)		7	日中戦争勃発
13 (1938)		7	阪神大水害
14 (1939)	12 十三の大火(41棟110戸焼失)		
16 (1941)	10 西大阪一帯に高潮来襲	12	太平洋戦争開始
18 (1943)	1 新世界大火(映画館2、劇場1、店舗6など焼失)		
19 (1944)	9 大阪港に高潮来襲		
	12 東南海地震の影響で港湾施設に甚大な被害が出る 大阪市空襲の被害を受ける	12	東南海地震(M7.9)
20 (1945)		8	終戦
	9 枕崎台風の影響で高潮が発生する		
21 (1946)	12 大阪港で、昭和南海地震による津波を観測	12	昭和南海地震(M8.0)
22 (1947)		5	日本国憲法施行
		10	災害救助法公布
		12	消防組織法公布
23 (1948)	3 大阪市消防本部(大阪市消防局)を設置 4 救急業務を開始	3	消防組織法施行
		6	福井地震(M7.1)、これを機に震度7が設定される
		7	消防法公布
25 (1950)		5	建築基準法公布
		6	朝鮮戦争勃発
	9 ジェーン台風来襲		
	12 大阪府・大阪市、総合的な高潮対策として「西大阪高潮対策事業」を決定 大阪府「大阪市内河川高潮防除対策事業」、大阪市「大阪港高潮対策事業(防災事業)」に着手		
26 (1951)	10 ルース台風大阪を襲う		
27 (1952)	緊急水害対策事業と高潮防除排水事業を開始		
	10 大阪市耐火建築促進条例制定		
30 (1955)	4 第3次市域拡張(市域面積202km ²)		

第1章 これまでの大阪市における自然災害について

年 月	大 阪 市 の う ご き	月	そ の 他
昭和 34 (1959)	3 西大阪防潮堤完成 4 地盤沈下防止条例制定	9	伊勢湾台風
35 (1960)	大阪港特別高潮対策事業計画を策定実施	5	チリ地震(M9.5/観測史上最大) 翌日日本三陸海岸に最大6.1mの津波来襲 大阪府、「大阪地盤沈下対策事業」が治水5か年計画の一環に採択され、河川事業の「大阪高潮対策事業」と名称変更(～39年)
36 (1961)	9 第2室戸台風来襲 10 「地下水くみ上げの全面禁止に関する条例案について市会の総意を休し、関係常任委員会にその立案を要請する」と異例の「市会議長宣言」が出される	11	災害対策基本法公布
	12 大阪府、大阪市、昭和39年度完成を目標とする市内河川防潮施設の「大阪高潮対策緊急3か年計画」を決定		
37 (1962)	3 大阪市防災建築街区造成条例制定 4 大阪府、大阪市「高潮対策緊急3か年計画」に着手 大阪市火災予防条例公布	10	東京オリンピック
39 (1964)	4 「高潮対策緊急3か年計画」完成	10	大阪府「大阪高潮対策事業(恒久計画)」策定
40 (1965)	4 大阪府、大阪市「高潮対策恒久計画対策事業」に着手		
41 (1966)	《地盤沈下終息に向かう》		
42 (1967)	大阪府、大阪市「大阪港高潮対策事業(恒久計画)」策定	8	公害対策基本法公布、施行
	9 住吉区・日本ガス工業KK爆発火災 10 道頓堀川改修工事完成		
44 (1969)	4 耐爆化学車が完成	3	大阪万国博覧会
45 (1970)	4 天神橋筋六丁目、地下鉄谷町線延伸工事現場でガス爆発(死者79名、重軽傷者420人) 5 西日本初の消防ヘリコプター“おおさか1号”を配置、消防航空業務を開始		
47 (1972)	5 千日前ビル火災(死者118人)	9	災害弔慰金の支給等に関する法律成立
48 (1973)		8	震災時の避難地が決定される
50 (1975)			
53 (1978)	5 防潮堤の集中監視装置が始動 10 消防局、全国に先がけて火災・救急業務自動化システムの運用を開始	6	大規模地震対策特別措置法公布
57 (1982)		2	ホテルニュージャパン大火災
58 (1983)		5	日本海中部地震(M7.7)
60 (1985)	3 なにわ大放水路本格的に着工	1	平成と改元
64 (1989)			
平成 元 (1989)	消防指令情報システムの運用開始	4	国際花と緑の博覧会開幕 救急救命士法制定
2 (1990)			
3 (1991)	淀の大放水路着工		
4 (1992)	7 救急救命士活動開始	3	地下鉄サリン事件
5 (1993)	5 降雨情報システム稼働開始	6	地域防災対策特別措置法制定
7 (1995)	1 阪神・淡路大震災発生 5 市会に災害対策委員会設置		
8 (1996)	7 地域防災リーダーの組織化 8 震災工作車が完成 9 震災等災害時用マンホール(仮設トイレ汚水受入れ施設)の第1号が中島公園に完成 10 都市災害救助隊発足 12 災害時に下水の高度処理水を利用する防火・生活雑用水供給設備の第1号が平野下水処理場内に完成		
9 (1997)	阪神・淡路大震災を受け変更された「大阪市地域防災計画(震災対策編)」が策定される 3 初動消防活動支援システムの運用開始 新しい震災対策消防計画を樹立	5	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律制定
	10 化学災害救助隊発足		
10 (1998)	4 航空救助隊発足 消防情報システム「ANSIN」運用開始	5	被災者生活再建支援法公布
12 (2000)	3 なにわ大放水路完成		
16 (2004)		10	新潟県中越地震(M6.8)
17 (2005)		3	国の中央防災会議において、地震防災戦略が決定
		4	日本DMAT(災害派遣医療チーム)設立
18 (2006)		1	建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)改正
19 (2007)	10 緊急地震速報、本格導入		
20 (2008)	3 「大阪市耐震改修促進計画」策定	3	東日本大震災(M9.0)
23 (2011)		8	紀伊半島豪雨災害(台風12号)
		5	東日本大震災を受けて、災害対策基本法の一部を改正
25 (2013)		8	紀伊半島豪雨を受けて、特別警報導入
		9	台風18号による被害発生、初の特別警報発令
26 (2014)	「大阪市防災・減災条例(仮称)」の制定を目指す		

(平成26年度常設展示目録_大阪市公文書館「大阪の災害～復興と防災のあゆみ」より引用)

第2章

災害と本市で想定される被害


《市民防災マニュアルより（大阪市危機管理室）》

1. 地震・津波

●地震のメカニズム（しくみ）を知る

海溝（プレート境界）型の地震

海洋プレートが大陸プレートの下に沈み込み続けているために、ひずみが限界に達すると大陸プレートが跳ね上がって起こる地震。東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）がその代表例です。



特徴


- 揺れている時間が長い（1分以上）
- 津波が襲ってくる可能性が高い
- 90年から150年程度の間隔で発生する

地震例

東海地震、東南海地震、南海地震、北海道南西沖地震、東北地方太平洋沖地震、スマトラ沖地震など

内陸活断層による地震

陸地の地下（ユーラシアプレートの内部）で活断層がずれて起こる地震。兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）がその代表例です。



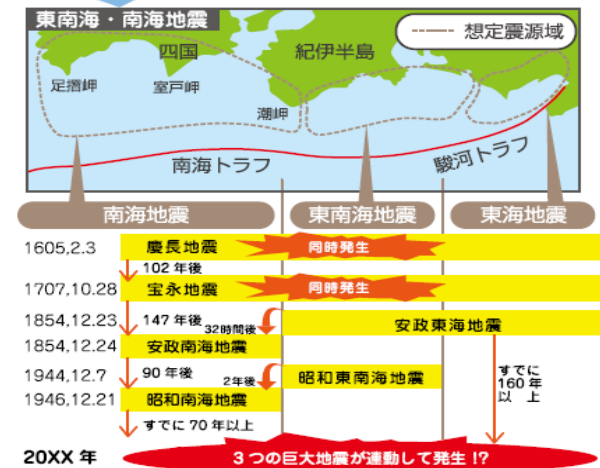
特徴

- 揺れている時間が短い（10秒から数十秒）
- 震源が浅いため、断層の近くでは揺れが激しい
- 千年から1万年程度の間隔で発生する

地震例

濃尾地震、三河地震、兵庫県南部地震、熊本地震、新潟県中越地震、新潟県中越沖地震など

今後、想定される地震は



上町断層帯地震は、陸域で発生するタイプの地震で、マグニチュード7クラスに達することもあります。上町断層帯は、豊中市から大阪市域の中心部を通り岸和田市にまで至る長さ約42kmの活断層です。他にも上図のような活断層が知られています。

東南海・南海地震は、100年から150年の周期でマグニチュード8クラスの巨大地震が発生しており、今世紀の前半にも発生するといわれています。

●地震による揺れと被害

震度 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの人が驚く ・電灯などのつり下げ物は大きく揺れる
震度 5 弱	<ul style="list-style-type: none"> ・大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる ・棚にある食器類や本が落ちることがある
震度 5 強	<ul style="list-style-type: none"> ・物につかまらなると歩くことが難しい ・固定していない家具が倒れることがある
震度 6 弱	<ul style="list-style-type: none"> ・立っていることが困難になる ・壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある
震度 6 強	<ul style="list-style-type: none"> ・はわないと動くことができない、飛ばされることもある ・耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える
震度 7	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある ・耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える

大阪市に想定される被害

※発生確率は今後30年以内に地震が起こる予測値
(令和2年1月1日現在)

震度7	震度5強
震度6強	震度5弱
震度6弱	震度4以下

南海トラフ巨大地震

マグニチュード **9.0 ~ 9.1**

- 死者 約 12万人
- ※大部分は津波によるもので、避難が遅れた場合です。(津波浸水想定は7ページ参照)
- 全半壊建物 約 296,000棟

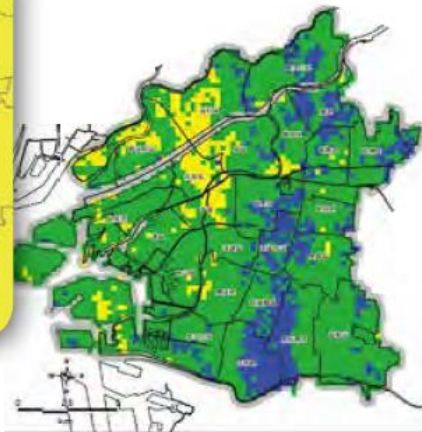


東南海・南海地震

マグニチュード **7.9 ~ 8.6**

発生確率 **70% 程度**

- 死者 約 100人
- 全半壊建物 約 26,200棟



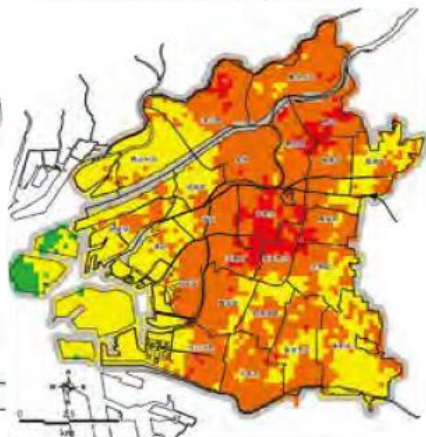
上町断層帯地震

マグニチュード **7.5 ~ 7.8**

発生確率 **2 ~ 3%**

(活断層の中では発生確率の高いグループ)

- 死者 約 8,500人
- 全半壊建物 約 276,700棟

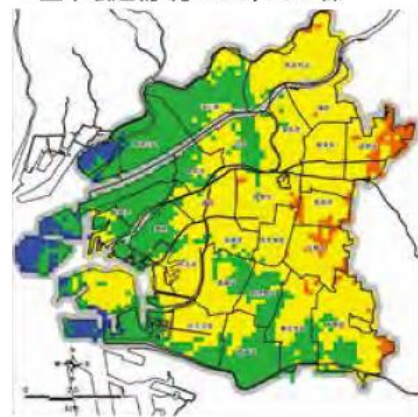


生駒断層帯地震

マグニチュード **7.3 ~ 7.7**

発生確率 **0 ~ 0.2%**

- 死者 約 1,400人
- 全半壊建物 約 135,100棟

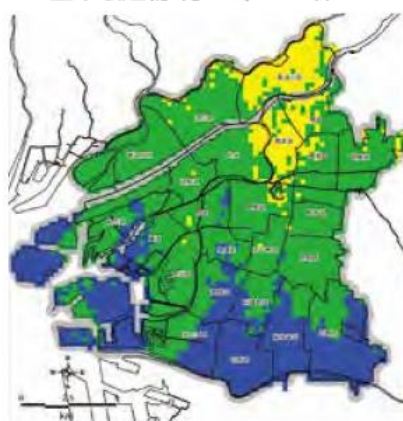


有馬高槻断層帯地震

マグニチュード **7.3 ~ 7.7**

発生確率 **0 ~ 0.04%**

- 死者 約 100人
- 全半壊建物 約 14,400棟

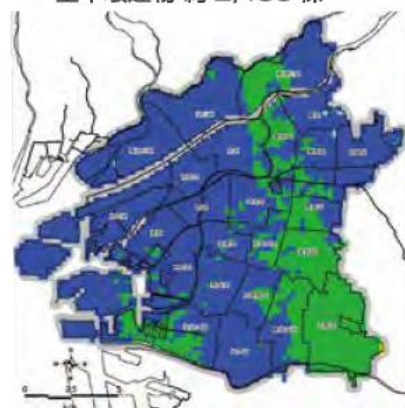


中央構造線断層帯地震

マグニチュード **7.7 ~ 8.1**

発生確率 **0 ~ 12%**

- 死者 0人
- 全半壊建物 約 2,400棟



●地震に備えて【大阪市 HP】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/category/3023-2-6-0-0-0-0-0-0-0.html>

●災害想定(震度分布・液状化予測・津波浸水限定)【大阪市 HP】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011946.html>

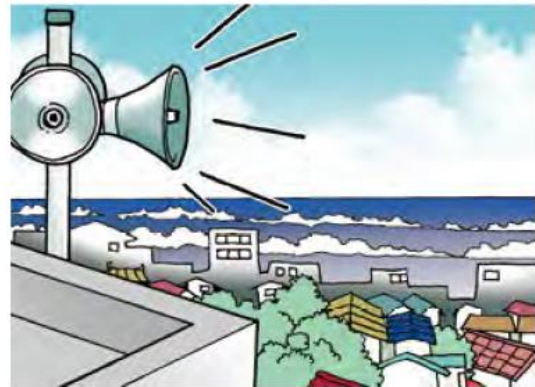
●津波・水害から命を守るために 水害ハザードマップ【大阪市 HP】

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000299877.html>

津波から身を守るために

南海トラフ地震発生後、大阪府の想定では1時間50分で、1mを超える津波が大阪市に到達するとされています。

大阪市では津波等の水害から市域を守るために防潮堤を整備していますが、東日本大震災の教訓を踏まえ、大阪市域に津波警報・大津波警報が発表された場合は、速やかに避難してください。



津波浸水想定

下図は南海トラフ地震により津波が発生し、防潮堤に設置されている防潮扉などが閉められなかった場合も想定しています。



※防潮堤の沈下を考慮

南海トラフ巨大地震（マグニチュード9.0～9.1）



東南海・南海地震（マグニチュード7.9～8.6）

津波の特徴

速くて力が大きい

沿岸部でも津波は短距離選手なみのスピードでせまってきます。また、くるぶし程度の波でも力が大きく、立っていることができません。

津波は川をさかのぼる

津波は川をさかのぼってきます。沿岸部に限らず、河川流域でも津波に対する警戒が求められます。

繰り返しやってくる

津波は繰り返しおそってきます。警報、注意報が解除されるまで避難している高い場所にとどまりましょう。

引き波があるとは限らない

津波が来る前には、引き波があると言われることがありますが、前触れなく津波が来ることもあります。

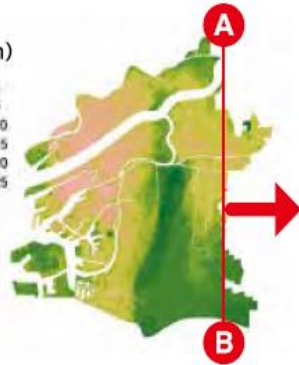


2. 風水害

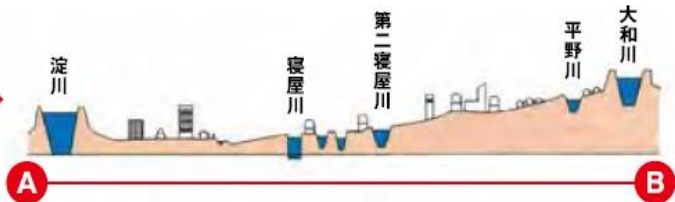
● 大阪市は水害に弱い地形

大阪市には多くの川があり、江戸時代には「浪華八百八橋」と呼ばれるなど水の都として発展してきました。弥生時代まで遡ると、現在の市域の半分まで海が広がり、内陸部でも湖が広がっていました。このような成り立ちから、市街地の多くが低地で水害に弱い地形といえます。

海面からの地盤の高さ(m)



地盤高断面図 (A ~ B 断面)



● 大きな被害をもたらす台風や集中豪雨

台風は、7月から10月にかけて日本に接近・上陸するものが多く、強い風とともに広い範囲に長時間にわたって大雨を降らせます。また、台風が接近して気圧が低くなると海面が持ち上がり、さらに強風によって海水が海岸に吹き寄せられて海面が高くなる高潮が発生します。そのほか、近年、限られた地域で短時間に降る、いわゆるゲリラ豪雨による浸水被害が多発しています。この集中豪雨をもたらす積乱雲（入道雲）は短時間で急激に発達するため、突発的に大雨が降ります。



風と雨の強さ


風の強さと想定される被害

平均風速 (m/秒) 予報用語	想定される被害
10以上～15未満 やや強い風	傘がさせない
15以上～20未満 強い風	風に向かって歩くことができない
20以上～25未満 非常に強い風	車の運転を続けるのは危険な状態となる
25以上～30未満 非常に強い風	樹木が倒れ始める 瓦が飛び始める
30以上～ 猛烈な風	屋根が飛ばされるなど、木造住宅が壊れ始める



雨の強さと想定される被害

1時間雨量 (mm) 予報用語	想定される被害
10以上～20未満 やや強い雨	長く続くときは注意が必要
20以上～30未満 強い雨	側溝などから水があふれることがある
30以上～50未満 激しい雨	マンホールから水があふれることがある
50以上～80未満 非常に激しい雨	地下街に雨水が流れ込むことがある
80以上～ 猛烈な雨	大規模な災害が発生するおそれ強い



想定される水害

大阪市で想定されている水害は、河川氾濫、内水氾濫、高潮、津波の4種類です。

- ①②③④⑤ 河川氾濫… 河川水位が堤防より高くなったときや、堤防が壊れたときに河川の水が市街地などに流れ込む水害です。
- ⑥ 高潮氾濫…………… 台風や発達した低気圧が通過するとき、海水面（潮位）が大きく上昇する水害です。
- ⑦ 内水氾濫…………… 市街地に降った雨が下水道などから排水することができずにあふれ、建物や土地・道路が水に浸かってしまう水害です。内水とは、下水道のポンプによる排水がなければ、降雨を河川へ排水できない地域の雨水のことです。

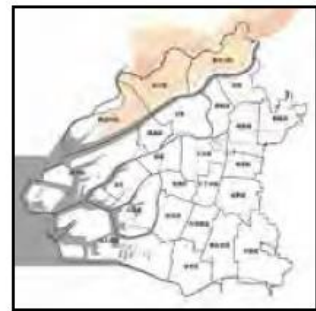
① 淀川が氾濫した場合



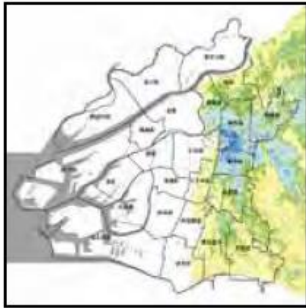
② 大和川・東除川・西除川・石川が氾濫した場合



③ 神崎川・天竺川・高川・安威川が氾濫した場合



④ 寝屋川・第二寝屋川・平野川・平野川分水路・古川が氾濫した場合



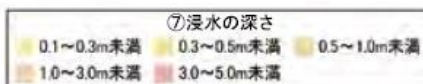
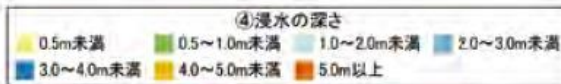
⑤ 大川・堂島川・安治川・土佐堀川・木津川・尻無川が氾濫した場合



⑥ 高潮が発生した場合



⑦ 内水氾濫した場合



風水害から身を守るために

普段から備えておく

- ・水害ハザードマップで、自分の住んでいる場所がどの程度浸水するおそれがあるのか把握しましょう。
- ・周りより低い場所など、危険な箇所を把握しましょう。
- ・避難場所や避難ルートを確かめましょう。
- ・側溝や排水溝などにごみや落ち葉は溜まっていないかなど、家のまわりの点検をしましょう。
- ・浸水のおそれがある地域や低い土地に住んでいる方は、土のうなどの準備をしておきましょう。

気象情報に注意する

テレビやラジオ、電話（177）、インターネットなどを利用して、気象庁から発表される警報・注意報などの情報に注意しましょう。

降雨情報

大阪市のホームページ

(<http://www.ame.city.osaka.lg.jp/pweb/>) で、市内の雨の量などの情報がご覧いただけます。



むやみに外出しない

台風が接近しているときや豪雨のときは、外出しないようにしましょう。やむを得ず外出する際は、気象情報を確認し、少しでも危険を感じる場所には近づかないようにしましょう。特に堤防・海辺・河川への見物は事故のもとです。

風が強いとき

路上にいるとき

強風で瓦や看板が飛んだり、街路樹などが倒れたりします。無理して歩かず近くの頑丈な建物に避難しましょう。



大雨のとき

川边にいるとき

上流の豪雨により、川が急に増水する危険があります。川などに近づかないようにしましょう。避難情報が出れば、速やかに建物の3階以上へ避難しましょう。なお、強風や豪雨の時には、防災スピーカーからの避難情報が聞こえないこともあるので、十分に注意しましょう。

都市型水害の特徴

大都市ではアスファルトで固められた部分が多く、大量の雨水が一気に下水道へ流れ込み、排水の処理能力を超えマンホールや側溝から地上にあふれ、地下街や地下室を襲う災害も起こっています。

地下にいるときは、安全と思いません、雨の降り方や降っている時間に気をつけ、外で何が起きているのかを把握するようにしましょう。

階段を流れ落ちる水の勢いは強く、地上への避難は困難になりますので、地下への浸水が予想されるときには早めに避難しましょう。



●資料● 防災施設・災害情報など

行ってみよう!

大阪市立阿倍野防災センター

大阪市阿倍野区阿倍野筋 3-13-23 あべのフォルサ3階
 TEL: 6643-1031 FAX: 6643-1040
<http://www.abeno-bosai-c.city.osaka.jp/>
 地震発生直後の街並みなどを体感し、消火・避難・救助といった一連の行動をリアルに体験することができる施設です。あなた自身や家族を守り、街を守り、人を助けることができる「体験」を通じて災害について考え、学んでみませんか。



- ご利用：無料
- 開館時間：10時から18時
- 休館日：水曜日、毎月最終木曜日（祝日の場合はその翌日）、年末年始（12/28～1/4）

津波・高潮ステーション

大阪市西区江之子島2-1-64
 TEL: 6541-7799 FAX: 6541-7760
<http://www.pref.osaka.lg.jp/nishiosaka/tsunami/>

かつて大阪を襲った高潮や近い将来必ず大阪を襲うと言われていた東南海・南海地震とともに、地震、津波発生時の対応などを学べる広く開かれた施設です。



阪神・淡路大震災記念
人と防災未来センター

神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
 TEL: 078-262-5050
 FAX: 078-262-5055
<http://www.dri.ne.jp/>

阪神・淡路大震災の経験と教訓を映像や実物資料展示などにより後世に伝え、防災のあり方について学ぶことのできる施設。資料室以外は有料。



電話が使えないとき・・・

大規模な災害時には、一般電話や携帯電話の通話が制限されます。NTTの災害用伝言ダイヤルや携帯電話の災害伝言板を活用して、家族や友人に連絡しましょう。

① 災害伝言ダイヤル171

NTT西日本（一般電話：音声）
 「171」をダイヤルし、ガイダンスにしたがって伝言を登録・再生できます。



② 災害伝言板

安否情報を登録すると、家族や友人が携帯番号やパソコンから確認できます。詳しくは、各社のホームページなどをご覧ください。

携帯電話 災害伝言板

<NTTドコモ>
<http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>

<a u>
<http://dengon.ezweb.ne.jp/>

<ソフトバンク・ワイモバイル>
<http://dengon.softbank.ne.jp/>

<web171 (NTT)>
<https://www.web171.jp/>

③ 安否情報総合検索

安否情報や災害時伝言板の内容を検索したい場合
 <J-anpi 安否情報まとめて検索>
<https://anpi.jp/>



災害情報をお知らせします

緊急地震速報

気象庁では、強い揺れが到達する前に地震の発生をお知らせする、緊急地震速報を提供しています。最大震度5弱以上と推定した地震の際に、震度4以上の地域へ強い揺れが来る数秒～数十秒前にお知らせするものです。テレビで「まもなく強い揺れがきます」などというテロップが流れるなどの予告が行われますので、身を守るための適切な行動がすばやくできるように日頃から考えておきましょう。



緊急速報メール

大阪市では携帯電話各社の緊急速報メールサービスを利用して、災害発生時における避難勧告や指示などの緊急情報を大阪市内の携帯電話等に一斉配信します。

- 受信料は無料です。
- 受信すると専用着信音流れ、内容がポップアップ表示されます。
- 一時的にエリア内にいる来阪者も情報が受信できます。

※携帯電話の機種により受信できない場合や、あらかじめ受信設定が必要な場合があります。

※緊急速報メール受信可能機種及び受信するための設定方法については各社のホームページをご覧ください。

<NTTドコモ> <https://www.nttdocomo.co.jp/service/safety/aremail/>
 <a u> <http://www.au.kddi.com/mobile/anti-disaster/kinkyu-sokuho/>
 <ソフトバンクモバイル> http://www.softbank.jp/mobile/service/urgent_news/

もしものときに備えて

大阪市危機管理室

TEL : 6208-7388 FAX : 6202-3776
<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/>

危機管理室ホームページでは、地震や風水害に対する日ごろからの備えや避難場所などを紹介しているほか、災害時には被害状況や対応状況などの緊急情報を提供します。各区の「防災マップ」も掲載しています。



大阪市防災アプリ

浸水想定図、避難場所の情報のもとより、気象庁の警報や市からのお知らせの自動配信など、避難するかどうかの判断に役立つ情報も確認できます。



(iPhone用)



(Android用)

大阪市消防局

<http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/>

地震、火災発生などの非常時の対応や、救急に関する情報など。キッズ用ページ（キッズルーム）もあります。



各区役所

地域ごとの防災マップ作成や出前講座を行うなど、特色ある取り組みがなされています。区のホームページなどをご覧ください。

大阪市建設局（降雨情報）

<http://www.ame.city.osaka.lg.jp/pweb/>
市内の雨の量などの情報がご覧いただけます。



おおさか防災ネット

<http://www.osaka-bousai.net/osaka/>

地震・津波・台風情報や気象に関する注意報・警報、府内に発表される避難勧告や指示情報、ライフライン情報へのリンクなど幅広い防災情報を提供しています。

また、携帯メールアドレスを「防災情報メール」に登録しておく、気象・地震・津波情報などがメールで配信されます。

登録方法／解除したい場合も同じ方法です。

「touroku@osaka-bousai.net」へ空メールを送信すると登録（解除）用メールが送られてきます。バーコードリーダー機能付き携帯ならQRコードを読み取り送信してください。



総務省消防庁

<http://www.fdma.go.jp/>

e-カレッジ

<http://www.e-college.fdma.go.jp/>

さまざまなコースやテーマごとに学習でき、子ども向けのコースもあります。

消防防災博物館

<http://www.bousaihaku.com/>

いざというときの情報から専門的知識まで満載のインターネット上のミュージアム。

内閣府防災情報

<http://www.bousai.go.jp/>

国内各地の災害情報や国の各種施策を掲載。

気象庁

<http://www.jma.go.jp/jma/>

防災気象情報・気象等の知識について掲載。

国土交通省 防災情報提供センター

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>

川の防災情報ほか国土交通省の保有する防災情報を提供。

地震調査研究推進本部（文部科学省関連）

<http://www.jishin.go.jp/main/>

毎月の地震活動や発生する確率などの評価を調査。

・（子ども向け）「地球キッズ探検隊」地震の謎にせまる。

<http://www.jishin.go.jp/kids/>

財務省 地震保険のページ

http://www.mof.go.jp/financial_system/earthquake_insurance/jisin.htm

地震保険の内容や保険料について掲載しています。

大阪市ボランティア・市民活動センター

<https://ocvac.osaka-sishakyo.jp/>

日本赤十字社大阪府支部

<http://www.osaka.jrc.or.jp/>

第3章

本市の主な災害対策

《市民防災マニュアルより(大阪市危機管理室)》

1. 大阪市防災・減災条例

～ 自助・共助・公助で命を守る ～

大阪市では、平成 27 年 2 月 1 日から大阪市防災・減災条例を施行し、公助に加えて、自助・共助による防災・減災の仕組みづくりを推進しています。

① 大阪市・市民・事業者の責務と役割の明確化、連携協力

大阪市と市民・事業者の防災に関する主な責務と役割を明確化しました。

- 大阪市
 - ・大阪市・区地域防災計画の作成
 - ・自主防災活動への支援
 - ・災害時の市民生活の安定を図るための業務継続計画の作成
- 市民
 - ・自宅等の安全性の確保や防災知識の習得
 - ・防災訓練への参加
 - ・自主防災組織の結成
- 事業者
 - ・事業所等の安全性の確保や防災資機材の整備
 - ・防災訓練への参加
 - ・防災・減災計画や災害時の事業継続計画の作成

② 自主防災組織の確立による地域防災力の向上

地域における自助・共助を推進し、市民の皆さんや自主防災組織の取組みを通じて、防災力向上を図ります。

- 地区防災計画の作成、自主防災活動の推進
- 毎年 1 回以上の防災訓練の実施
- 避難や災害に関する情報収集
 - ・あらかじめ避難場所や避難経路等の確認をしておく。
 - ・災害発生時やそのおそれがある時には、自ら積極的に情報収集を行う。
- 避難場所の確保
 - ・地域の特性に応じて、施設管理者の協力を得て、あらかじめ津波等による浸水から避難することのできる場所の確保に努める。
- 災害時の避難所運営への協力
- 避難行動要支援者の避難支援
 - ・自主防災組織は、避難行動要支援者の避難支援に関する計画を作成し、必要な取組を行うよう努める。

③ 地域特性をふまえた災害リスクへの対応

大阪市と市民・事業者は、次のことに取り組みます。

- 豪雨等による浸水被害の防止・軽減対策
- 地下街等の管理者による、津波や豪雨による浸水からの避難確保計画の作成及びその実施
- 大阪市施設の耐震対策や市民・事業者による建築物の耐震化の促進
- エレベーター閉じこめ防止対策
- 建築物の不燃化など市街地の防災構造の改善
- ターミナル駅周辺での帰宅困難者対策の推進

④ 多様な主体による参加・参画推進

- 大阪市は、女性や高齢者、障がい者など、さまざまな人が防災・減災対策に参画しやすい環境づくりを進めます。
- ニーズに応じた備蓄品目の拡充など、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等）に配慮した防災・減災対策を進めます。

(市民防災マニュアルより引用)

○ 大阪市防災・減災条例を制定しました【大阪市 HP】

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000291154.html>

2. 大阪市の防災計画

市地域防災計画

- 大阪府防災会議が作成する、市全体の災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興に関する内容を定めた計画
- 本市・行政機関・公共機関等の防災対策や、市民等・事業者による自主防災活動との連携・支援など、総合的な防災活動を記したもの

区地域防災計画

- 各区役所が、市地域防災計画をもとに区の特性をふまえて作成する、区の災害予防、災害応急対策、災害復旧対策に関する内容を定めた計画

地区防災計画

- 地域の住民や事業者の方々が作成する、地域の防災活動に関する内容を定めた計画
- 地域での防災訓練の実施や、食料や水等の備蓄、高齢者等の避難支援など、地域の自発的な「共助」による防災活動を記したもの

(市民防災マニュアルより引用)

- 大阪市地域防災計画 <共通編・対策編>【大阪市HP】(令和4年4月)

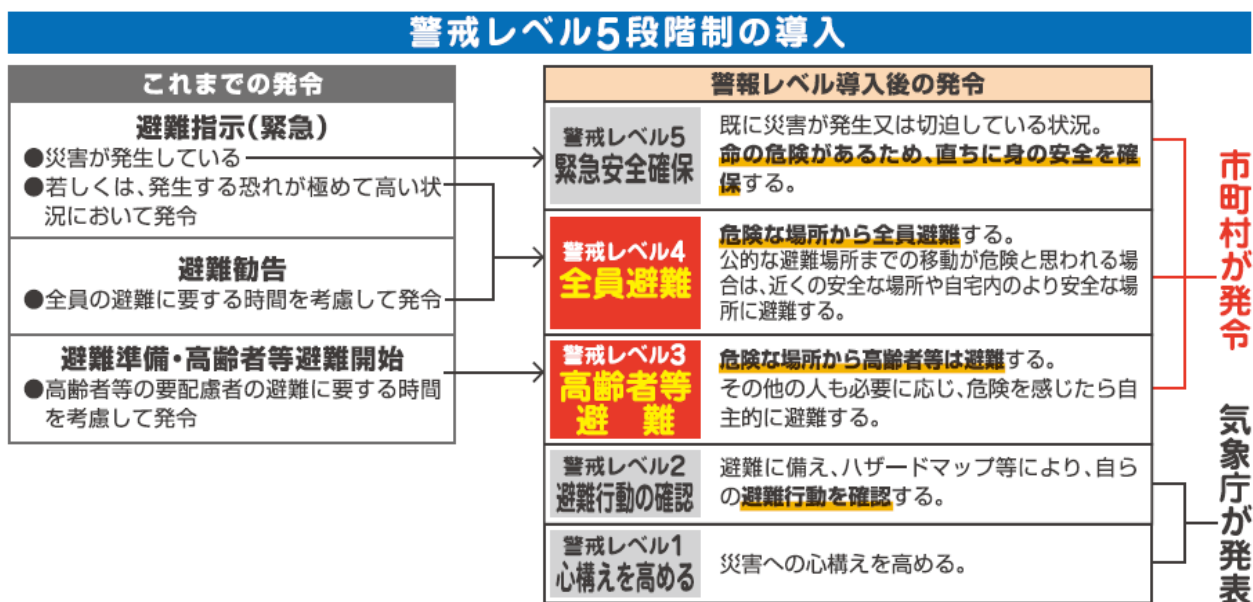
<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011958.html>

- 大阪市地域防災計画<資料編>【大阪市HP】(令和4年4月)

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000042642.html>

●避難情報が見直されました!!

「平成30年7月豪雨」の際、多くの自治体で“避難勧告等が発令されましたが、自宅にとどまるなど避難しなかったことにより、多数の人の尊い命が失われました。これを受け、「避難情報」を住民が直感的に行動できる表現に変更し、警戒レベル5段階を取り入れることとなりました。



(市民防災マニュアルより引用)

●大阪市からの避難情報について

大阪市では、防災スピーカーや携帯電話・スマートフォンへの緊急速報メールなどにより、必要な場合に避難情報を発令します。

	警戒レベル3 高齢者等避難開始	警戒レベル4 全員避難	警戒レベル5 緊急安全確保
発令時の状況	◆人的被害の発生する可能性が高まった状況	◆人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ◆前兆現象の発生など人的被害の発生する危険性が非常に高い状況	◆既に災害が発生又は切迫している状況
皆さんに していただく 行動	◆避難に時間を要する人(高齢者、障がい者、乳幼児等)とその支援者は避難する。 その他の人は、避難の準備を整える。	◆危険な場所から全員避難※する。避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難する。 <small>※避難先は、公的な避難場所に限りません。近くの家族や親戚、知人宅への避難について日頃から相談しておいてください。</small>	◆命を守るための最善の行動をとる

警戒レベル4は状況に応じて2回発令される場合があります。

避難情報の伝達手段 *防災行政無線テレホンサービス(06-6210-3899※通話料有料)で確認できます。

携帯電話等	緊急速報メール、ホームページ、ツイッター、おおさか防災ネット、LINE、Yahoo!防災速報アプリなど
携帯電話以外	防災スピーカー(防災行政無線)*、ケーブルテレビの字幕放送・防災情報サービス(※利用料有料)、ガス警報器(※利用料有料)、テレビ、ラジオ、地元組織への連絡、広報車など

防災スピーカーのサイレン(警報音)パターン

緊急事態の種類	警報音パターン
テロやゲリラなど武力攻撃に関する警報 弾道ミサイル攻撃に関する警報	国民保護サイレン14秒吹鳴
大津波警報	サイレン 3秒吹鳴 3秒吹鳴 3秒吹鳴 2秒休止 2秒休止
津波警報	サイレン 5秒吹鳴 5秒吹鳴 5秒吹鳴 6秒休止 6秒休止
警戒レベル4	サイレン 10秒吹鳴 10秒吹鳴 10秒吹鳴 10秒休止 10秒休止
警戒レベル5	サイレン 20秒吹鳴 20秒吹鳴 20秒吹鳴 10秒休止 10秒休止
緊急地震速報(震度5以上)	緊急地震速報チャイム音

(「市民防災マニュアル」より引用)

●特別警報について

特別警報は、「東日本大震災」や「伊勢湾台風」などに匹敵する大規模な災害が予想される場合に気象庁から発表されます。

〈特別警報が発表されたら〉

- 尋常でない大雨などが予想されています。
- 重大な災害が起こる可能性が非常に高まっています。
- ただちに命を守る行動をとってください。

(「市民防災マニュアル」より引用)

特別警報の発表基準

◆ 気象

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

◆ 津波・火山・地震

現象の種類	基準	
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)	
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)※を特別警報に位置づける)	
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)	

※噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報(居住地域)」「噴火警戒レベル4または5」を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報(居住地域)」「キーワード:居住地域厳重警戒」を特別警報に位置づけています。

(「特別警報の発表基準について」(気象庁ホームページより))

- 大阪市防災行政無線システム【大阪市 HP】
<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011830.html>
- 災害への備え(大阪市の備蓄体制)
<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000388272.html>
- ★ 防災ポータルサイト(私たちの防災)
<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000104403.html>

● 全国瞬時警報システム(Jアラート)からのお知らせ

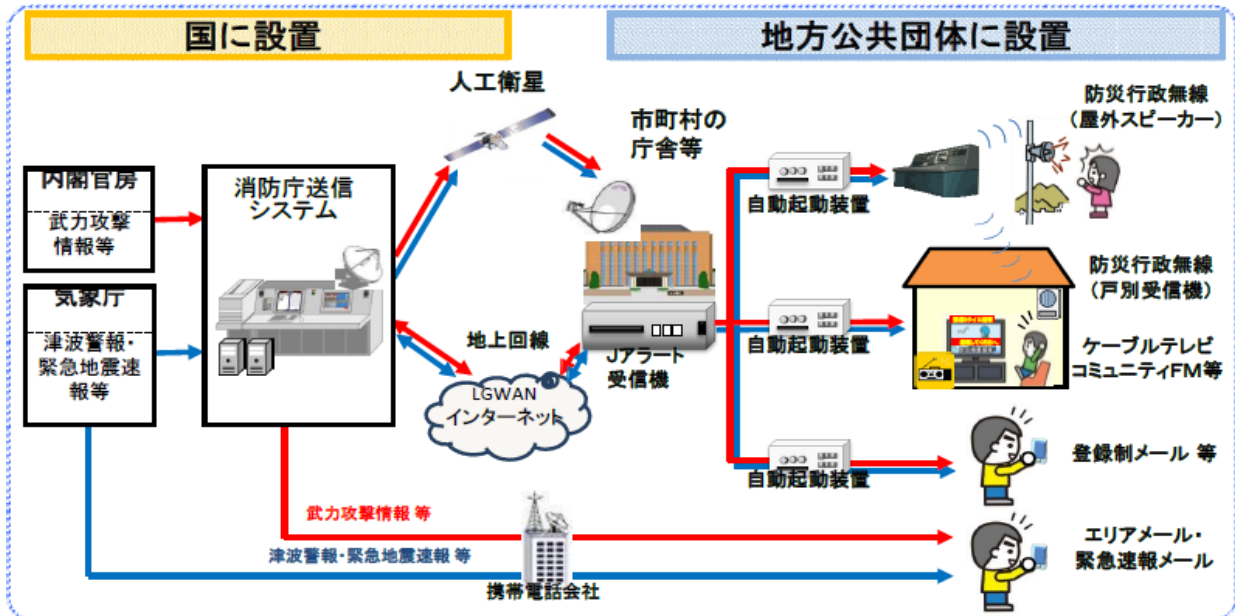
弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合、Jアラートシステムにより、国から地方公共団体を通じてミサイル発射の警報が瞬時に伝達されます。特に大阪に落下する可能性があるとは判断される場合は、屋内避難の呼びかけがあります。

具体的な取組としては、武力攻撃がなされたことについて携帯電話にエリアメール・緊急速報メールでの伝達、防災スピーカーを通じてサイレンと音声による情報の伝達を行います。(大阪市HPより)

Jアラートの概要 (内閣府ホームページより)

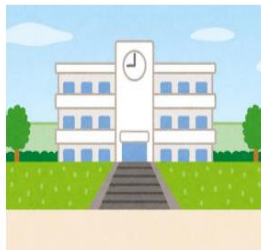
● 全国瞬時警報システム (Jアラート) とは

弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国 (内閣官房・気象庁から消防庁を経由) から送信し、市町村防災行政無線 (同報系) 等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム



● 学校でミサイル発射の警報等を聞いたときは

- ・グラウンドにいる児童・生徒の皆さんは、校舎内に避難して安全を確保してください!
- ・校舎内にいる児童・生徒の皆さんは、机の下に隠れるなど安全を確保してください!



- 教室等の中で身を低くする
- 窓から離れて外を見ない
- 机など丈夫なものに隠れ、頭を守る

● 幼稚園・保育所でミサイル発射の警報等を聞いたときは

- 先生は園児等を、速やかに施設内に避難させて、安全を確保してください!



- 教室等の中で身を低くする
- 窓から離れて外を見ない
- 布団や枕で頭を守り、身を伏せる
- 机の下に隠れ、頭を守る

● 屋外でミサイル発射の警報等を聞いたときは

- できる限り速やかに建物の中に避難してください!
- (コンクリート造りの建物や地下街が望ましい)



● ご家庭でミサイル発射の警報等を聞いたときは

- 屋内にとどまり、テレビやラジオなど、メディアからの情報を得るよう努めてください!

- 建物の中で身を低くする
- 机など丈夫なものに隠れ、頭を守る
- 窓から離れて外を見ない



●資料● 避難所・避難施設・ボランティア活動

大阪市域の地形は、比較的平坦であるため、津波や河川氾濫から身を守るためには少しでも早く「高い」場所に避難する必要があります。大阪市では、津波浸水や河川氾濫による浸水のおそれのある22区（天王寺区・阿倍野区以外）を対象に、丈夫で高さのある建物を「津波避難ビル」「水害時避難ビル」として指定を進めています。

津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル）

平成25年8月の大阪府による津波浸水想定結果を踏まえ、市民の皆さんが津波から一時的または緊急に避難・退避する施設として、西淀川区、此花区、港区、大正区、西成区、住之江区、淀川区、福島区、西区、浪速区、北区、都島区、中央区、旭区、城東区、鶴見区、住吉区を対象に津波避難施設の確保を進めています。公共施設については順次指定を進めており、民間施設についても民間企業の協力のもと協定を締結し、津波避難施設の確保に努めています。

津波避難施設の指定状況については、危機管理室ホームページをご覧ください。
<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000138173.html>



津波避難施設のマーク

避難所・避難場所

大阪市では次のような避難所・避難場所があります。

避難所

→ 災害時避難所

宿泊・給食等の生活機能を提供できる施設。
小・中学校など。

→ 福祉避難所

災害時において、高齢者や障がい者など、一般の避難所生活において特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される避難所。

避難場所

→ 広域避難場所

同時多発火災が発生し、人命に著しい被害を及ぼすと予測される場合の避難に適する大きな公園など。

※避難路→広域避難場所までの安全な道路

→ 一時避難場所

一時的に避難できる広場、公園や学校の校庭など。

→ 津波避難施設

津波などの水害から一時的または緊急に避難・退避する施設。

帰宅困難者

外出中に災害が起こり、交通機関が動かずに家に帰れなくなることがあります。このような場合に備えて、徒歩での帰宅ルートを事前から確認しておきましょう。通勤通学路での安全な避難場所を調べておき、普段から家族にも知らせておきましょう。また、下記のマークがあるガソリンスタンドやコンビニエンスストアなどでは、水道水・トイレ・道路情報など帰宅支援サービスが受けられます。



（市民防災マニュアルより引用）

ボランティア活動

阪神大震災では、ボランティアによる支援活動に注目が集まりました。

大阪市では昭和 57(1987)年に設立された大阪市ボランティアセンターや各区ボランティアビューローに登録した人たち、また、それ以外の人々によって被災地や南港に設けられた一時避難所等で支援活動が行われました。

被災地では、こうべ市民福祉交流センター(神戸市中央区)での支援物資の仕分け・搬出作業が行われ、ボランティアセンターからは延べ 1361 人が派遣されていました。

また、大阪市内ではインテックス大阪に設けられた一時避難所やフェリーを用いた休息所での食事の準備などに従事していました。

大阪市内にボランティア登録した人は平成7年3月末の時点で 1 万 8034 名でしたが、そのうち震災ボランティアとして登録した人は 3149 名とその関心が高かったことがうかがえます。

(H26 年度常設展示目録_大阪市公文書館「大阪の災害～復興と防災のあゆみ」より引用)

全国から駆け付ける 災害ボランティア

大規模な災害が発生した場合、被災者を支援するために全国から多くのボランティアが駆けつけます。ボランティアを受け付ける災害ボランティアセンターは、区ごとに区民センターなどに開設され、支援を必要とする被災者との調整などを行います。支援内容や相談方法は開設後すぐに広報されますので、支援が必要な場合もしくはボランティア活動に参加したい場合は災害ボランティアセンターに相談しましょう。

<災害ボランティアの活動例>

- 被災者への炊き出し
- 救援物資の仕分け・配布・運搬
- 家屋の片付けや清掃
- 避難所や仮設住宅での生活者への支援
- 高齢者や子どもの話し相手 など

被災した直後は混乱し、これからの生活に不安を抱えることでしょう。そこにボランティアが駆け付け、精神的にも大きな支えになります。自立心を忘れず、少しでも早く元の生活にもどれるようボランティアと力を合わせてがんばりましょう。



大量の支援物資を仕分けするボランティアたち(阪神・淡路大震災)

(市民防災マニュアルより引用)

第4章

災害時の学校園の役割

1. 大阪市地域防災計画

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第42条の規定に基づき、大阪市防災会議が作成する計画であり、本市域の震災にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めることにより、本市、指定地方行政機関、自衛隊、大阪府、大阪府警察、指定公共機関、及び指定地方公共機関等防災関係機関がその有する全機能を迅速・有効に発揮し、また相互に協力するとともに、市民等及び事業者による自主防災活動との連携、支援を含め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図り、本市域、並びに市民等及び事業者の生命、身体、財産を保護することを目的としています。

大阪市では、令和3年3月23日付で大阪市防災会議運営要項第2条に基づき、「大阪市地域防災計画」を修正しました。

※ 修正された「大阪市地域防災計画」より、主に学校園に関連のある部分を抜粋し、以下にまとめました。なお、**白抜き**は地域防災計画のページを記載しました。

◆ 震災対策編 [本編] P30 - 39

第2部 災害予防・応急対策 第1章 活動体制 第1節 組織体制

本市は、市域において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策活動を行うための組織及び動員体制を整備する。

1-1 災害対策本部

市域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全市を挙げた災害対策活動を要すると認められるときは、災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

ア 大阪市災害対策本部（以下「市本部」という。）

(ア) 市域において震度5弱以上（気象庁発表）を観測したとき

(イ) 大阪府域に大津波警報又は津波警報が発表されたとき

(ウ) 市域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する被害が発生したとき

(エ) その他市長が必要と認めたとき

「大阪市災害対策本部」の部の名称、分掌事務

別表1

名称（部長）	部に属する部局	分掌事務
教育部 (教育長)	教育委員会事務局	<input type="checkbox"/> 児童生徒の避難誘導及び受入に関すること <input type="checkbox"/> 児童生徒の被災状況の把握に関すること <input type="checkbox"/> 被災児童生徒の応急教育及び学用品提供に関すること <input type="checkbox"/> 学校、教育機関施設の防災及び整備、復旧に関すること <input type="checkbox"/> 避難所開設及び運営への協力に関すること <input type="checkbox"/> 本部長の特命事項に関すること

◆ 震災対策編 [本編] P53 - 54

第2部 災害予防・応急対策 第1章 活動体制 第6節 通信の整備

6-1 有線通信

(3) 市立学校ネットワークの活用

危機管理室は教育委員会事務局と連携して、的確な災害応急対策活動を実施する上で避難所や活動拠点となる施設の相互の情報連絡体制を強化するため、「教育情報ネットワーク」を災害時に行政間の連絡に利用するなど非常時の通信網の一つとして活用していく方策を検討する。

6-2 無線通信

(2) 同報系無線の活用

危機管理部、区本部は、災害発生時には区役所、小学校、防潮堤・護岸、公園等に整備済みの屋外支局（屋外拡声局）により、避難情報を放送し、市民等へ伝達する。

さらに災害時においては、有線電話の輻輳や不正確な情報によって、流言飛語等が引き起こされる可能性があるため、市街地及び避難場所等、不特定多数の人が集中する地域に対し、同報系無線を使用し、流言飛語防止のための広報を活発に行うとともに、的確な地震関連情報、生活関連情報を伝達する。

また、国から「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」※を通じて配信される津波警報、緊急地震速報等の緊急情報については同報系無線を自動起動させ瞬時に市民等へ伝達する。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）

弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星等を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

◆ 震災対策編 [本編] P64

第2部 災害予防・応急対策 第1章 協働・協力体制 第9節 自主防災活動

多様な災害時においても災害による被害を防止し、軽減するため、市民等の自主的な活動、すなわち市民等自らが出火防止、消火活動、被災者の救出救護、避難誘導等を行うことができる体制を整備する。

また、地域コミュニティの活性化により、市民等が「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災意識を持ち、災害発生時には、地域の人々が互いに協力しあい、助け合い、行動できるよう、区役所は自主防災組織の育成を図るとともに、消火活動や救出救護活動などを実施する「地域防災リーダー」の研修・指導を実施する。

また、区役所は市有施設等の活用にも努めることで、自主防災組織への活動を支援する。

9-1 自主防災組織

(1) 自主防災組織の確立

自主防災組織は、小学校区程度の範囲で地域活動協議会などを中心とし、地域に居住及び勤務する広範な人員で構成する。

(2) 自主防災組織の活動

平時には、防災意識の啓発や防災訓練等の活動を実施し、その活動力の確保に努める。

災害時には、地域災害対策本部（以下、「地域本部」という）を設置し、避難誘導や救出救助、避難所の自主的運営などの活動を実施する。

活動の詳細は「自主防災ガイドライン（仮称）」を踏まえ、各地域の状況に応じた防災活動の推進に取り組むこととする。

◆ 震災対策編 [本編] P72

第2部 災害予防・応急対策 第4章 活動拠点等の確保 第14節 都市施設の防災機能の強化

第4章 災害時の学校園の役割

災害時に種々の災害応急対策活動を迅速、的確に実施するためには、災害後ただちに被害情報を把握し、それをもとに指揮命令を発することができる体制を確保するとともに、災害応急対策活動の最前線拠点となる施設において機能の充実を図る必要がある。

そのため、防災上必要な機能を持った種々の防災活動拠点を整備し、さらにそれら相互の連絡、支援がスムーズに行えるよう、ネットワーク化を図ることとする。

災害時に種々の災害応急対策活動を迅速、的確に実施するため、防災活動拠点として各々の施設を以下のように位置付ける。

○コミュニティ防災活動拠点

基本的役割：市民等への情報、物資、水、医療等のきめ細かな提供に関する機能

主な施設等：災害時避難所、一時避難場所

◆ 震災対策編 [本編] P83 - 84

第2部 災害予防・応急対策 第5章 避難安全確保 第17節 避難対策

17-3 避難の誘導・移送

(2) 避難の誘導

イ 避難勧告・指示が出された場合、大津波警報、津波警報が発表された場合又は火災等が発生し危険と判断された場合は、区本部職員、自主防災組織などが警察官等と連携し、周囲の状況を勘察し災害に応じた適切な避難場所に誘導する。

ウ 地下施設、病院、学校、社会教育施設、社会福祉施設等の施設管理者は、利用者、児童等を安全に避難誘導する。

エ 誘導の順序は避難行動要支援者を優先する。

17-4 津波からの避難対策

(2) 学校・病院、大規模施設等の津波避難誘導

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、津波警報等の情報に基づいて施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校においては、避難方法、保護者への連絡、避難所に指定された場合等の応急対応策について、あらかじめ学校ごとに取りまとめ、緊急時に備える。

◆ 震災対策編 [本編] P89 - 90

第2部 災害予防・応急対策 第5章 避難安全確保 第18節 避難施設

18-2 避難所

避難所とは、災害により住宅に留まる事が出来ない市民等が、一時的に避難生活を行う場所であり、災害時避難所、福祉避難所として整備を図る。(中略)

学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(1) 災害時避難所

ア 災害時避難所の要件

(イ) 学校を災害時避難所とする場合は、下記の有効率から有効面積を算出し、有効面積 1.6 m²につき1人として受入可能人数を算出するものとする。

・普通教室 有効率 70%

- ・廊下 有効率 50%
- ・屋内運動場 有効率 80%

イ 災害時避難所の整備方針

(ア) 安全性の確保

教育委員会事務局は、災害時避難所の大多数を占める小中学校の校舎や体育館等について、地震時の外壁材の落下等による事故を防ぐため、計画的に外壁改修を行う等点検に基づく維持管理に努める。

(イ) 防災機能の充実

教育委員会事務局は、小中学校の校舎の建替えにあたっては、防災機能の向上に配慮したものとすよう努めるとともに、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、福祉的な整備を推進する。

また、危機管理室は防災資機材及び備蓄物資の配備を推進する。

(ウ) 環境整備

危機管理室と教育委員会事務局は、必要に応じて、避難生活の環境を良好に保つために、空調、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、電話等の機器の整備を図る。

「避難者受入業務実施細目」	
第3	避難者の受入
1	災害が発生したときは、区本部長は災害の種類、気象関係等を特に考慮し、適切な避難所を選定のうえ避難者を災害時避難所に受け入れる。 区本部長は、災害発生と同時に避難に備えるため、あらかじめ振興町会ごとに適切な一時避難場所を定めておき、学校長、自主防災組織等の責任者に臨機の処置をとらせるとともに、警察官等の協力を得て避難を行い、災害時避難所に受入する。
第4	避難所の運営管理
1	避難所主任は、学校長、警察官、自主防災組織等の協力を得て避難所の管理に任ずる。
第7	受入者の事後処置
	区本部長は、区内避難所における避難者には次の各号によりこれを処置する。 (1) 自宅又は縁故先に復帰し得るものは、速やかに復帰させる。 (2) 7日以上を経過し復帰することのできない者については、危機管理部長の指示を受け受入期間の延長もしくはその指示する施設へ誘導する。 なお、この場合、教育施設に関しては学校教育の再開に支障のないよう努めるものとする。

◆ 震災対策編 [本編] P100 - 102 【すべてを抜粋】

第2部 災害予防・応急対策 第6章 学校等

第23節 文教対策

災害発生時における幼児、児童、生徒（以降「児童等」という。）の身体の安全、文教施設の保全
応急教育の実施その他必要な事項を定め、もってこれらの円滑な遂行を図り文教対策の万全を期す。

学校は、児童等の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機管理発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

23-1 学校園の災害発生時の対策

学校園は、保護者との間で、災害発生時における児童等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設との連絡・連携体制の構築を行う。

(1) 授業時間中の対応

ア 教職員は、災害発生時、直ちに、児童等の安全確保のため、必要な措置を講ずるとともに、負傷した児童等の応急手当や医療施設への連絡等の救護措置を行う。

第4章 災害時の学校園の役割

イ 校園長は、あらかじめ定められた非常変災時※の措置基準に従い下校措置の判断を行い、教職員が児童等の保護者に連絡し児童等を下校させる。下校に際しては、保護者の不在、通学路・居住地区の危険性の情報収集を行い、安全の確認ができない場合は学校園に児童等を保護する。

※「非常変災時」・・・自然災害をはじめとする緊急事態全般

(2) 授業時間外の対応

ア 校園長は、あらかじめ定められた非常変災時の措置基準に従い臨時休業措置の判断を行い、教職員をして児童等の保護者に連絡するとともに、児童等の状況について確認を行う。

イ 教職員は、あらかじめ定められた計画により学校園に参集し、必要な対応を行う。

23-2 教育施設の応急対策

(1) 施設の管理

施設の長は、被害を最小限に防止するために、消火器、防火シャッター等防災器具及び防災施設の定期点検、災害時に転倒及び落下するおそれのある物品等の防止対策を講じておくとともに、特に火災・盗難の予防、停電断水等の事故に対する措置を行う。

(2) 被害状況の報告

施設の長は、児童等や利用者の人的被害状況、施設等の物的被害状況及び初動体制を把握のうえ、教育部、こども青少年部が別に定める要領によりその状況を教育部、こども青少年部に速報する。

(3) 応急復旧工事の施行

教育部長、こども青少年部長は、被害状況報告を受け、被害の甚大な施設及び重要な施設について現地調査を行い、その結果によって応急復旧工事を立案する一方、応急復旧工事を速やかに実施する。

23-3 応急教育の実施

(1) 校園長は、校園施設の全部又は一部が損壊し、もしくはその他の事由により教育を実施する施設の確保が困難となった場合には、次の応急教育の措置を図る。

ア 校園施設が使用できない場合は、仮設教室（プレハブ）を建設する等代替施設の確保に努める。

イ 屋内運動場、特別教室等校園施設の一部が使用できるときは、それら施設を活用する。

(2) この場合、児童等を守るため被災校舎、通学路等の安全確保を行うとともに、教職員の確保に努める。

(3) 災害による授業の中断などで、授業内容の進度に遅れが生じ、計画された教育課程の実施に支障が出た場合、授業形態の工夫や年間指導計画の見直し等を行い、教育活動のための時間の確保に努める。

23-4 教材の調達及び配給対策

(1) 校園長は、児童生徒の教科書及びその他学用品に被害があった場合、教育部、こども青少年部が別に定める要領により速やかに報告する。

(2) 教育部、こども青少年部は、前記の報告に基づき、補給必要数を確認して調達配給する。

また、災害救助法が適用された場合は、被災児童生徒に対して、同法の規定に基づく学用品の給与を行う。

23-5 児童・生徒の健康管理

市教育委員会及び校園長は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所等の専門機関との連携を図りながら、健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

23-6 学校給食対策

学校長は、学校の給食施設等に被害があった場合には、次の事項に留意して給食実施の可否について教育部と協議のうえ決定するとともに、学校長、大阪府教育委員会及び大阪市教育委員会は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

- (1) 被害状況を点検のうえ、できうる限り給食を実施するよう配慮する。ただし被害が甚大で給食の実施が困難な場合は適切な措置を施し、早期に再開できるように努めること。
- (2) 災害時避難所が開設されている学校は、給食施設が避難者炊出し用に利用される場合には、学校給食と避難者炊出しとの調整に留意すること。

そのほか、学校長は災害により学校給食の運営が極めて困難となった場合及び給食用物資に著しい被害があった場合は、速やかに別に定める要領により教育部あて報告すること。

23-7 教職員の確保対策

校園長は、教育部に対し教職員の被害状況報告を別に定める要領により、速やかに提出する。

教職員の被災により、授業の継続に支障をきたすおそれがある場合には、応急措置として次より教職員の補充や教育部の職員を派遣するなど円滑な学校運営が確保できるよう必要な措置を講ずる。

- (1) 条例定数の範囲内で、できうる限りの専任教職員の補充を行う。
- (2) 他の校園に要請し、被災していない教職員を兼務させる。
- (3) 非常勤講師の配属を行う。
- (4) 上記の措置によっても、なお、補充が十分でないときは、教育部勤務の指導主事を臨時に補充する。

23-8 災害時避難所として開設された場合の措置

(1) 避難所の管理運営

ア 教育施設が避難所等として開設された場合は、区本部長が任命配置した要員（避難所主任及び係員）が避難所の管理にあたる。避難所主任の到着前において、校園長はその業務を代行し、市民等への緊急的な対応を行う。

イ 教職員は、自主防災組織とともに、避難所の運営に協力する。

(2) 避難所内での応急教育の実施

教育施設の教育機能の早期回復のため、教育施設内に避難者がいる場合でも、校園長が可能であると判断し次第、一部の教育を再開する。また、児童等の転校手続等の弾力的運用を図る。

第24節 文化財の応急対策

24-1 文化財の応急対策

指定文化財の所有者又は管理責任者が被災状況を調査し、その結果を府教育委員会に報告する場合に、市教育委員会はこれに協力する。

市教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会とともに所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

◆ 震災対策編 [本編] P103

第2部 災害予防・応急対策 第7章 防災教育・訓練

第25節 防災知識の普及・防災教育

災害による被害の軽減を図るためには、地震や地震被害、その他の災害、防災対策に関する正しい知識と行動力が不可欠である。また、災害時の災害応急活動を実効性のあるものとするためには、本市職員をはじめ、防災関係機関の職員、市民等、事業者など広範な人々に防災知識を普及する必要がある。(中略)

第4章 災害時の学校園の役割

また、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等、幼児期からその発達段階に応じ学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、市民等の防災意識の高揚と災害初期対応スキルの習得に努める。

◆ 震災対策編 [本編] P104 - 105

第2部 災害予防・応急対策 第7章 防災教育・訓練

第25節 防災知識の普及・防災教育

25-2 市民等に対する防災知識の普及啓発

(2) 普及啓発の方法

ア 防災啓発施設（阿倍野防災センター）等を活用した防災知識の普及

地震、津波等についての市民等の防災知識と行動力を高めるため、防災啓発施設・起震車を活用した地震の模擬体験、地震や津波の発生メカニズムの展示、防火・防災に関する知識の習得、津波発生時（大きな長い揺れが継続した場合）にとるべき行動、消火技術、応急手当技術などの実践的な行動力の体験を通じて防災知識の普及啓発を図る。

イ 講演会、説明会等による防災知識の普及

防災とボランティアの日、防災の日、春・秋の火災予防運動、高齢者防火推進週間、津波防災の日など、年間を通じて機会をとらまえ、講演会、説明会、座談会等を実施して、市民等の防災知識の普及を図るほか、視聴覚教材や各種の訓練施設を使用して体験的に防災行動能力の向上を図る。

ウ 印刷物による防災知識の普及

(イ) 市民防災マニュアル・水害ハザートマップの利活用

市民等が自発的・主体的に防災活動に取り組むことができるように作成した「市民防災マニュアル」や「水害ハザートマップ」を市民等が対象の研修会やワークショップなどでも積極的に活用し、市民等の防災意識の高揚を図り、地域における自主防災活動の活性化に努める。

◆ 震災対策編 [本編] P106 - 107 【すべてを抜粋】

第2部 災害予防・応急対策 第7章 防災教育・訓練

第25節 防災知識の普及・防災教育

25-3 乳幼児・児童・生徒等に対する防火・防災教育

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校園における防災教育・減災教育が重要である。学校園は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、各教科、道徳、特別活動等の指導における副読本等の教材・資料の作成、避難訓練や応急措置等の充実を図り、乳幼児・児童・生徒の発達段階や学校園等の実態に応じた防災教育を実施する。

また、大阪府と必要な情報を共有するなど連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。

(1) 学校園等における安全教育

「大阪市では、26（2014）年10月に大阪市地域防災計画の修正が行われるとともに、27（2015）年2月に大阪市防災・減災条例が施行され、学校園現場においてもますます防災・減災教育が重視されている。これらを踏まえ、「減災」（災害は止められないが、人間の英知によって被害の低減は可能）、「レジリエンス（resilience）」（どんな苦境にあっても立ち上がる力）、「共感」（人と人がつな

がろうとする意志)という考えを柱とした各学校園における防災・減災教育のさらなる充実と実践を図る。」(平成29年3月 大阪市教育振興計画)という立場で実施する。

ア 学校園等での安全教育

各校園及び保育所等においては、各教科・道徳(小・中)・日常の保育での安全に関する学習、特別活動の学級活動(ホームルーム活動)や学校行事など、全教育活動等を通じて安全教育を実施する。

(ア) 災害時の心得について安全教育の一貫として各種訓練を実施

(イ) 小学校の児童に図画の出品を依頼し、一般防災知識を普及啓発

(2) 乳幼児・児童・生徒向け防火・防災教材の作成

乳幼児・児童・生徒の発達段階や本市の地域的条件に応じた防災教材の利用により、効果的な校園及び保育所等における防災教育を実施する。

ア 小学校3年生向けの防火に関するパンフレット、文部科学省等の作成する防災教材を配付し、防火・防災教材としての活用を継続する。

イ 市民防災マニュアルを配布し、各校園及び保育所等が実施する安全教育への活用に資する。

(3) 「防災・減災指導の手引き」の作成・配付

「子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引き」を作成し、各校園に配付し、本市で予想される災害や、その規模、本市の施策等を踏まえ、教職員が有効な防災教育を実施するよう努め、防災教育の充実を図る。

「子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引き」の内容は、「幼稚園用」、「小学校用」、「中学校用」及び「高等学校用」とし、随時内容を見直して追加配付を行う。

(4) 教職員等に対する防災教育の実施

教育委員会事務局、こども青少年局は、校園(所)長、校園及び保育所等の防火管理者、教職員等に対して、防災研修会、講演会等を実施し、教職員等の防災知識の普及、防災技術の習得を図る。

災害時の校園及び保育所等の避難計画等の作成指導、救命指導、市地域防災計画の研修、その他防災に関する講習会等を実施する。

教育委員会事務局、こども青少年局は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

◆ 震災対策編 [本編] P146

第2部 災害予防・応急対策 第15章 物資の確保と供給体制 第44節 物資の確保と供給

44-3 食料の確保及び供給

(2) 食料供給の方針

ウ 食料供給の実施方法

(ウ) 給食施設の活用

食料の提供にあたって、炊き出しを行う場合、学校等の給食施設の使用が必要な際は、施設管理者と十分協議のうえその活用を図る。

◆ 震災対策編 [本編] P165 - 168

第3部 災害復旧・復興対策 第1節 災害復旧対策

1-1 公共施設の災害復旧対策

第4章 災害時の学校園の役割

被災した公共施設の災害復旧については、単に原形復旧にとどまらず、再度の災害発生を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設又は改良等を行うものとする。

災害復旧事業の対象事業は次のとおりとする。

(1) 学校教育施設災害復旧事業

1-2 災害復旧事業に伴う国の財政援助及び助成

(1) 法律により国が負担又は補助する事業

対象となる事業	根拠となる法律及び条項
公立学校の施設の復旧	公立学校施設災害復旧費国庫負担法 第3条

(2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律において対象となる事業

対象となる事業	適用条項
公立学校施設災害復旧事業	第3条
公共土木施設、公立学校施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る 地方債の元利償還金の交付税の基準財政需要額への算入等	第24条

◆ 震災対策編 [本編] P174

付属（東海地震編）警戒宣言発令時における対応計画 第2章 事前の対策

第4節 広報・教育

防災関係機関等は、平常時から警戒宣言が発せられるときに防災関係機関が実施する対策、市民等が取るべき措置等を各機関が実施する事業を通じて広報を行うと共に、職員及び児童、生徒、保護者に対し防災教育を実施する。

◆ 震災対策編 [本編] P178-183

付属（東海地震編）警戒宣言発令時における対応計画 第4章 警戒宣言時の応急対策

第12節 応急対策

(2) 各部、各区本部の応急対策

部・区本部	主な応急対策	公共施設等応急対策・対応措置
教育部 (教育委員会 事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ○発災後の活動体制の準備等に関する こと ○所管施設の応急対策に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・施設周辺の危険物の撤去並びに施設内の危険物等の安全保管 ・施設見学中止及び見学者等(会葬参加者等を含む)の避難誘導 ○非常車両の確保に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> <学校> ○警戒宣言・大規模地震関連情報等の内容を周知するとともに、不安動揺の発生を防止するため適切な指示を行う ○通常の授業を打ち切り、帰宅時の注意事項にかかる応急処置を実施し、臨時休校とする(発令中は休校とする) ○校外活動は即時帰校し、在校時と同様の措置をとる ○備品などの転倒・落下防止、消火器、施設整備を点検する ○薬品は保管庫等に保管する <中央図書館等市民利用施設> ○「市民利用施設の管理」に準じた措置をとる

◆ 風水害等対策編 [本編] P35-36

第2部災害予防・応急対策 第5章 避難・安全確保 第17節 避難対策

17-6 防災訓練の実施・指導

各機関は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等において

きめ細かく実施又は行うよう指導し、市民等の風水害発生時の避難行動等の習熟を図る。

また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、水害ハザードマップを活用しつつ行う。

- 大阪市地域防災計画 <共通編・対策編> 【大阪市HP】
<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011958.html>
- 大阪市地域防災計画<資料編> 【大阪市HP】
<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000042642.html>
- 「区地域防災計画」の作成を進めています【大阪市HP】
<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000215356.html>

2. 「警備及び防災計画」について

○大阪市立学校管理規則（抜粋）

昭和 35 年 5 月 30 日

(教)規則第 7 号

大阪市立学校管理規則を次のように制定する。

大阪市立学校管理規則

(警備及び防災計画)

第 10 条 校長は、学校の警備及び防災の計画を定め、教育委員会に届け出なければならない。

○学校管理規則施行細目（抜粋）

昭和 35 年 5 月 30 日

(教育長)達第 1 号

大阪市立学校管理規則(昭和 35 年大阪市教育委員会規則第 7 号)第 15 条の規定に基づき、大阪市立学校管理規則施行細目を次のように定め、昭和 35 年 5 月 30 日から実施する。

大阪市立学校管理規則施行細目

6 警備及び防災計画について

警備及び防災の計画には、次の各号に掲げる事項を含めなければならない。

(規則第 10 条)

- ア 非常変災に処する避難訓練の実施
- イ 電気配線及び火災報知機の定期検査並びにその他の火気施設の点検
- ウ 施設及び設備の保全のための責任者の確立
- エ 連絡方法
- オ 校舎内外の巡視経路

3. 学校保健安全法（抜粋）

（昭和三十三年四月十日法律第五十六号）最終改正：平成二〇年六月一八日法律第七三号

第三章 学校安全

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

（地域の関係機関等との連携）

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

4. 非常変災時等の措置について

事務連絡
令和4年4月11日

各 校 園 長 様

初等・中学校教育担当課長

非常変災時等の措置について（通知）

標題について、下記の点にご留意いただき、幼児・児童・生徒の身体の安全、文教施設の保全等に万全を期していただきますようお願いします。

記

1 この通知の位置付け

この通知は、大阪市地域防災計画<震災対策編>及び同<風水害等対策編>に定める、校園長が下校・降園措置又は臨時休業措置の判断を行うときに従うべき「非常変災時の措置基準」、「災害発生時における幼児・児童・生徒の保護者等への引渡しに関するルール」その他の必要な事項を示すものである。

したがって、原則はこの通知によるものとするが、大阪市災害対策本部が設置されたときに、災害対策本部長である市長から災害対策基本法第23条の2第6項による指示があった場合及び教育委員会から指示があった場合には、その指示に従うものとする。

2 臨時休業措置の措置基準及び対応

(1) 臨時休業措置の措置基準

午前7時の時点で、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合には、校園長は学校園を臨時休業措置とすること。

午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合についても、校園長は臨時休業措置とすること。

ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。

イ 所在する区のいずれかの地域において、大阪市（大阪市長）より、河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）（以下、「警戒レベル3」という。）」、「警戒レベル4（全員避難）（以下、「警戒レベル4」という。）」の発令があった場合。（令和3年9月2日事務連絡参照）

ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。

エ 「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。

ただし、上記ア～エにかかわらず、「暴風警報」、「暴風雪警報」以外の警報の発表、登校園時の安全が確保できない事態の発生その他学校園周辺の緊急事態等が生じた場合、若しくは教育施設の被害その他教育活動の実施が困難となる事態等が生じた場合、又はこれらの事態が生じ

るおそれがあると認められる場合には、校園長の判断により臨時休業措置とすることができる。

(2) 臨時休業措置としたときの対応

ア 午前7時を過ぎて始業時刻までに臨時休業措置とした場合又は上記ただし書きにより臨時休業措置の判断を行った場合には、校園長は、直ちに、メール配信、電話連絡、ホームページへの掲載等の手段により、教職員をして幼児・児童・生徒（以下「児童等」という。）の保護者等に臨時休業措置とした旨を連絡するとともに、保護者等に児童等の状況を確認すること。併せて、指導部の各担当宛て（幼稚園にあつては初等・中学校教育グループ。小学校、中学校、義務教育学校にあつては各教育ブロックグループ。）に、臨時休業措置とした旨及びその時刻、事由を報告すること。

イ 臨時休業措置にも関わらず登校園した児童等がいる場合には、校園長は児童等の安全確保に努めること。特に、学校園の所在地が警戒レベル4の対象区域となった場合には、児童等を下校・降園させず、建物（学校園外の建物を含む。）の3階以上に避難させるなど、適切に対応すること。

ウ 登校園した児童等については、校園長は、教職員をして当該児童等の自宅周辺や通学路の安全を確認し、安全が確認されたのち、校種ごとに次に掲げるルールにより、児童等を下校・降園させること。ただし、安全が確認されない場合（警戒レベル4の対象区域になっている場合を含む。）には、安全が確認されるまで当該児童等を下校・降園させず、学校園において教育活動、学校給食その他の必要な措置を講じつつ保護すること。特に震災の場合には、余震、津波、二次災害等に留意すること。

- ・ 幼稚園にあつては、教職員をして当該幼児を保護者等とともに降園させること。
- ・ 小学校及び中学校、義務教育学校にあつては、教職員をして当該児童等の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認したうえで、小学校及び義務教育学校（前期課程）にあつては保護者等への直接引き渡し又は教職員による引率のもとで下校させ、中学校及び義務教育学校（後期課程）にあつては下校時の注意事項を当該生徒に指導したうえで下校させること。なお、保護者等が在宅していない場合には、事前に把握している緊急連絡先に連絡し、保護者等が学校へ迎えに来るまでは当該児童等を学校で待機させるので、保護者等に学校まで迎えに来てもらうよう依頼し、当該児童等は保護者等に直接引き渡すまでは学校で待機させること。

エ 児童等の自宅周辺や通学路の安全を確認するにあたっては、必要に応じて区役所と連携する等の方法により、詳細な情報収集及び調整に努めること。

オ 校園長は、気象情報等の報道に注意し、児童等の安全確保及び教育施設の保全に当たり、必要な教職員を確保し、その安全に配慮しつつ、機宜を得た適切な措置を講じること。

3 下校・降園措置の措置基準及び対応

(1) 下校・降園措置の措置基準

学校園の始業時刻以後に、臨時休業措置の措置基準に該当する災害等が発生した場合には、校時変更を行い、児童等を下校・降園させること。ただし、下校・降園開始時刻については校園長の判断とするが、次の（2）エ記載のとおり、当該児童等の自宅周辺や通学路の安全の確認ができない場合には、安全が確認されるまで当該児童等を下校・降園させずに、学校園において教育活動、学校給食その他の必要な措置を講じつつ保護すること。

なお、当該日は、授業日又は保育日とすること。

(2) 下校・降園措置としたときの対応

ア 校園長は、災害発生時、直ちに、教職員をして児童等の安全確保のため、必要な措置を講ずるとともに、負傷した児童等の応急手当や医療施設への連絡等の救護措置を行うこと。

イ 校園長は、教職員をして通学路・居住地区の危険性の情報収集を行ったうえで、下校・降園開始時刻を決定すること。

ウ 校園長は、下校・降園措置の判断及び下校・降園開始時刻の決定を行ったときは、直ちに、メール配信、電話連絡、ホームページへの掲載等の手段により、教職員をして児童等の保護者等に下校・降園措置とした旨、下校・降園開始時刻（幼稚園にあっては、園外に避難した場合には、その場所）及び引き渡しの具体的な方法を連絡すること。併せて、指導部の各担当宛てに、校時変更措置とした旨及びその時刻、事由を報告すること。

エ 校園長は、教職員をして当該児童等の自宅周辺や通学路の安全を確認し、安全が確認されたのち、校種ごとに次に掲げるルールにより、児童等を下校・降園させること。ただし、安全が確認されない場合（警戒レベル4の対象区域になっている場合を含む。）には、安全が確認されるまで当該児童等を下校・降園させず、学校園において教育活動、学校給食その他の必要な措置を講じつつ保護すること。特に震災の場合には、余震、津波、二次災害等に留意すること。

- ・幼稚園にあっては、園又は避難場所まで迎えに来てもらうよう依頼し、直接保護者等に引き渡しを行うこと。

- ・小学校及び中学校、義務教育学校にあっては、教職員をして当該児童等の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認したうえで、小学校及び義務教育学校（前期課程）にあっては保護者等への直接引き渡し又は教職員による引率のもとで下校させ、中学校及び義務教育学校（後期課程）にあっては下校時の注意事項を当該生徒に指導したうえで下校させること。なお、保護者等が在宅していない場合には、事前に把握している緊急連絡先に連絡し、保護者等が学校へ迎えに来るまでは当該児童等を学校で待機させるので、保護者等に学校まで迎えに来てもらうよう依頼し、当該児童等は保護者等に直接引き渡すまでは学校で待機させること。

オ 児童等の自宅周辺や通学路の安全を確認するにあたっては、必要に応じて区役所と連携する等の方法により、詳細な情報収集及び調整に努めること。

カ 校園長は、気象情報等の報道に注意し、児童等の安全確保及び教育施設の保全に当たり、必要な教職員を確保し、その安全に配慮しつつ、機宜を得た適切な措置を講じること。

※平野川・平野川分水路流域（第2寝屋川の南側）、東除川流域については、「警戒レベル3」発令以降、河川氾濫までが10～20分と、他の河川より想定時間が短くなっている。そのため、教育委員会からの事前伝達が入り次第、小中学校及び義務教育学校は児童・生徒を学校待機とし、幼稚園は園近くの3階以上の避難場所に幼児を避難させること。

4 災害発生が児童等の下校・降園中である場合の対応

(1) 校園長は、災害発生時、直ちに、教職員をして、在校・在園している児童等の安全確保のため、必要な措置を講ずるとともに、負傷した児童等の応急手当や医療施設への連絡等の救護措置を行うこと。

(2) 校園長は、災害発生後、速やかに、メール配信、電話連絡等の手段により、教職員をして児童等の保護者等に下校・降園した児童等の状況を確認すること。なお、確認できない児童等については、保護者等、関係諸機関等との連携のもと安否を確認するなど、状況に応じた

第4章 災害時の学校園の役割

適切な対応に努めること。

5 教育施設の保全

- (1) 校園長は、災害が発生した場合には、児童等の安全を確保した後に、教職員をして目視により教育施設の物的被害を把握し、7(2)に示す要領により教育委員会に報告すること。
- (2) 校園長は、被害が確認された箇所については、立入禁止など、被害を最小限にとどめるための措置を直ちに講ずること。
- (3) 校園長は、把握した被害により、翌日以降の教育活動の実施が困難であるかどうかを判断すること。そのうえで、臨時休業措置や校時変更措置をとることとした場合には、2(2)に示す要領により、速やかに保護者等への連絡その他の措置を講ずること。

6 学校給食

- (1) 校長は、教育施設の物的状況の把握に際し、給食施設の被害状況も併せて点検すること。
- (2) 校長は、給食施設の被害状況、給食調理員又は委託業者の従業員の出勤状況、食材の配達状況、下校開始時刻を考慮し、給食(簡易給食を含む。)の実施を判断すること。ただし、下校開始時刻を昼以降とする場合には、できうる限り給食を実施するよう配慮すること。
なお、親子方式で給食を実施している学校(子校)にあつては、校長は、親校と連携し、親校での給食調理の可否、副食の配送の可否、主食及び牛乳の配達状況、配膳員の出勤状況を考慮し、給食の実施を判断すること。
- (3) その他詳細については、別途学校給食課からの通知を参照すること。

7 教育委員会との連絡

(1) 連絡手段

非常変災時における学校園・教育委員会間の連絡手段は、原則として勤務時間内においてはSKIPポータル、勤務時間外及び休日においては校園長の私物端末機等へのメール配信により行うことを予定しているため、それぞれのメールの受信を常時把握できるよう十分留意すること。また、私物端末機等から校園長の指名を受けた教職員のみが閲覧可能な緊急連絡用ホームページに緊急連絡を投稿する。

(2) 被害状況等の報告

校園長は、児童等及び来校者の状況、教職員の状況、教育施設の物的被害状況、臨時休業・校時変更・下校・降園の措置、給食の実施、避難所の開設について、別途指導部から送付するSKIPポータル文書連絡機能により、指導部各校種担当宛てに報告すること。また、教育施設・設備に被害があつた場合は、その詳細がわかるよう写真をSKIPポータルのメール配信により併せて送付すること。

なお、SKIPポータル文書連絡機能によりがたい場合は、別紙「学校園関係被害状況報告書」により、指導部各担当宛てに報告すること。

8 避難所として開設された場合の措置

学校園が災害時避難所として開設されることとなつた場合には、校園長は、在校(園)時にあつては、避難所主任の到着前において、大規模災害時初期対応マニュアルに基づき、市民等への緊急的な対応を含む避難所の管理にあたり、教職員をして避難所の運営に協力させること。また、教職員の不在時においては避難所主任又は自主防災組織が災害時避難所を

◆資料3 安否確認

休日や下校後などの在宅時や登下校時に大きな地震が起こった場合は、児童生徒等の安否確認が必要です。大規模な地震の後は電話が通じないことが多いので、電子メールなどの代替の通信手段を事前に確保して、連絡方法を複線化しておく必要があります。また、直接家庭や避難所等を訪問して安否を確認する場合も多いと考えられますが、その場合は教職員が二次災害に巻き込まれることのないよう注意が必要です。地域の様々な団体や組織と連携し、あらかじめ災害時の連絡方法について体制を整えておくことも考えておきましょう。

1 安否確認の内容と教職員の対応

安否確認で確認する項目や学校からの連絡の内容については下記のような例が考えられますが、児童生徒等の情報収集と併せ、学校からの情報発信についても伝えておくことが大切です。特に情報通信網が不通の場合には、例えば、地域施設の掲示板などの活用を図ることが考えられ、事前に保護者等とルールを決めておくことが必要です。

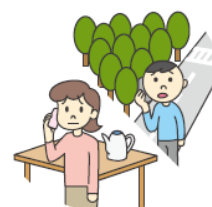
安否確認の内容(例)	
<input type="checkbox"/>	児童生徒等及び家族の安否・けがの有無
<input type="checkbox"/>	被災状況 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の様子 ・困っていることや不足している物資
<input type="checkbox"/>	居場所(避難先)
<input type="checkbox"/>	今後の連絡先・連絡方法

勤務時間外であっても、学校の設置者によってあらかじめ定められた非常参集体制計画などに基づき、児童生徒等の安否確認をすることが求められます。参集の基準や分担についてマニュアルに明記するとともに、緊急連絡網などと併せ、いつでも確認できるようにしておくことが大切です。

教職員の非常参集体制と安否確認(例)					
参集体制	学区内の震度	安否確認	児童生徒等在宅時		登下校時
			電話○	電話×	
第四次参集	6弱以上	○	電話連絡	家庭訪問 避難所訪問	通学路をたどって
第三次参集	5強 5弱				
第二次参集	4 被害あり	×	行わない		行わない
第一次参集	4		行わない		行わない

2 連絡・通信手段の複線化

大規模な地震が起こった後は、しばらく通信機器の被災や回線の混雑により、学校と保護者が電話で連絡を取り合うことが難しい状況になることが考えられます。電話回線に比べて、インターネットは比較的災害に強いと言われています。電子メールやホームページなど電話以外の通信手段、情報発信手段を準備することで、災害時の情報収集・発信能力を高めることができます。また、学校は、地域の様々な団体や組織を活用し、事前に地域の情報担当を決めるなどして、直接それらの団体・組織と情報を交換することなども考えておきましょう。



(文部科学省 学校防災マニュアル《地震・津波災害》作成の手引きより引用)

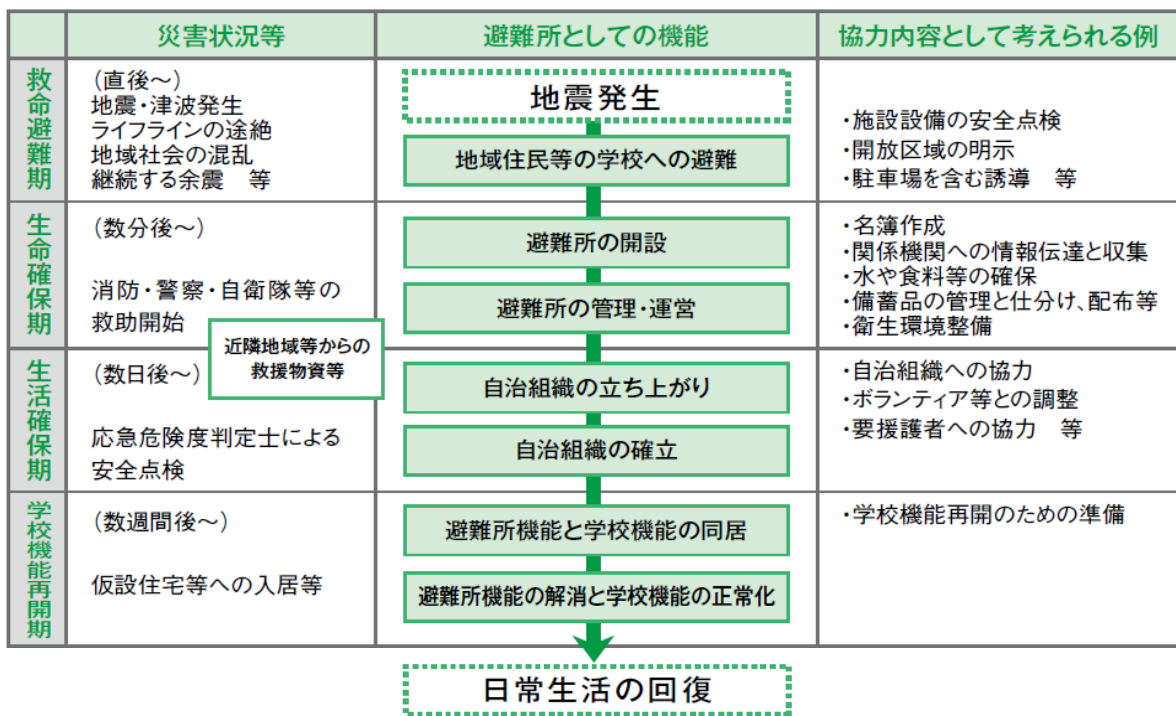
◆資料4 避難協力など

避難所運営は本来的には防災担当部局が責任を有するものですが、担当者に引き継ぐまでに一定期間を要することが想定されます。災害規模が大きな場合には、担当者が全ての避難所に配置されず、教職員が避難所の開設や運営等について中心的な役割を担う状況が考えられます。

しかしながら、災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり、教職員が不在の時間帯に災害が発生する確率が高いことも含め、事前に防災担当部局や地域住民等関係者・団体と体制整備を図り、できる限り地域住民等が主体的に開設・運営ができる状況を作っておくことが重要です。

教職員の協力体制の整備

学校施設が避難所となる場合には、おおよそ下図のようなプロセス(一例)が考えられます。各自治体が作成している避難所の開設や運営マニュアルと併せ、教職員が協力できる内容について関係機関とあらかじめ調整しておく必要があります。その際、教職員の勤務時間帯であっても休暇や出張等で教職員が不在の場合や、勤務時間外では教職員が学校に参集するのに一定の時間が必要であること等により、少人数で運営を担わざるを得ない事態が発生することを考えておくことが大切です。また、児童生徒等の安全確保や授業再開時の混乱防止等のため、児童生徒等と避難者のスペースや動線を分けておく必要があります。



(文部科学省 学校防災マニュアル《地震・津波災害》作成の手引きより引用)

第5章

事故・災害等発生時の心のケア

1. 事故・災害等発生時における心のケアの必要性

事故・災害等の発生により、幼児児童生徒の心身の健康に大きな影響を与えることがある。事件や事故、大きな災害に遭遇し、「家や家族・友人などを失う」、「事故を目撃する」、「犯罪に巻き込まれる」などの強い恐怖や衝撃を受けた場合、不安や不眠などのストレス症状が現れることが多い。こうした反応は誰にでも起こり得ることであり、通常の場合、時間の経過とともに薄らいでいくものであるが、ストレスの大きさや種類によっては症状が長引き、生活に支障を来すなどして、その後の成長や発達に大きな障害となることもある。そのため、日頃から幼児児童生徒の健康観察を徹底し、情報の共有を図るなどして早期発見に努め、適切な対応と支援を行うことが必要である。

心のケアに関しては、学校保健安全法第29条において「学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。」と規定されている。(学校安全参考資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』(文部科学省)より参照)

2. 事故・災害等発生時における心のケアの基本的理解

事故・災害等発生時に求められる心のケアは、ストレスの種類や内容による異なるが、心のケアを適切に行うためには、幼児児童生徒に現れるストレス症状の特徴や基本的な対応を理解しておくことが必要である。

(1) 事故・災害等発生時におけるストレス症状

事件や事故、大きな災害に遭遇すると、恐怖や喪失体験などの心理的ストレスによって、心の症状だけでなく身体の症状も現れやすいことが幼児児童生徒の特徴である。また、症状は心理的ストレスの種類・内容、ストレスを受けてからの時期によって変化する。そのようなストレス症状には、情緒不安定、体調不良、睡眠障害など年齢を問わず見られる症状と、年齢や発達の段階によって異なる症状が含まれる。幼稚園から小学校低学年までは、腹痛、嘔吐、食欲不振、頭痛などの身体症状が現れやすく、それら以外にも興奮、混乱などの情緒不安定や、行動上の異変(落ち着きがなくなる、理由なくほかの幼児児童生徒の持ち物を隠す等)などの症状が出現しやすい。小学校の高学年以降(中学校、高等学校を含む)になると、身体症状とともに、元気がなくなって引きこもりがちになる(うつ状態)、ささいなことで驚く、夜間に何度も目覚めるなどの症状が目立つようになり、大人と同じような症状が現れやすくなる。事故・災害等発生時における幼児児童生徒のストレス反応は誰にでも起こり得ることであり、ストレスが強くない場合には、心身に現れる症状は悪化せず数日以内で消失することが多いが、生命に関わりかねない状況の体験や目撃、性被害などの激しいストレス(心的外傷あるいはトラウマ)にさらされた場合は、様々な疾患を発症することがある。

(2) 事故・災害等発生時における心のケアの留意点

事故・災害等発生時に求められる心のケアは、その種類や内容により異なるが、基本的な留意点として次の事項が挙げられる。

- ① 迅速に安否確認や心身の健康状態の把握を行う。そのためには、休日に発生した事故等で

も、幼児児童生徒、保護者、教職員の所在等を確認できるよう事前に連絡方法を確認しておく。また、幼児児童生徒の心のケアに当たり、その家族・友人・関係者の安否や被災状況についてもできる限り把握しておくことが重要である。

- ② 特に、災害の場合には、まず、幼児児童生徒に安心感や安全感を取り戻させることが大切であることから、ライフラインの復旧をはじめ、できるだけ早期に平常時の生活に戻ることが大切となる。
- ③ 命に関わるような状況に遭遇したり、それを目撃したりした場合などには、通常のストレスでは生じない精神症状と身体症状が現れることがある。その代表は先述のASDやPTSDであるが、事故等発生直後には現れず、しばらくたってから症状が現れる場合があることを念頭に置く必要がある。また、事故等に遭遇・目撃した幼児児童生徒のみならず、その保護者や兄弟姉妹にも精神的な症状が発現することにも配慮しておく必要がある。
- ④ 通学路を含めた学校園における事故・災害等発生時による幼児児童生徒の命に関わる出来事に対して、迅速に適切な応急手当を行う。事態への対応に当たっては、幼児児童生徒に不要な動揺や風評が広まることのないように、幼児児童生徒や保護者への情報の伝え方（いつ・誰が・誰に・何を）については共通理解を図った上で実施する。また、被害を受けた幼児児童生徒の保護者へは、正確な情報提供（発生状況、健康被害状況、病院への搬送等）が速やかに行えるようにすることが重要である。日頃から応急手当等が適切に行われるように訓練を行うなど、救急体制の整備に努める。
- ⑤ 障がいや慢性疾患のある幼児児童生徒の場合、事故・災害等発生時には、平常時の状況に比べ、様々な困難がある状況になっている。例えば、日常生活上の介助や支援が不足したり、必要な情報が正しく伝わらないなどの不安を抱えていたりすることも多い。そのため、心のケアを考える際には、これらの不安等への配慮や、障がいの特性及び症状の悪化に対する十分な配慮が必要となる。
- ⑥ 事故・災害等発生時には、教職員が大きなストレスを受けることが多い。幼児児童生徒の心の回復には、幼児児童生徒が安心できる環境が不可欠であり、それには、周りの大人の心の安定が大切である。教職員自身のメンタルヘルスにも十分な配慮を払うことが、幼児児童生徒の心のケアにおいても重要となる。このことは、保護者においても同様である。

以上、事故・災害等発生時における心のケアの基本的な留意点について述べたが、適切な心のケアの基盤となるのは、「毎日の健康観察」「メンタルヘルスを担う校内組織体制の構築」「心のケアに関する教職員等の研修」「心身の健康に関する支援」「心身の健康に関する指導」「医療機関をはじめとする地域の関係機関等との連携」など、平常時からの取組である。さらに、危機管理マニュアル（警備及び防災計画等）に心のケアを位置付け、実効性のあるマニュアルにするために、定期的に見直しを図ることが大切である。

3. 学校園における心のケアの基本的な体制

(1) 学校園の役割

学校園は、幼児児童生徒の心のケアを安全管理の一環として捉え、危機管理マニュアルの中に位置付け、教職員がそれぞれの役割を果たすことが必要である。平常時から心のケアを担当している校園内組織が円滑に機能していることが、事故・災害等発生時の迅速な対応につながる。

第5章 事故・災害等発生時の心のケア

(2) 専門家・専門機関等の協力

学校園においては、平素から、地域にどのような専門家・専門機関等が地域資源としてあるかを把握しておき、受診先及び相談機関として協力が得られるような連携を図っておく。

(3) 保護者との連携

学校園においては、平素から、保護者と連絡調整しながら、専門家、専門機関等の協力を得ることについて理解や協力が得られるような連携を図っておく。

4. 平常時の心の健康づくり

幼児児童生徒に対しては、普段から自分自身の心の健康を保つことを心掛けるよう指導することが重要であり、発達の段階に応じ、日常生活において円滑な人間関係のもち方やストレスの対処方法等を指導しながら、心の健康、健康的な人間関係や行動を促進するための基礎を形成することが必要である。また、発達の段階に応じ、幼児児童生徒に事故・災害等発生時及びその後の心の変化等について理解させ、それらへの対処方法等についても指導し、幼児児童生徒の心の健康づくりを図っていく必要がある。幼児児童生徒の心のケアについては、教職員が幼児児童生徒の話を十分に聞いてやり、幼児児童生徒の体験や不安な感情を分かち合って幼児児童生徒の心に安心感を与えることが重要であり、平素から幼児児童生徒の心の動きを把握し、気になる幼児児童生徒に気を配るなどし、日頃から信頼関係を築いておくことが大切である。

5. 心の健康状態の把握

事故・災害等発生時及びその後に、幼児児童生徒の心身の健康状態を把握するには、健康観察、保健調査、保健室来室状況等の情報を相互に関連させ、個々の実態を分析する中で、課題や対応の方法を明らかにする必要がある。また、把握した情報内容によっては、校種間で連絡調整を図ることも考えておかなければならないし、適時に専門家・専門機関への紹介が行えるよう、平素から体制を整えておく必要がある。また、個別及び長期的ケアが必要な幼児児童生徒を見落としてはならない。

健康観察は、平常時に行っている一般的な身体状況の観察事項のほかに、イライラの有無、落ち着きのなさ等を追加して観察する。その際、対象者に大きな負担を掛けたり心を傷つけたりすることのないよう配慮が必要である。

(学校安全参考資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』(文部科学省) 参照)

《関係機関連絡先》

・中央こども相談センター	06-4301-3100
・北部こども相談センター	06-6195-4114
・南部こども相談センター	06-6718-5050
・大阪市こころの健康センター(こころの悩み相談)	06-6923-0936

○ 学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(平成31年3月文部科学省)

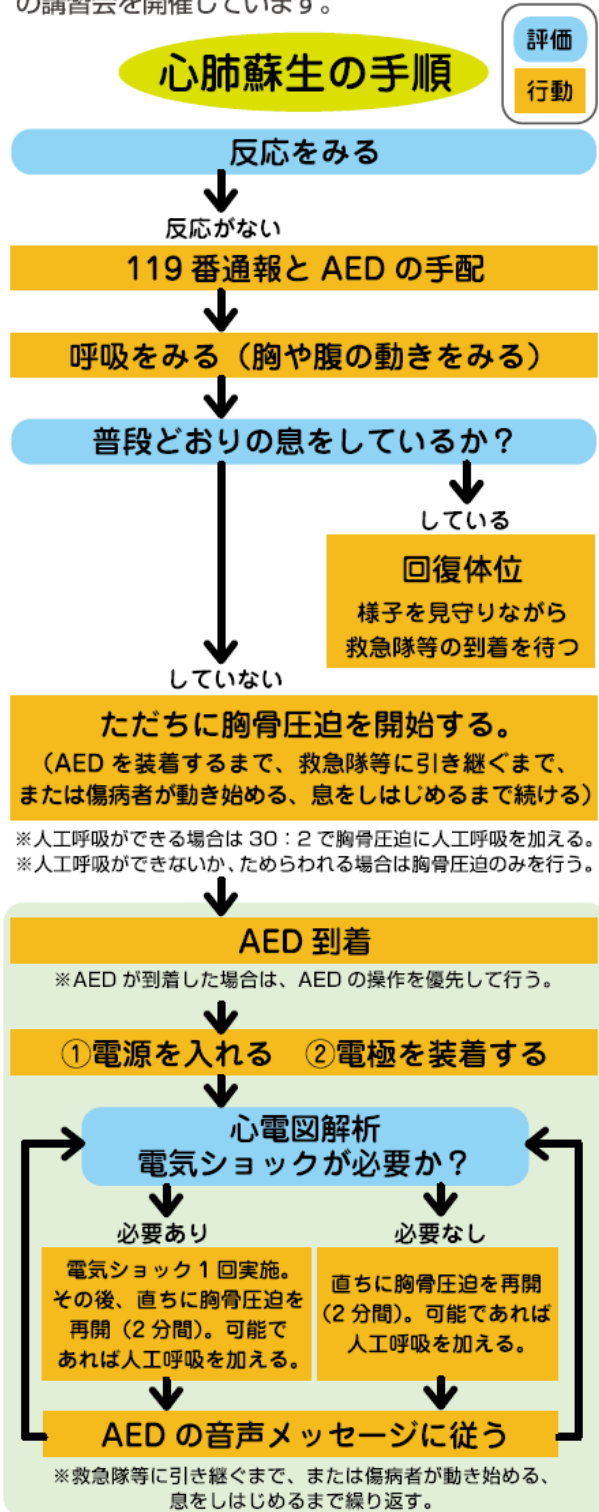
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm

6. 応急手当 《市民防災マニュアルより(大阪市危機管理室)》

資料 ● 応急手当が必要になったら

人が倒れたときの応急手当

落ち着いて傷病者の状態を観察して、症状に適した応急手当をすることがたいせつです。大阪市では応急手当の方法などを身につけるための講習会を開催しています。



1. 反応をみる

- 周りの安全を確認しながら傷病者に近づきます
- 呼びかける
- 軽く肩をたたいてみる

呼びかけても、肩を軽くたたいても動きや返事がないときには、反応がないと判断します。

2. 119番通報とAEDの手配

- 助けを呼び、人を集める
- 集まった人の中から119番通報やAEDを持ってくるように依頼する

3. 呼吸をみる

- 傷病者を仰向けにする
 - 傷病者の胸や腹部の動きをみる
- 呼吸の確認は、10秒以内に行ってください。普段どおりの息をしていなければ、「呼吸なし」と判断します。しゃくりあげるような途切れ途切れに起きる呼吸(死戦期呼吸)も「呼吸なし」と判断します。

4. 胸骨圧迫

【成人の場合】

① 押さえる位置
胸の真ん中(胸の左右の真ん中で、かつ上下の真ん中)

② 手の組み方
両腕で圧迫するために両手を重ねて、両肘を伸ばす。



③ 圧迫の方法
指先を傷病者の胸から離し、掌の付け根で押す。傷病者の胸を約5cm押し下げ、胸が元の高さに戻るように十分に圧迫を解除します。

下になる方の手の指は、胸から離す。

④ 1分間に100回~120回のテンポで圧迫する
傷病者が動き出す、普段どおりの呼吸をはじめると、または救急隊などに引き継ぐまで続けてください。



次のページへつづく

5. 人工呼吸の手順

①気道の確保

空気の通り道を開きます。

- 手を顔におく
- 反対の手の指先を、あご先に当てる
- あご先を持ち上げながら頭を後ろにそらす



②人工呼吸

【成人の場合】

気道を確保したまま

- (1)鼻を軽くつまむ
- (2)息を吹き込む



鼻をつまむのは人工呼吸のために吹き込んだ空気が鼻からもれるのを防ぐため。

空気がもれないように、自分の口を大きく開けて、傷病者の口を覆い1回あたり約1秒かけて、傷病者の胸が軽く膨らむ程度を吹き込みます。

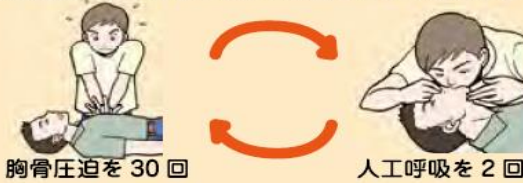
これを2回繰り返す

人工呼吸が困難な場合、又は、人工呼吸のやり方に自信がない場合や人工呼吸を行うのにためらいがある場合は、人工呼吸を省略して胸骨圧迫だけを行ってください。



③胸骨圧迫と人工呼吸を繰り返す

胸骨圧迫と人工呼吸を30:2の比率で繰り返します。



※「反応」や「普段どおりの息」のある傷病者に電気ショックを行うことはできません。

6. AEDが到着すれば

①AEDの電源を入れる

機種によりふたを開けると自動的に電源の入るものもある。その後はAEDの音声メッセージに従い行動する。



②電極パッドを貼る

③「離れて」の音声メッセージに従う

④「電気ショックが必要です」と音声メッセージがあった場合、電気ショックを行う

電気ショックを行ったあとや「ショックは不要です」などの音声メッセージがあった場合は、胸骨圧迫と人工呼吸を続けてください。

AEDとは、
自動体外式除細動器の略称で、簡単に安心・安全に電気ショックを行うことができるように作られた医療機器です。平成16年7月から医師や救急救命士以外の方でもAEDを用いて電気ショックを行うことが認められました。元気があった人が突然倒れ、心臓が止まった場合、直ちにAEDを使用した電気ショックや心肺蘇生を実施すれば、救命の可能性が高くなると言われています。

ファーストエイド(その他の応急手当)

● 出血

【傷口を直接圧迫】

傷口にきれいなガーゼやハンカチを当て、強く押さえ、直接圧迫する。



● やけど

すぐにきれいな流水で冷やす。

衣服の上からやけどしたときは、衣服ごと冷やす。水ぶくれは、雑菌が入るためつぶさないように。

● 骨折

身近なもので固定する。例えば、新聞、雑誌、ダンボールや、傘、ものさし、つえなどを利用する。固定する位置(角度)は、傷病者の最も痛みの少ない位置とする。

● ひきつけ

(1)衣類をゆるめる。

(2)横向きにねかせ、口の中にたまった液などを外に出やすくする。

(3)熱が高いときは頭や首、脇の下を冷やす。

● のどに物がつかえたとき

【背部叩打法】

手のひらで背中を強く数回たたく。

乳児以外の場合



乳児の場合



【腹部突き上げ法】

片手の手で握りこぶしを作り、その親指側をへその上方でみぞおちのやや下方に当てます。もう一方の手で握りこぶしを握り、素早く手前上方に引き上げてください。

※反応がない場合や妊婦、1歳未満の乳児には行わないでください。



応急手当の練習は誤った方法で行うと危険がともないますので、応急手当講習会などで、指導者から十分に訓練を受けておきましょう。

大阪市では、たいせつな命を助けるためにAEDの使用法を含めた応急手当の講習会を開催しています。詳しくは最寄りの消防署までお問い合わせください。

大阪市消防局ホームページ

アドレス▶ <https://www.city.osaka.lg.jp/shobo/>



ポジョレーに応急手当を学ぼう!!
(いつでも・どこでも・楽しんで)

<https://119aed.jp>にアクセス!

第6章

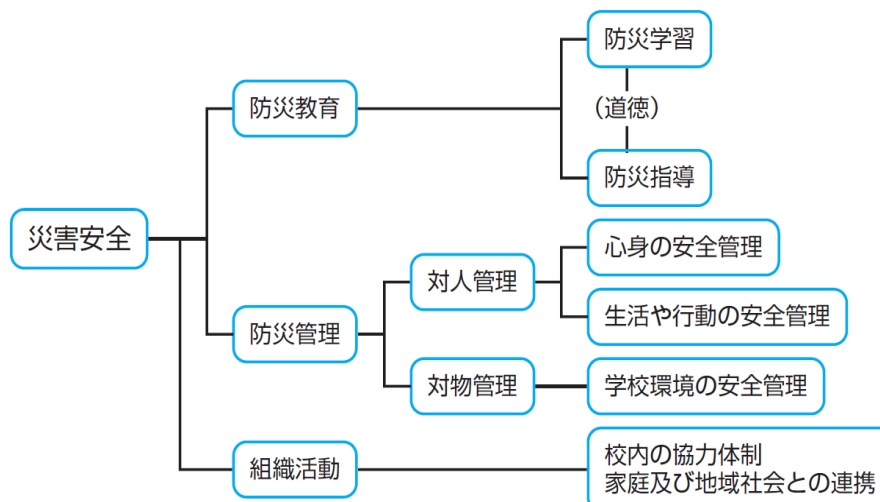
防災・減災教育のあり方

1. 学校安全の構造と学校防災

学校安全のねらいは、幼児児童生徒が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに、幼児児童生徒の安全を確保するための環境を整えることである。

学校安全は、「安全教育」「安全管理」「組織活動」の三つの主要な活動から構成され、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の三つの領域からなり、従来想定されなかった新たな危機事象の出現などにも柔軟に対応し、学校保健や生活指導など様々な関連領域と連携して取り組むことが重要である。

学校安全の一領域である「災害安全」は、学校安全の構造に準じて、次の図のように整理することができる。



(1) 防災・減災教育

防災教育には、防災に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、働かせることによって防災について適切な意志決定ができるようにすることをねらいとする側面がある。

また、一方で、当面している、あるいは近い将来予測される防災に関する問題を中心に上げ、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指して行う側面もある。防災教育は、幼児児童生徒の発達の段階に応じ、この2つの側面の相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われるものである。

このことを、教育課程の領域に即して考えてみると、主として、前者は体育科・保健体育科をはじめとして、社会科（地歴・公民）・理科・生活科などの関連した内容のある教科や総合的な学習の時間などで取り扱い、後者は、特別活動の学級（ホームルーム）活動や学校行事などで取り上げられることが多い。なお、道徳教育は、生命の尊重をはじめ、きまりの遵守、公德心、公共心など、安全な生活を営むために必要な基本的な内容の指導を行うこととされており、安全にとって望ましい道徳的態度の形成という観点から、防災を含む安全教育の基盤としての意義をもつ。

学習指導要領では、その総則において、安全に関する指導について規定されており、学校においては、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行われるよう、関連する

教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等における教育内容の有機的な関連を図りながら行う必要がある。幼稚園教育要領では、そのねらい及び内容において、安全に関する指導に当たっては「情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること」や「交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること」とある。

総じて、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において安全に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう、開かれた学校園づくりや家庭や地域社会と連携した防災活動の展開に努め、地域ぐるみの防災・減災教育を推進することが重要である。

(2) 防災管理

防災教育を効果的に推進することと併せて、防災管理の徹底を図ることが重要である。学校園における防災管理は、校園長のリーダーシップの下、自然災害の発生を想定し、事故の原因となる学校園環境の危険を速やかに除去したり、災害発生時や事後に適切な応急手当や安全措置がとれる体制を確立したりするなど、幼児児童生徒の安全を確保することを目指して行われるものである。平常時から幼児児童生徒一人一人の心身の状態の把握や個に応じた安全に関する指導、想定される被害等を踏まえた避難経路の確保並びに施設・設備等の安全点検及び改善措置を行うとともに、危険が予想される場合に教職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成し、災害発生時や事後の体制整備等について、研修等により教職員の共通理解の徹底を図ることが大切である。

(3) 災害安全に関する組織活動

防災教育及び防災管理を円滑に行い、その充実を図るために重要となるのが、災害安全に関する組織活動である。校園内の教職員の防災教育及び防災管理における役割を明らかにするとともに、平常時及び災害発生時の防災体制の確立を図る必要がある。大きな災害の後には専門家と連動した心のケアにも配慮しなくてはならない。

また、すべての教職員の安全に関する意識や知識・技能を向上させるため、学校安全計画に校内研修・園内研修等を位置付け、事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した研修を行うことが必要である。

さらに、地域への学校の教育活動の理解や地域との情報交換など、日ごろから開かれた学校園づくりに努め、保護者や地域住民、教育委員会や防災担当部局、消防署や自主防災組織など地域の関係機関・団体等との密接な連携を図り、計画的な防災教育や防災管理の充実に努めることが重要である。

2. 防災・減災教育のねらい

防災教育は様々な危険から幼児児童生徒の安全を確保するために行われる安全教育の一部をなすものである。したがって、防災教育のねらいは「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文科省、2010）に示した安全教育の目標に準じて、次のような3つにまとめられる。

ア 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。

イ 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。

ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校園、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

東日本大震災では、学校管理下において、教職員の適切な誘導や日常の避難訓練等の成果によって迅速に避難できた学校があった一方、避難の判断が遅れ、多数の犠牲者が出た学校や、下校・降園途中や在宅中に被害に遭った幼児児童生徒がいた。自然災害では、想定した被害を超える災害が起こる可能性が常にあり、自ら危険を予測し回避するために、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動をとることができる力を身に付けることが必要である。そのためには、日常生活においても危険な状況を適切に判断し、回避するために最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成するとともに、危険に際して自らの命を守り抜くための「自助」、自らが進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身に付ける「共助、公助」の視点からの安全教育を推進することが重要である。その際には、人間には自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう心理的特性（正常化の偏見（バイアス））があることにも注意が必要である。

また、自然災害が多い我が国においては、災害後の生活、復旧、復興を支えるための支援者となる視点も必要である。ボランティア活動は、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神などに支えられている。より良い社会づくりに主体的かつ積極的に参加・参画していく手段としても期待されており、このことは、学校園における安全教育の目標の一つである、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うことにつながるのである。

これらの防災教育として必要な知識や能力等を幼児児童生徒に身に付けさせるためには、その発達の段階に応じた系統的な指導が必要である。現在も学校園においては防災教育が実践されているが、年数回の避難訓練時の全体指導や、その前後の学級活動等で行われることが多い。防災教育は、各教科等のように発達の段階に応じた目標や内容が示されておらず、学校園においては指導の体系化が求められていた。

そこで、本参考資料では、幼稚園児から高校生まで、幼児児童生徒の発達の段階に合わせた防災教育の目標を設定するとともに、指導する内容の整理を行った。

次ページの「発達の段階に応じた防災教育」は、前述した防災教育のねらいに迫るため、各校種ごとの目標とねらいの項目ごとの目標を示している。校種間の‘つながり’や‘学習の発展性’を考慮し、幼児児童生徒の発達の段階に応じ身に付けさせたい知識や能力の基本となる考え方である。この体系は、第7章の各校種ごとの防災・減災教育モデルカリキュラムとリンクしており、各教科等の学習を通して防災・減災教育の目標に迫る授業展開例・実践事例も掲載している。

《学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開（文部科学省）参照》

発達段階に応じた防災教育

- ア 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができる。(知識、思考・判断)
- イ 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができる。(危険予測、主体的な行動)
- ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できる。(社会貢献、支援者の基盤)

高等学校段階における防災教育の目標

安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できる生徒

ア 知識・思考・判断

・世界や日本の主な災害の歴史や原因を理解するとともに、災害時に必要な物資や支援について考え、日常生活や災害時に適切な行動をとるための判断に生かすことができる。

イ 危険予測・主体的な行動

・日常生活において発生する可能性のある様々な危険を予測し、回避するとともに災害時には地域や社会全体の安全について考え行動することができる。

ウ 社会貢献・支援者の基盤

・事前の備えや災害時の支援について考え、積極的に地域防災や災害時の支援活動に取り組む。

中学校段階における防災教育の目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、すすんで活動できる生徒

ア 知識・思考・判断

・災害発生メカニズムの基礎や諸地域の災害例から危険を理解するとともに、備えの必要性や情報の活用について考え、安全な行動をとるための判断に生かすことができる。

イ 危険予測・主体的な行動

・日常生活において知識を基に正しく判断し、主体的に安全な行動をとることができる。
・被害の軽減、災害後の生活を考え備えることができる。
・災害時には危険を予測し、率先して避難行動をとることができる。

ウ 社会貢献・支援者の基盤

・地域の防災や災害時の助け合いの重要性を理解し、主体的に活動に参加する。

小学校段階における防災教育の目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りできる児童

ア 知識・思考・判断

・地域で起こりやすい災害や地域における過去の災害について理解し、安全な行動をとるための判断に生かすことができる。
・被害を軽減したり、災害後に役立つものについて理解する。

イ 危険予測・主体的な行動

・災害時における危険を認識し日常的な訓練等を生かして、自らの安全を確保することができる

ウ 社会貢献・支援者の基盤

・自他の生命を尊重し、災害時及び発生後に、他の人や集団、地域の安全に役立つことができる。

幼稚園段階における防災教育の目標

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる幼児

ア 知識・思考・判断

・教師の話や指示を注意して聞き理解する。
・日常の園生活や災害発生時の安全な行動の仕方が分かる。
・きまりの大切さが分かる。

イ 危険予測・主体的な行動

・安全・危険な場や危険を回避する行動の仕方が分かり、素早く安全に行動する。
・危険な状況を見つけた時、身近な大人にすぐ知らせる。

ウ 社会貢献・支援者の基盤

・高齢者や地域の人と関わり、自分のできることをする。
・友達と協力して活動に取り組む。

障害のある児童生徒等については、上記のほか、障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態等に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めることができるようにする。

3. 防災・減災教育推進上の留意点

防災教育には災害の直接の原因となる自然について知ることが必要であるが、自然は人間に対して多くの恩恵を与えていることも忘れてはならない。例えば、豊富な水量が稲作農業等に欠かせなかったり、火山活動や地殻変動が優れた景観や温泉などをつくり、降雪はスキーなどのレジャーやスポーツにも関係し、地域の活性化に結びついたりもしている。自然と人間との関わりは、体験型学習や問題解決型学習と連動した教科学習や総合的な学習の時間、修学旅行などの学校行事、その他の特別活動など、様々な教育活動を通して学ぶことができる。実際、地域の自然に根ざした実践的な教育活動が各地で展開されている。このような機会を利用して、自然は人間にとっていつも都合よくできているわけではなく、自然には恩恵と災害の二面性があることを幼児児童生徒が意識できるようになることを期待したい。

自然災害についての教育は自然と人間との関係を考える点で環境教育とも大いに関連している。また、自然災害による被害は発展途上国で大きくなりやすく、国際理解教育等とも関連して取り扱うことも考えられる。例えば、治水・利水等については、日本だけでなく、稲作農業を中心とする東アジア全体の課題でもある。地震、津波や火山活動によって生じる災害は環太平洋の国々にとっても共通の関心事である。日本は戦後、膨大なエネルギーと費用をかけ、治水事業に取り組んできた。その成果として洪水による被害は激減することになった。しかし、逆に、これが、大人も含めて水害の危険性を有する河川に対する認識の弱さにつながる可能性もある。自然災害や防災を考えるためには、自然科学の知識を社会的文脈や日常生活との関連から考えた教育の展開も望まれる。

また、道徳教育とも関連して、中等教育段階で自然に対する「美しさ」、「感動」さらには「畏れ」を知ることは、人間の環境へのはたらきかけとともに、自分の生き方を考えるきっかけになるとも言える。

4. 教科等における指導の機会

幼稚園教育要領においては、ねらい及び内容の考え方として「幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。」としている。また、領域「健康」のねらいの1つを「健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する」としており、内容として「危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する」と示している。さらに、小学校、中学校学習指導要領の総則において、「学校における体育・健康に関する指導は、児童（生徒）の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。」としている。

これらのことから、学校園における安全教育の一環として行う防災教育は、関連する教科等の内容の重点の置き方を工夫したり、有機的関連を図ったりするなどして、幼稚園、小学校、中学校の

教育活動全体を通じて適切に行うよう努める必要がある。

防災・減災教育の推進にあたっては、災害発生時には自分の命を守るためにどう行動すればよいのか、災害発生後自分たちに何ができるのかなど、発達の段階に応じて正しく判断し行動できる幼児児童生徒を育てていくという視点で目標を掲げ、実践に取り組んでいく必要がある。さらに、家庭・地域の人たちとの連携を密にし、家族、地域の人たちと関わり合いながら活動していくことにより、地域の防災力を高めることも可能である。

また、教育活動の様々な場面でに行われている縦割り活動を防災学習に生かし、小学校であれば高学年が学んだことを下級生に教えるなど共に学ぶ活動を行うことで、生命の大切さ、思いやりの心を持った児童を育てることができる。

なお、幼児児童生徒に防災に関する知識・理解を深めさせ、行事や避難訓練、防災管理等の計画の見直しを行うにあたっては、教職員の防災意識・知識の向上を図る取組や、地域に向けた情報発信、家庭・地域の防災組織と連携した活動を積極的に取り入れていくことが重要であり、その実践が災害に強い学校園・地域づくりに進展していくことになる。

5. 家庭、地域社会と連携した指導の機会

学校園における防災・減災教育は、家庭や地域社会の関係機関・団体の理解や協力を得ながら、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等において、計画的・組織的に進めることが必要である。しかしながら、生涯にわたり災害に適切に対応できる能力を育て、生きる力を育むためには、家庭や地域における実践的な教育が重要である。

そこで、学校園で指導していることを家庭や地域に知らせるなど、学校園における防災教育との密接な関連を図りながら、家庭や地域で実践的な教育の機会を設定し、家庭や地域の一員としての自覚を育てながら、災害に適切に対応する能力を育成する必要がある。

例えば、家庭における家族会議、緊急地震速報放送時の訓練、災害時伝言ダイヤルの利用体験、防災センター等における体験学習の実施、地域の消防署や公民館等による防災に関する講座や体験学習、地域と学校の合同防災避難訓練の実施等などが考えられる。さらに、幼児児童生徒が地域の一員として役割を持ち、地域の防災訓練に積極的に参加できる体制を整えることも重要である。このような地域社会や家庭における多様で主体的な活動が、地域社会や家庭の教育力を向上させるとともに、将来地域を担うべき幼児児童生徒の災害に適切に対応する能力の向上及び防災への自立を促すものと考えられる。

【連携の例】

- ・過去の災害や地域の対応を踏まえた防災教育カリキュラムの開発
- ・地域と学校園が協働した防災訓練
- ・学校園で行う安全教育や訓練に、地域人材の指導を活用する。
- ・地域にある安全に関する施設（防災センター等）を教材として活用する。
- ・地域の地形・地質・過去の災害・環境等を教材として活用する。
- ・地域で安全を守る人々の業務内容について、調べたり、体験したりする。
- ・地域で開催される安全に関する行事に参加するなどして、自らの安全を確保する能力や地域の方々等との助け合いの精神を育てる。 等

6. 教職員研修の充実

教職員は、幼児児童生徒が自ら安全に行動し、他の人が社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するため、学校園の教育活動全体でカリキュラム・マネジメントの確立を通じた系統的・体系的な安全教育の実施が求められる。したがって、教職員は学校園における組織体制や安全教育の重要性と緊急性を十分認識し、安全教育に関する指導力を一層高めることが求められる。そのためには、学校園や地域の実態に即した実践的な研修を行う必要がある。

(1) 学校安全の中核となる教員の養成と研修

学校園においては、学校安全計画に研修を位置づけ、事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した校内研修・園内研修を行うことが求められる。校務分掌中に学校安全の中核となる教員を位置づけ、研修の推進役としての役割を担ってもらうなど、校内体制及び園内体制の整備も必要である。

【研修内容の例】

- ・ マニュアルに基づく、地震、火災、津波などに対応した防災避難訓練
- ・ 教職員の安全確保と安否確認の方法
- ・ 幼児児童生徒の安全確保と安否確認の方法
- ・ 幼児児童生徒の引き渡し等の方法
- ・ 幼児児童生徒の危険予測、回避能力等を育成するための安全教育の教育課程への位置づけ、教育内容、教材等に関する共通理解
- ・ 幼児児童生徒の心のケアに関すること 等

《学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開（文部科学省）参照》

《学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）より引用》

●資料● 引き渡しと待機について

(文部科学省 学校防災マニュアル《地震・津波災害》作成の手引きより引用)

地震の規模や、被災状況により、児童生徒等を下校させるか、学校に待機させ保護者に引き渡すかなどの判断をする必要があります。また、大規模な地震の場合は、発生後に通信手段が使用できなくなり、保護者と連絡がとれないことが予想されます。あらかじめ引き渡しの判断などについて、学校と保護者の間でルールを決めておくことが必要です。



1 引き渡しの判断

引き渡しの判断時には、児童生徒等の安全を最優先にするため以下のような点に注意が必要です。

- 津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒等を引き渡さず、保護者と共に学校に留まることや避難行動を促すなどの対応も必要です。
- 家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校に留めるなどの事前の協議・確認が必要です。
- 校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前の協議・確認が必要です。

引き渡しのルール(例)

学校を含む地域の震度	震度5弱以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒等を学校で保護しておく。
	震度4以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある児童生徒等については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。
※上記はあくまでも例であり、学校周辺の交通事情等の環境によって十分検討し設定する必要があります。		

2 学校に待機させる場合の留意点

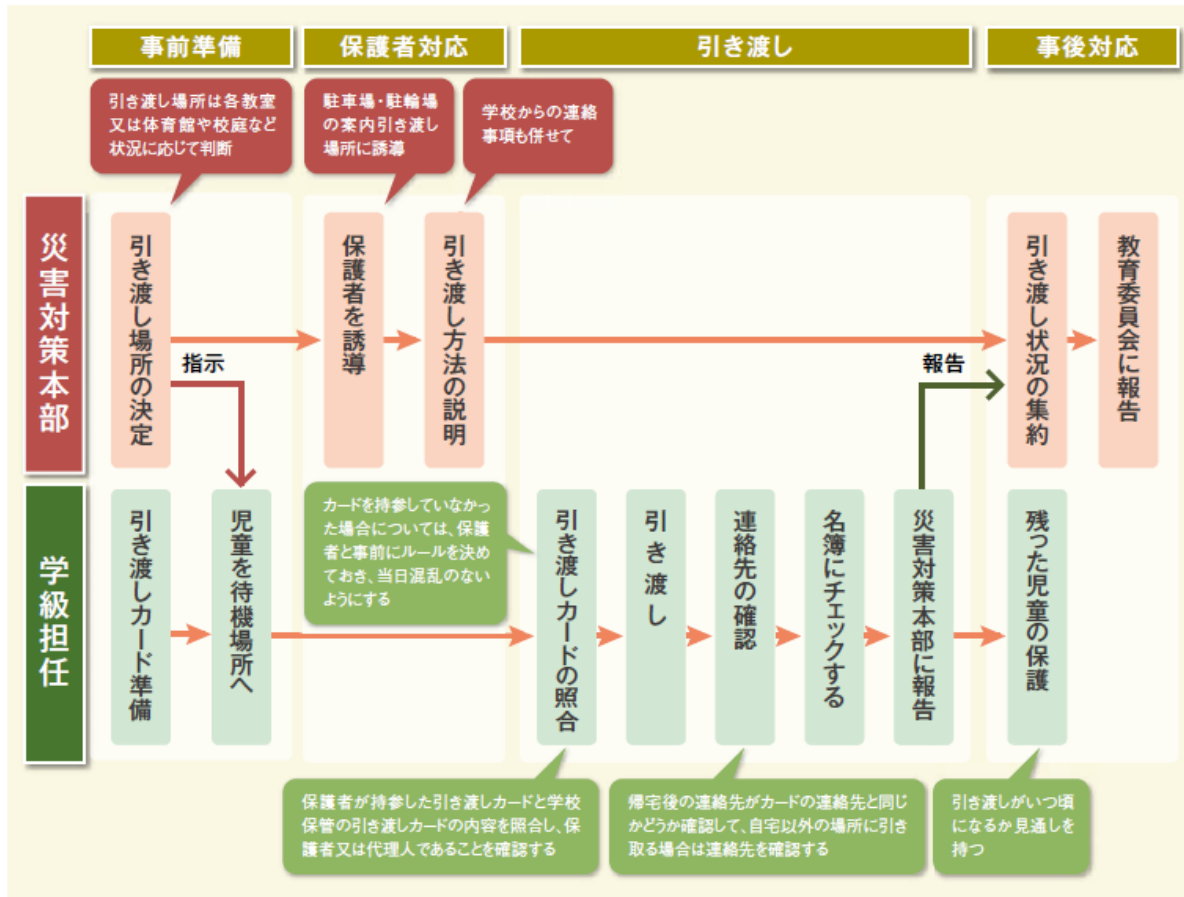
大規模な地震では待機が長時間に及ぶことも考えられます。児童生徒等を待機させる場合には、下記の点に留意しましょう。

- 不安を訴える児童生徒等のために、心のケアができるようにスクールカウンセラーや学校医などの連携を図る。
- 近隣からの火災の対応や、津波などの対策が十分とれるようにしておく。
- 待機が長時間に及ぶ場合を想定して、食料の確保や宿泊の対応なども考えておく。

3 引き渡しの手順の明確化

引き渡しの場面では、混乱、錯綜することが考えられるので、あらかじめ引き渡しの手順を明確にしておくことが大切です。

■ 校内における引き渡しの手順(小学校の例)



■ 校外で引き渡す場合の流れ

1. 引き渡しが可能かどうか判断する。(二次災害の危険の有無等)
 2. 学校に戻って引き渡す場合と現地で引き渡す場合でどちらが安全かを判断する。
 3. 現地で引き渡す場合は、学校と連絡をとり、保護者に引き取りに来てもらう。方法は、校内の引き渡しと同様にする。
- ※校外に出る場合はあらかじめ引き取り可能な場所について検討し、保護者にも周知しておくことよ。

■ 校内における引き渡しの手順(小学校の例)

緊急時引き渡しカード(例)					
(児童名)		(きょうだい)			
年 組		年 組	年 組		
番号	引き取り者氏名	連絡先(電話、住所)		児童との関係	チェック欄
1	保護者	電話 [- -]			
		携帯 [- -]			
		住所 []			
2					
3					
震度4以下でも、交通機関に影響が出た場合は児童を学校に待機させますか。待機を希望する場合は右の欄に○をしてください。					

防災・減災教育モデルカリキュラム

阪神淡路大震災や東日本大震災以降、地域や学校において防災・減災に対する意識が高まってきており、避難訓練等の防災・減災教育に対する取組も広がりを見せています。大阪市では、平成27年2月に大阪市防災・減災条例が施行され、令和3年3月に大阪市地域防災計画の修正が行われるなど、学校現場においてもますます防災・減災教育が重要視されています。

学校現場においては、これまで取り組んできた防災・減災教育を引き続き行うとともに、防災・減災に関する学習内容・活動内容（国語や算数・数学などの教科や道徳も含む）を児童・生徒の発達段階や学習目標に応じて系統的・横断的に展開できるような取組を進めます。また、分権型教育行政の強みを生かし、区との連携を図ることで地域の実情をふまえた充実した防災・減災への取組ができるものと考えます。

こうした経緯を経て、防災・減災教育の実践を計画的・継続的に展開するため、各教科や領域の枠を超え、これらを横断的・総合的に接続した「防災・減災教育モデルカリキュラム」を策定しました。この「防災・減災教育モデルカリキュラム」をもとに、各学校は区の状況に応じて創意工夫した「防災・減災教育カリキュラム」を作成し、幼児・児童・生徒の発達段階に応じた防災・減災教育の充実を図っていきます。

※「発達段階に応じた目標」は、幼稚園から中学3年生までにおさえるべき目標をまとめたものです。

※「学年別防災・減災教育モデルカリキュラム」では、各教科、領域から防災・減災に関連する単元や教材を学年ごとにピックアップしました。また、それらの授業の中で中心的に、また追加的に扱う内容についてまとめました。内容の覧には、小学校については、大阪市が令和2年度より使用している教科書・資料、中学校については令和3年度より使用する教科書・資料のページ数を記入しております。使用教科書については以下のとおりです。

【小学校】

- ・国語…東京書籍 ・社会…東京書籍、日本文教出版 ・算数…啓林館、日本文教出版、東京書籍 ・理科…啓林館
- ・生活…東京書籍、日本文教出版 ・保健…学研、光村図書、東京書籍 ・図画工作…日本文教出版、開隆堂
- ・道徳…日本文教出版

【中学校】

- ・国語…三省堂、光村図書、教育出版 ・社会（地理的分野）…帝国書院
- ・社会（歴史的分野）…帝国書院、日本文教出版、東京書籍 ・社会（公民的分野）…東京書籍、帝国書院
- ・数学…啓林館、東京書籍、数研出版 ・理科…啓林館、東京書籍 ・美術…日本文教出版、光村図書、開隆堂
- ・保健体育…東京書籍、大日本図書、学研 ・技術家庭…東京書籍、開隆堂、教育図書
- ・英語…東京書籍、光村図書、開隆堂、三省堂 ・道徳…廣済堂あかつき、日本文教出版、光村図書、東京書籍

防災・減災教育モデルカリキュラム
発達段階に応じた目標

		知識、思考・判断	危険予測・主体的な行動	社会貢献、支援者の基盤
地域に生きる	幼	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の園生活において、危険な場所や遊び方を知り、安全な行動の仕方がわかる。(自助) ・ 災害発生時の行動の仕方がわかる。(自助) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指示に従い、安全に行動できるようにする。(自助) ・ 素早く安全に行動する。(自助) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先生や友達と協力して活動に取り組む。(共助)
	小1・2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 友達や身近な人たちへの関心を高め、仲良く行動できるようにする。(共助) ・ 学校や校区にある安全な施設について知る。(自助) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指示に従い、安全に行動できるようにする。(自助) ・ 素早く安全に行動する。(自助) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団の一員であることを自覚し、自分の仕事に責任をもって取り組む。(共助)
地域を知る	小3・4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害について知り、自ら安全な行動をとるための判断に生かす。(自助、共助) ・ 命の大切さについて考え、状況に応じて自らの身を守ることができる。(自助) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害によって起こりうる危険を認識し、自ら安全な行動をとることができる。(自助) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時や発生後に、地域の一員として他の人の安全に役立つ。(共助)
地域とともに	小5・6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で起こりやすい災害や過去の災害について理解し、安全な行動をとるための判断力を養う。(自助、共助) ・ 被害を軽減したり、災害後に役立つものについて理解したりする。(共助) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害によって起こりうる危険を認識し、自らの安全を確保することができる。(自助) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自他の生命を尊重し、災害発生時や発生後に、他の人や集団、地域の安全に役立つことができる。(共助)
	中1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害の歴史や仕組みについて理解し、地域の防災について考える。また、自らの身を守る判断力を養うとともに、社会貢献の大切さについて理解する。(自助、共助) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害によって起こりうる危険を予測するとともに、災害発生時には身近な人々の安全にも気配りができるようにする。(自助、共助) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害に備え、地域の一員として課題を解決しようとする自主的・実践的態度を身に付ける。(自助、共助)
地域のために	中2・3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震・津波に関するメカニズムなどの災害や地域の特性について理解を深める。また、災害への日常の備えや的確な避難行動、社会貢献の大切さについて理解を深める。(自助、共助) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自他の安全に対し、責任ある行動をとるとともに、災害発生時には他者と協力して、災害弱者を助けたり、適切な応急処置を行ったりすることができる。(自助、共助) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自他の生命を尊び、他者の生き方を尊重する態度を身につける。(自助、共助) ・ 安全な社会づくりのために貢献しようとする態度を身に付ける。(自助、共助)

歳児別・学年別 防災・減災教育モデルカリキュラム

**歳児別防災・減災モデルカリキュラム
(幼稚園)**

【幼】

ア. 知識・思考・判断

- ・ 日常の園生活において、危険な場所や遊び方を知り、安全な行動の仕方がわかる。(自助)
- ・ 災害発生時の行動の仕方がわかる。(自助)

イ. 危険予測・主体的な行動

- ・ 指示に従い、安全に行動できるようにする。(自助)
- ・ 素早く安全に行動する。(自助)

ウ. 社会貢献、支援者の基礎

- ・ 先生や友達と協力して活動に取り組む。(共助)

歳児別	内 容	目 標
3 歳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊具の安全な使い方を知らせ、何が危険なことかわかるようにする。 ・ 安全な園生活を過ごすために、必要な約束やきまりを知らせる。(実践事例1) ・ 避難訓練を行い、指導者の指示を聞き怖がらずに行動させる。(実践事例2・3・4)・幼小連携 ・ 教職員と共に避難する。 	<p>ア</p> <p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p>
4 歳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園外に出るときの安全やマナーについての約束を知らせ、安全に気をつけて活動できるようにする。 (実践事例1) ・ 避難訓練を通して、災害発生時の危険状況を知り、指示に従って速やかに避難できるようにする。 (実践事例2・3・4)・幼小連携 ・ 集団行動の仕方や約束を知り、周囲の様子に関心をもって、行動しようとする。 ・ 年下の幼児やお年寄りを思いやる気持ちをもつ。 	<p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>ウ</p>
5 歳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険な場所や遊び方、災害時などの行動の仕方を再確認させ、安全な場で身を守る姿勢や行動を素早くとれるようにする。(実践事例1) ・ 身の回りの安全や季節の変化に関心をもち、けがをしないように気をつけて行動するようにする。 ・ 地震や津波の避難訓練を実施し、災害発生時の危険状況を理解し、生命を守ることの大切さを知らせる。 (実践事例2・3・4)・幼小連携 ・ 集団行動の仕方や友達とルールや手順に沿って動くことを理解し、協力して活動する。<展開例 幼> ・ 年下の幼児やお年寄りを思いやる気持ちをもつ。 	<p>ア</p> <p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>ウ</p>

学年別モデルカリキュラム (小学校)

【小1.2】

ア. 知識、思考、判断

- ・友達や身近な人への関心を高め、仲良く行動できるようにする。(共助)
- ・学校や校区にある安全な施設について知る。(自助)

イ. 危険予測・主体的な行動

- ・指示に従い、安全に行動できるようにする。(自助)
- ・素早く安全に行動する。(自助)

ウ. 社会貢献、支援者の基礎

- ・集団の一員であることを自覚し、自分の仕事に責任をもって取り組む。(共助)

	単元・主題等	内 容	目 標
国語	<ul style="list-style-type: none"> ・どうやってみをまもるのかな ・いろいろなふね ・この人をしょうかいします 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分はどのように身を守るのか考える。(1上P70～P77) <展開例1> ・消防艇や暮らしを守る車を知る。(1下P43～52) ・消防士についての話をする。(2下P106～113) 	<ul style="list-style-type: none"> ア ア ウ
算数	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろなかたち(啓) ・かたちあそび(日) ・かたちあそび(東) ・三角形と四角形(啓) ・形をしらべよう(日) ・さんかくやしかくの形をしらべよう(東) 	<ul style="list-style-type: none"> ・身のまわりにある物の形(安全に関わる標識等)について知る。(啓)1年P30～37、(日)1年下P18～22、(東)1年②P72～75 ・みのまわりから四角形を見つけよう。…身のまわりにある物の形(安全に関わる標識)をさがす。(啓)2年下P43～57、(日)2年上P108～120、(東)2年上P104～116 <展開例2> 	<ul style="list-style-type: none"> ア ア
生活	<ul style="list-style-type: none"> ・がっこうだいすき(東) ・ふゆをたのしもう(東) ・身のまわりのあんぜん(日) ・あんぜん けんこう(日) ・どきどきわくわくまちたんけん(東) (参考:もっとまちをしりたいね) ・町たんけん1(日) ・かっどうべんりてちよう(東) ・ちえとわざのたからばこ(日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなでつうがくろをあるこう(上P22～P25) ・通学路にある安全を守るための物についてを知る。<展開例3> ・ふゆのこうえんにいこう(上P96～P97)安全に関わる施設 ・身の回りの安全について考える。(上P16～17) ・どのように身を守るのか考える。(上P134～135) ・まちたんけん(下P21～P32) ・地域の安全を守っている人や施設を知る。<展開例> →「生きる力」を育む防災教育の展開P24～25 参照 ・町のことをもっと知りたいね(下P20～P21) ・あんぜんにくらそう けんこうにくらそう(下P108～109) ・あんぜん けんこう(下P124～P125) 	<ul style="list-style-type: none"> ア ア ア ア ア ア ア ア
道徳	<ul style="list-style-type: none"> ・はしれ、さんりくてつどう ・花火にこめられたねがい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとの鉄道への思いを考える。(1年P118～P121) ・花火にこめられた思いや願いを考える。(2年P54～57) 	<ul style="list-style-type: none"> ウ ア
特別活動	<ul style="list-style-type: none"> ・区と連携した取組 ・避難訓練 ・集団下校訓練 ・大阪880万人訓練 ・地震・津波から命を守るために ・津波からにげる ・火事になったら ・地震が起こったらどうするの 	<ul style="list-style-type: none"> (一次避難)・実践事例5・実践事例13 (二次避難)・実践事例6・実践事例11・実践事例12・幼小連携 ・小中連携・異学年交流学習 ・資料P17～P19(大阪管区気象台) ・資料P2～P7(大阪管区気象台) DVD視聴、ワークシート1・2年用 →「生きる力」を育む防災教育の展開P38 参照 →「生きる力」を育む防災教育の展開P39～P40 参照 	<ul style="list-style-type: none"> イ イ イ イ イ イ イ イ

【 小3.4 】

ア. 知識、思考、判断

- ・自然災害について知り、自ら安全な行動をとるための判断に生かす。(自助、共助)
- ・命の大切さについて考え、状況に応じて自らの身を守ることができる。(自助)

イ. 危険予測・主体的な行動

- ・自然災害によって起こりうる危険を認識し、自ら安全な行動をとることができる。(自助)

ウ. 社会貢献、支援者の基礎

- ・災害発生時や発生後に、地域の一員として他の人の安全に役立つ。(共助)

	単元・主題等	内 容	目 標
国語	<ul style="list-style-type: none"> ・目次やさくいんを活用しよう ・言葉でつたえ合う ・こわれた千の楽器 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助犬について知る。(3下P22～23) ・非常口の標示について話し合う。(3下P82～P86) ・みんなで力を合わせる物語について話し合う。(4上P17～P25) 	<ul style="list-style-type: none"> ア ウ
算数	<ul style="list-style-type: none"> ・長さ(啓) ・長い長さを表そう(日) ・長い長さをはかって表そう(東) ・小数(啓)(日) ・数の表し方やしくみを調べよう(東) ・小数のしくみを調べよう(東) 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の標識をもとに、歩いた歩数やかかった時間を調べる。<展開例5> ・長さを実測して津波の大きさを体感する。<展開例6> (啓)3年上P99～P103、(日)3年上P83～90、(東)3年上P60～69 ・海拔を示した標識を見て、小数について知る。<展開例7> (啓)3年下P71～83、4年上P87～97、(日)3年下P22～34、4年上P72～91 (東)3年下P2～20、4年上P74～91 	<ul style="list-style-type: none"> ア、イ ア ア
理科	<ul style="list-style-type: none"> ・風とゴムの力のはたらき ・地面を流れる水のゆくえ 	<ul style="list-style-type: none"> ・風には物を動かす力があり、風の強さによって動かす力も変わることを知り、台風による影響を考える。(3P42～P53)<展開例8> ・「水がしみこんだ土地でのさい害」について知る。(4P26～P31) 	<ul style="list-style-type: none"> ア ア、イ
社会	<ul style="list-style-type: none"> ・くらしを守る(東) ・自然災害からくらしを守る(東) ・安全なくらしを守る(日) ・自然災害から人々を守る活動(日) (参考:安全なくらしとまちづくり) (参考:オリジナル防災マップをつくらう) 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全なくらしを守るはたらき(3年P92～P121) ・災害からくらしを守るために(4年P76～P99) ・安全なくらしを守る人々の仕事(3年P90～P123) ・災害から学ぶ。(4年P70～P103) <展開例9> →「生きる力」を育む防災教育の展開P20～P21 参照 →「生きる力」を育む防災教育の展開P32～P33 参照 	<ul style="list-style-type: none"> ア、イ ア、イ、ウ ア、イ ア、イ ア
保健	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な生活のために②(学) ・外で遊ぶときに注意すること(東) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害や緊急事態にそなえて(P36) ・災害が起こったとき(P44) 	<ul style="list-style-type: none"> ア、イ ア、イ
道徳	<ul style="list-style-type: none"> ・助かった命 ・海をこえて ・お父さんのじまん 	<ul style="list-style-type: none"> ・かけがえのない命をどのように守っていくか考える。(3年P128～P133) ・関東大震災について知る。(4年P28～P33) ・稲むらの火について知る。(4年P114～P119) 	<ul style="list-style-type: none"> ウ ウ ア、ウ
特別活動	<ul style="list-style-type: none"> ・区と連携した取組 ・避難訓練 ・集団下校訓練 ・大阪880万人訓練・社会見学 ・地震・津波から命を守るために ・津波からにげる ・休み時間に大地震がおきたら ・どうする?大雨だ、強風だ、かみなりだ 	<ul style="list-style-type: none"> (一次避難)・実践事例5・実践事例7・実践事例9・実践事例13 (二次避難)・実践事例6・実践事例11・実践事例12・幼小連携 ・小中連携・異学年交流学習 ・消防署、阿倍野防災センター、津波・高潮センター など ・資料P17～P19(大阪管区気象台) ・資料P2～P7(大阪管区気象台) DVD視聴、ワークシート3～4年用 →「生きる力」を育む防災教育の展開P41～P42 参照 →「生きる力」を育む防災教育の展開P43～P45 参照 	<ul style="list-style-type: none"> イ イ イ イ ア、イ ア、イ ア、イ ア、イ

【 小5 】

ア. 知識、思考、判断

- ・地域で起こりやすい災害や過去の災害について理解し、安全な行動をとるための判断力を養う。(自助、共助)
- ・被害を軽減したり、災害後に役立つものについて理解したりする。(共助)

イ. 危険予測・主体的な行動

- ・自然災害によって起こりうる危険を認識し、自らの安全を確保することができる。(自助)

ウ. 社会貢献、支援者の基礎

- ・自他の生命を尊重し、災害発生時や発生後に、他の人や集団、地域の安全に役立つことができる。(共助)

	単元・主題等	内 容	目 標
国語	・日本語と外国語	・津波避難ビルの標識について話し合う (P232~235)	ア
算数	・割合のグラフ (啓) ・割合をグラフに表そう (日) ・割合をグラフに表して調べよう (東)	・災害前に準備しておきたいものについて調査し、グラフに表す。 (啓) 5年P200~209、(日) 5年下P100~110、(東) 5年下P84~94 <展開例1.0>	ア、ウ
社会	・日本の国土と人々の暮らし (日) ・国土の環境を守る (日) ・低い土地の暮らし (東) ・わたしたちの生活と環境 (東) (参考: わたしたちの地域の自然災害)	・日本の地形や気候 (P18~P27) ・水害とむきあう人々 (P48~P49) ・自然災害から人々を守る (P264~P277) ・水害とたたかってきた人々 (上P26~P27) ・自然災害を防ぐ (下P100~P111) <展開例1.1> →「生きる力」を育む防災教育の展開P34~P35 参照	ア、ウ ア、イ ア、イ ア、イ、ウ
理科	・台風と気象情報 ・流れる水のはたらき (参考: 洪水の危険について知ろう) ・ふりこのきまり (つなげよう)	・気象災害から暮らしを守る。(P52~61) ・川の水による災害を防ぐ取り組みを知る。(P96~P113) →「生きる力」を育む防災教育の展開P22~P23 参照 ・ゆれを小さくする工夫について知る。(P118~P131)	ア、イ ア、イ ア、イ
家庭	・安全に実習をしよう (開) ・安全に実習しよう (東)	・実習中に地震や災害が起きた時の行動について (P6~P7) ・地震が起こったとき (P143~P144)	ア、イ ア、イ
保健	・けがの防止 (学) ・けがの防止 (光) ・けがの防止 (東) (参考: けがを防いで簡単な手当てができるように)	・自然災害や緊急事態に備えて (P28~P29) ・自然災害から身を守る (P36~P37) ・自然災害によるけがの防止 (P38~P40) →「生きる力」を育む防災教育の展開P26~P27 参照	ウ イ、ウ イ、ウ
道徳	・「太陽のようなえがお」が命をつなぐ	・「つながり」には、どんな力があるか考える。P176~P179	ウ
特別活動	・区と連携した取組 ・避難訓練 ・社会見学 ・集団下校訓練、大阪880万人訓練 ・地震・津波から命を守るために ・津波からにげる ・いざという時の備えは	(一次避難)・ 実践事例8 ・ 実践事例9 ・ 実践事例1.0 ・ 実践事例1.3 (二次避難)・ 実践事例6 ・ 実践事例1.1 ・ 実践事例1.2 ・幼小連携 ・阿倍野防災センター、津波・高潮センター など ・小中連携・異学年交流学习 ・ 資料P17~P19 (大阪管区気象台) ・ 資料P2~P7 (大阪管区気象台) DVD視聴、ワークシート5~6年用 →「生きる力」を育む防災教育の展開P46~P47 参照	イ イ イ ア、イ ア、イ ア、イ ア、イ

【 小6 】

ア. 知識、思考、判断

- ・地域で起こりやすい災害や過去の災害について理解し、安全な行動をとるための判断力を養う。(自助、共助)
- ・被害を軽減したり、災害後に役立つものについて理解したりする。(共助)

イ. 危険予測・主体的な行動

- ・自然災害によって起こりうる危険を認識し、自らの安全を確保することができる。(自助)

ウ. 社会貢献、支援者の基礎

- ・自他の生命を尊重し、災害発生時や発生後に、他の人や集団、地域の安全に役立つことができる。(共助)

	単元・主題等	内 容	目 標
国語	・防災ポスターを作ろう	・いろいろな方法で資料を集め、集めた資料の中から伝えたい内容を報告する。 (P52～P57)	ウ
算数	・ひろがる算数(啓) ・マテマランドを探検しよう(日) ・算数卒業旅行(東)	・震災の経験を生かそう (啓)6年P234～248、(日)6年P202～222、(東)6年P228～240 ＜展開例1.2＞	ア、ウ
社会	・自然災害からの復旧や復興のための取り組み(日) ・国力の充実をめざす日本と国際社会(日) ・新しい日本のあゆみ(日) ・震災復興の願いを実現する政治(東) ・世界に歩みだした日本(東) ・新しい日本、平和な日本へ(東)	・政治が被災した人々の思いや願いを受けてどのような働きをしたのか考える。 (P38～P43) ・関東大震災(P189) これからの日本とわたしたち(P226) ・災害にあった人々の願いがどのような人々の働きによって実現されるのか考える。(政・国P46～57) ・首都圏をおそった関東大震災(歴P125) ・変化の中の日本(歴P150～P151) ＜展開例1.3＞	ウ ウ ア、イ、ウ ウ
理科	・大地のつくりと変化 (参考:わたしたちのくらしと火山) ・自然とともに生きる	・火山や地震と大地の変化(P136～P139) ・火山や地震とわたしたちのくらし(P140～P144) → 「生きる力」を育む防災教育の展開P36～P37 参照 ・自然とともに生きるために(P194～197)	ア、イ ア、イ、ウ ア、イ ア、イ
家庭	・共に生きる地域での生活(開) ・あなたは家庭や地域の宝物(東)	・地域の防災訓練について(P120～P123) ・家庭や地域の一員として(P122～P128)	ウ ウ
保健	・病気の予防(学) ・病気の予防(光) ・病気の予防(東)	・お薬手帳P53 ・「お薬手帳」を活用(P61) ・災害が起きたときの保健活動P77	ア ア ウ
道徳	・ぼくたちの学校 ・上村さんのちょうせん 一ひさい犬と共に一 ・自分にできること (参考:わたしにできること)	・学校のために取り組んできたことやこれから取り組んでいきたいことを考える。(P58～P63) ・災害救助犬の活躍について知る。(P72～P75) ・ボランティアをする際、心得ておくべき大切な心は何か考える。P170～P173 → 「生きる力」を育む防災教育の展開P29～P31 参照	ウ ウ ウ ウ ウ
特別活動	・区と連携した取組 ・避難訓練 ・社会見学 ・集団下校訓練 ・大阪880万人訓練 ・地震・津波から命を守るために ・津波からにげる ・町の中でぐらっときたら	(一次避難)・ 実践事例8 ・ 実践事例9 ・ 実践事例10 ・ 実践事例13 (二次避難)・ 実践事例6 ・ 実践事例11 ・ 実践事例12 ・幼小連携 ・阿倍野防災センター、津波・高潮センター など ・小中連携・異学年交流学習 ・ 資料P17～19(大阪管区気象台) ・ 資料P2～P7(大阪管区気象台) DVD視聴、ワークシート5～6年用 → 「生きる力」を育む防災教育の展開P48～P53 参照	イ イ イ イ イ ア、イ イ

学年別モデルカリキュラム (中学校)

【中1】

ア. 知識、思考・判断

- ・自然災害の歴史や仕組みについて理解し、地域の防災について考える。また、自らの身を守る判断力を養うとともに、社会貢献の大切さについて理解する。(自助、共助)

イ. 危険予測・主体的な行動

- ・自然災害で起こりうる危険を予測するとともに、災害発生時には身近な人々の安全にも気配りができるようにする。(自助、共助)

ウ. 社会貢献、支援者の基礎

- ・自然災害に備え、地域の一員として課題を解決しようとする自主的・実践的態度を身に付ける。

(自助、共助)

	単元・主題等	内 容	目 標
国語		・情報を関係づける(三) ・レポートや新聞づくりで、防災を題材として取り上げる。	ア
社会	・世界のさまざまな地域(帝) ・日本のさまざまな地域(帝) ・武士の世の始まり(帝)	・世界の様々な地域を学習することにより、世界各地の防災について考える。(P26~128) ・日本のさまざまな自然災害(P148) ・自然災害に対する備え(P150) ・鴨長明が見た自然災害(P67)	ア ア ア、イ ア、イ ア、
数学	・一次方程式 ・比例・反比例	・速さ、時間、道のりの問題を津波避難を例にして作成する。 ・地震が伝わる速さと揺れる度合いを表す。	ア
理科	・活着している地球(啓) ・大地の変化(東)	・地震や津波のメカニズムやそれに関する自然環境について教える	ア
美術	・情報を整理して伝える(日文)	・地震等災害が起こった時に、様々な情報を、多くの人にわかりやすく正確に伝えるために工夫されたデザインを考える。	ア、ウ
保体	・着衣泳法 ・心身の発達と心の健康(学) ・心身の機能の発達と心の健康(東)(大日)	・災害発生時に起こりうる問題を防止、解決するための対策について考える。	ア、イ、ウ
技家	・丈夫な製品を作るために(東) ・構造をじょうぶにする技術(開) ・材料の特性を調べよう(教図) ・電気機器を安全に使用するための技術(東) ・電気機器の安全な利用(開) ・電気の安全な使い方を知ろう(教図) ・災害への対策(東) ・災害に備えた安全な住まい方を考えよう(教図) ・災害への備え(開) ・家庭生活と地域の関わり(東)(開) ・家庭生活と地域のかかわりを知ろう(教図)	・災害発生時に起こりうる問題を防止、解決するための対策について考える。 →「生きる力」を育む防災教育の展開P60~P61参照	ア、イ、ウ
英語		・防災に関する図書や資料をテキストとして活用し、作文活動や感想を発表する。 ・レポートや新聞づくりで、防災を題材として取り上げる。	ア
道徳		・内容項目 2(2)人間愛・思いやり、2(6)尊敬・感謝、3(1)生命尊重、4(4)役割と責任の自覚、4(5)勤労・奉仕・公共の福祉、4(8)郷土愛、4(9)愛国心 ・過去が光って見えるとき 2(2) →「生きる力」を育む防災教育の展開P62~P63参照	イ、ウ
総合		・防災マップ・ポスター・地域パンフレット作り ・文化祭での舞台発表や教室展示などで防災をテーマとする ・体験者からの聞き取りや地域調査	ア、イ、ウ
特活		・避難訓練・区と連携した取組・防災講演会・応急手当講習・集団下校訓練・小中連携した取組 ・地震を想定した避難訓練(緊急地震速報)→「生きる力」を育む防災教育の展開P68~P69参照 大阪880万人訓練参加・社会見学・一泊移住	ア、イ、ウ

【中2】

ア. 知識、思考・判断

- ・地震・津波に関するメカニズムなどの災害や地域の特性について理解を深める。また、災害への日常の備えや的確な避難行動、社会貢献の大切さについて理解を深める。(自助、共助)

イ. 危険予測・主体的な行動

- ・自他の安全に対し、責任ある行動をとるとともに、災害発生時には他者と協力して、災害弱者を助けたり、適切な応急処置を行ったりすることができる。(自助、共助)

ウ. 社会貢献、支援者の基礎

- ・自他の生命を尊び、他者の生き方を尊重する態度を身につける。安全な社会づくりのために貢献しようとする態度を身に付ける。(自助、共助)

	単元・主題等	内 容	目 標
国語	<ul style="list-style-type: none"> ・紙の建築(教出) ・読書についての発展学習で、防災に関する図書を読み、作文活動や感想を発表する。 ・レポートや新聞づくりで、防災を題材として取り上げる。 		ア
社会	<ul style="list-style-type: none"> ・日本のさまざまな地域(帝) ・地域の在り方(帝) ・人々の結びつきが強まる社会(帝) ・アジアの強国の光と影(帝) 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害からの復興と生活の場の再生(P268) ・防災の観点を含めた地域の在り方を考える。(P286～295) ・自然を生かした信玄堤(P86～87) ・ハーンと濱口梧陵の「稲むらの火」(P204～205) ・災害発生時の対策について考える。 	ア、イ ア ア、イ ア、イ ア、イ
数学	<ul style="list-style-type: none"> ・連立方程式 ・一次関数 ・確率 	<ul style="list-style-type: none"> ・速さ、時間、道のりの問題を津波避難を例にして作成する。 ・地震の発生と伝わり方の関数を表す。 ・地震や津波に関する確率の問題を作成する。 	ア ア ア
理科	<ul style="list-style-type: none"> ・地球の大気と天気の変化(啓) ・天気とその変化(東) 	<ul style="list-style-type: none"> ・天気の変化がもたらす災害について考える。 ・気象現象による災害から身を守るための方法を考える。 	ア
美術	<ul style="list-style-type: none"> ・単純化・協調で情報を整理する(日文) ・わかりやすく情報を伝える(光) ・ピクトグラムとサイン計画(開) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ピクトグラムを使って、場所や施設の他、安全、禁止、注意、指示等の情報を伝えるデザインを考える。 	ア、ウ
保体	<ul style="list-style-type: none"> ・着衣泳法 ・傷害の防止(学)(東)(大日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に起こりうる問題を防止、解決するための対策について教える。 <p>→「生きる力」を育む防災教育の展開P126～P127 参照</p>	ア、イ、ウ
技家	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツのプログラムを制作しよう(東) ・双方向性のあるコンテンツによる問題解決(開) ・災害への対策(東) ・災害に備えた安全な住まい方を考えよう(教図) ・災害への備え(開) ・家庭生活と地域の関わり(東)(開) ・家庭生活と地域のかかわりを知ろう(教図) 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に起こりうる問題を防止、解決するための対策について考える。 	ア、イ、ウ
英語	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する図書や資料をテキストとして活用し、作文活動や感想を発表する。 ・レポートや新聞づくりで、防災を題材として取り上げる。 		ア
道徳	<ul style="list-style-type: none"> ・内容項目 2(2)人間愛・思いやり、2(6)尊敬・感謝、3(1)生命尊重、4(4)役割と責任の自覚 4(5)勤労・奉仕・公共の福祉、4(8)郷土愛、4(9)愛国心 		イ、ウ
総合	<ul style="list-style-type: none"> ・防災マップ・ポスター・地域パンフレット作り ・文化祭での舞台発表や教室展示などで防災をテーマとする ・体験者からの聞き取りや地域調査 		ア、イ、ウ
特活	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練・区と連携した取組・防災講演会・応急手当講習・集団下校訓練・小中連携した取組 ・地震を想定した避難訓練(緊急地震速報)→「生きる力」を育む防災教育の展開P68～P69 参照 <p>大阪 880 万人訓練参加・社会見学・一泊移住</p>		ア、イ、ウ

【中3】

ア. 知識、思考・判断

- ・地震・津波に関するメカニズムなどの災害や地域の特性について理解を深める。また、災害への日常の備えや的確な避難行動、社会貢献の大切さについて理解を深める。(自助、共助)

イ. 危険予測・主体的な行動

- ・自他の安全に対し、責任ある行動をとるとともに、災害発生時には他者と協力して、災害弱者を助けたり、適切な応急処置を行ったりすることができる。(自助、共助)

ウ. 社会貢献、支援者の基礎

- ・自他の生命を尊び、他者の生き方を尊重する態度を身につける。安全な社会づくりのために貢献しようとする態度を身につける。(自助、共助)

	単元・主題等	内 容	目 標
国語		・読書についての発展学習で、防災に関する図書を読み、作文活動や感想を発表する。 ・レポートや新聞づくりで、防災を題材として取り上げる。	ア
社会	・現代の日本と私たち(東) ・「歴史との対話」を未来に活かす(日文) ・これからの日本と世界(帝) ・よりよい社会を目指して(帝) ・地方自治と私たち(東)	・震災の記憶を語りつぐ(P274) ・災害の歴史に学ぶ(P300) ・現代社会の見直しを迫った東日本大震災(P282～283) ・防災・減災を通じた社会参画(巻末2) ・東日本大震災からの復興と防災(P124～125)	ア、イ
数学	・平方根 ・相似な図形 ・三平方の定理	・地震や津波が到達する距離を計算する。 ・建物と津波を絡めて、比率を求める問題を作成する。 ・避難距離に関する問題を作成する。	ア
理科	・自然と人間(啓) ・地球と私たちの未来のために(東)	→「生きる力」を育む防災教育の展開P124～P125 参照 ・地域の特徴を知り、過去の自然災害を調べ、自然と安全に共生するための工夫を考える。	ア、イ、ウ
美術	・映像を使って情報を伝える(日文) ・写真や映像を撮影する(光) ・映像メディアを活用する(開)	・地震等災害が起こった時に、様々な情報を、多くの人にわかりやすく正確に伝えるために工夫された映像を考える。	ア、ウ
保体	・着衣泳法 ・健康と環境(学)(東)(大日)	・災害発生時に起こりうる問題を防止、解決するための対策について考える。	ア、イ
技家	・これからの情報の技術(東) ・情報の技術と私たちの未来(開) ・災害への対策(東) ・災害に備えた安全な住まい方を考えよう(教図) ・災害への備え(開) ・家庭生活と地域の関わり(東)(開) ・家庭生活と地域のかかわりを知ろう(教図)	・災害発生時に起こりうる問題を防止、解決するための対策について考える。	ア、イ
英語		・防災に関する図書や資料をテキストとして活用し、作文活動や感想を発表する。 ・レポートや新聞づくりで、防災を題材として取り上げる。	ア
道徳		・内容項目 2(2)人間愛・思いやり、2(6)尊敬・感謝、3(1)生命尊重、4(4)役割と責任の自覚 4(5)勤労・奉仕・公共の福祉、4(8)郷土愛、4(9)愛国心	イ、ウ
総合		・防災マップ・ポスター・地域パンフレット作り ・文化祭での舞台発表や教室展示などで防災をテーマとする ・体験者からの聞き取りや地域調査	ア、イ、ウ
特活		・避難訓練・区と連携した取組・防災講演会・応急手当講習・集団下校訓練・小中連携した取組 ・地震を想定した避難訓練(緊急地震速報)→「生きる力」を育む防災教育の展開P68～P69 参照 大阪 880 万人訓練参加・社会見学・一泊移住 ・災害後のくらし→「生きる力」を育む防災教育の展開P66～P67 参照	ア、イ、ウ

日常生活等と関連した展開例（幼稚園）

<展開例 幼>

5歳

「日常生活の中で安全（防災）に関する意識や態度を高める指導」

■主な活動

ドッジボールをする

■保育の目標

- ・ 自分の体を自分の思うように動かして遊ぶ。
- ・ ルールを理解し、周囲の状況に応じて素早く動く。
- ・ 自分の思いを言葉で相手に伝わるように話す。
- ・ 周りがある物や人の動きを感じ、安全に行動しようとする。

みんながなかよく、楽しく遊ぶためには、どうしたらいいかな。

- ・ ルールをまもる。
- ・ 友達がこまることはしない。

園庭でドッジボールをするときに、あぶないことはどんなことがあるかな。

- ・ ドッジボールをしているところに、小さい組さんがきたら、ボールを投げないようにする。
- ・ ひろいところで遊ぶようにする。

【 防災教育の視点 】

- ・ 安全な遊び方のルールを知り、危険を回避できるように考える。
- ・ ボールを投げたり、よけたり、うけたりすることで、自分の体のバランスを考えて動く。
- ・ 友だちの動き、ボールの動き等に対応して自分も動く。
- ・ 周囲の友だちの遊びや動きを見ながら、場を選んだり、状況を考えたりして遊ぶ。

教科等と関連した展開例（小学校）

<展開例1>

1年 国語

「どうやってみをまもるのかな」（関連：特別活動）

■単元の目標

- ・ 事柄の順序に気をつけて、文章の内容を正しく読み取ることができる。
- ・ 読んで分かったことを説明する。

■指導計画

- 1 「どうやってみをまもるのかな」を通読する。動物について説明された文章を読み、書かれていたことを説明するという学習課題を確かめる。
- 2 文章全体を四つのまとまりに分ける。
- 3 それぞれの動物の身の守り方を読み取る。出てくる動物、体のつくり、身の守り方を対応させて読む。読み取ったことを挿絵を使いながら説明する。
- 4 読んだ感想を交流する。

■【第5時】

- 1 全文を音読する。
- 2 読んだ感想を交流する。
- 3 自分自身について考える。

私たちは、大きな地震や台風から身を守るための体のつくりがありますか。

- ・ あるのかな。
- ・ ありません。

では、私たちは大きな地震や台風からどうやって身を守りますか。

- ・ せんせいのはなしを しっかりきく。
- ・ みんなで ちからをあわせる。

【防災教育の視点】

自然災害から身を守るために何が必要か、何に気をつけるかを考える。

<展開例2>

2年 算数

「三角形と四角形」「形をしらべよう」

「さんかくやしかくの形をしらべよう」(関連：特別活動)

■単元の目標

- ・ 直角の意味を知り、身の回りから直角を見つけることができる。
- ・ 身の回りから直角をさがす。

■【第1時】

- 1 身のまわりの四角形をさがす。

みんなの回りに四角形のかたちをしたものはあるかな。

- ・ 生活(P8)も活用する。

これは、どんな意味があるのかな。(標識について)

- ・ 安全にかかわる標識について確認する。

- 2 四角形の角の形を調べる。
- 3 直角について知る。
- 4 身の回りから直角を探す。

【防災教育の視点】

防災に関する標識について関心を高める。



<展開例3>

1年 生活

「がっこう だいすき」

■単元の目標

学校の施設や通学路の様子および学校生活を支えている人々や友達のことが分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるとともに、安全な登下校ができるようにする。

■指導計画

- 1 みんなで通学路の一部を歩き、地域の人々や安全を守っている人々と触れ合い、安全な歩き方を知る。
- 2 安全を守っている人や施設について話し合う。

■【第1時】

自分の通学路には、どんな人がいて、どんなものがあるかな。

- ・ 桜の木がいっぱいあるよ。
- ・ 見守り隊の人たちがいるよ。
- ・ 子ども110番の家があるよ。

みんなで探検するときに、気をつけることは何かな。

- ・ 整列して歩きます。
- ・ 勝手なことはしません。
- ・ 大きな声であいさつします。

みんなを守ってくれる人や物をたくさん見つけよう。

【防災教育の視点】

地域の中で安全を守っている人や安全のための施設について知り、危険を感じた時にどう行動すべきか考える。

<展開例4>

2年 生活

「どきどきわくわくまちたんけん」

「町たんけん1」

■単元の目標

諸感覚を使って地域を調べたり、地域にある看板や標識を調べたりして、これまでに意識しなかったものやその役割に気づき、安全に気を付けて生活することができるようにする。

■指導の留意点

- 1 見つけたことやその役割などについて振り返り、記録カードにかく。
- 2 まちたんけんマップに記録カードを貼る。

まちたんけんで見つけたものを発表しよう。

- ・ どんな音が聞こえたかな。
- ・ どのようにおいがするかな。
- ・ 何をあらわしているかな。

みんなのまちでも見たことがあるかな。

- ・ 絵や写真の中で見たことのあるものを発表しあう。

【 防災教育の視点 】

まちの中にある安全にかかわる物や施設について知り、危険を感じた時にどう行動すべきか考える。

<展開例5>

3年 算数

「長さ」「長い長さを表そう」「長い長さをはかって表そう」(関連：特別活動)

■単元目標

算数的活動を通して学習内容の理解を深め、長さについての量感を養う。

■【やってみよう】

- 1 標識について話をする。

この標識を見たことがありますか。どんな意味があるのかな。

- 2 標識に書かれた長さについて考える。

〇〇〇mは、何歩でいけるかな。また、何分かかかるかな。

- 3 実際に歩いてみる。

- 4 歩数やかかった時間について話し合う。



【 防災教育の視点 】

災害時避難場所までの距離や時間の感覚をつかむ。

<展開例6>

3年 算数

「長さ」「長い長さを表そう」「長い長さをはかって表そう」(関連：特別活動)

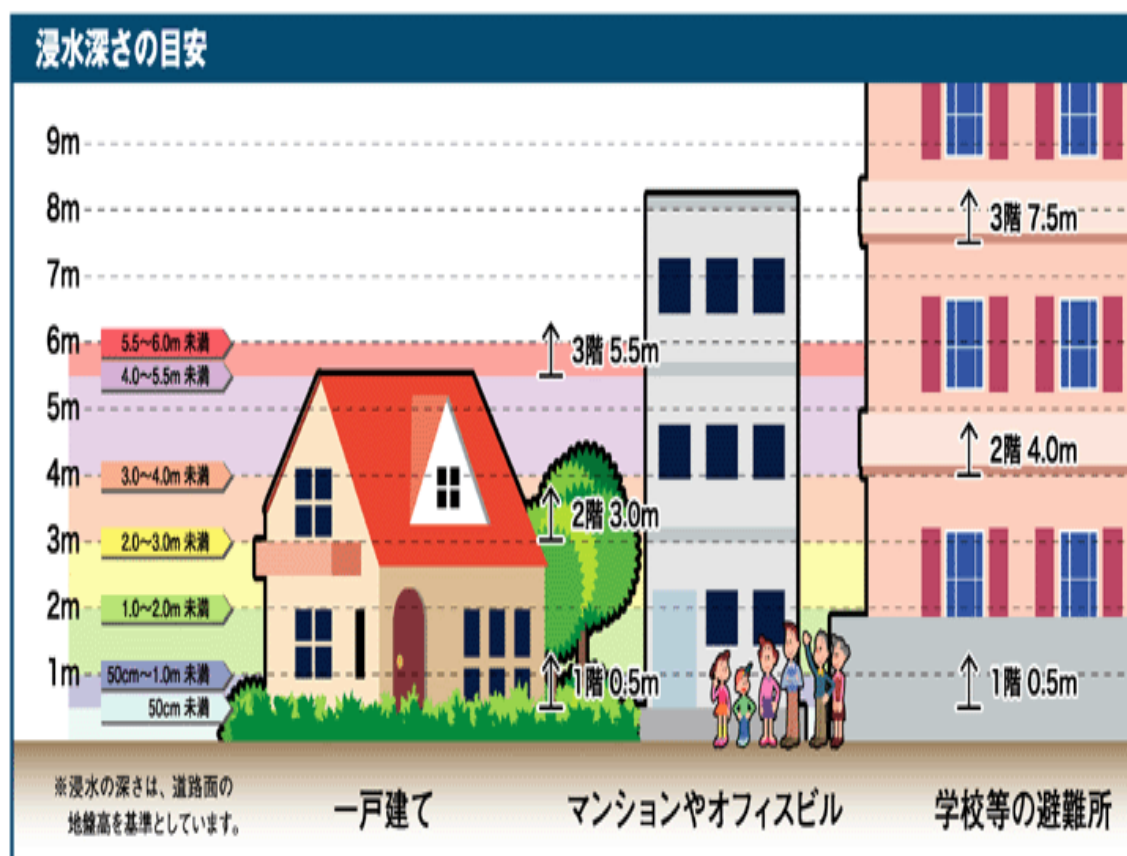
■単元目標

算数的活動を通して学習内容の理解を深め、長さ(高さ)についての量感を養う。

■【やってみよう】

図の中に示されたいろいろな長さを実測して体感する。

津波の避難訓練では学校の3階以上に避難していますが、その7mや8mとはどんな高さなのかな。



【防災教育の視点】

津波の大きさを実感するとともに、津波発生時の行動について考える。

<展開例7>

3・4年 算数

「小数」「数の表し方やしくみを調べよう」

「小数のしくみを調べよう」(関連：特別活動)

■単元目標

端数部分の大きさを表すのに、小数を用いることを理解する。

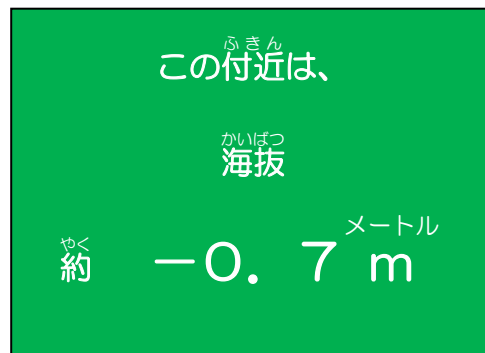
■〔こんな数を見たことがあるかな?〕

1 日常生活の中で、小数の表記がどこで使われているか話し合う。

「小数」は、どんなところに使われているか見つけよう。

2 持ち寄った具体物を観察しながら、なぜ小数が使われているのかを話し合う。

これは、どんな意味があるのかな。(標識について)



【 防災教育の視点 】

防災に関する標識について関心を高める。

<展開例8>

3年 理科

「風とゴムの力のはたらき」(関連：特別活動)

■単元の目標

風やゴムで動くものをつくったり動かしたりする活動を通して、風やゴムの力をはたかせたときの現象の違いを比較する能力を育てるとともに、風やゴムの力でものを動かせることの理解を図り、風やゴムのはたらきについて考えることができるようにする。

■指導計画

- 1 風やゴムで、ものを動かしてみよう。
- 2 風が強くなると、風がものを動かす力は、どうなるのだろうか。
- 3 輪ゴムの引っ張る長さや、輪ゴムの本数を変えると、ゴムの力はどうなるのだろうか。
- 4 まとめよう／たしかめよう／力だめし ひろげよう (たこあげ合せん)

■【第1時】

- 1 風やゴムで遊んだことを思い出す。
- 2 台風による影響を考える。

風が強いときのかさの写真を見て、台風で、かさ折れて飛んでいってしまうのは、風速何メートルぐらいだと思いますか。

- ・ 実験では、大人の人が持っているかさが、風速17メートルで飛んでしまった。
- ・ 台風では、風速50メートルを超えることも珍しくない。風速50メートルでは、飛んだかさがガラスを突き破ってしまうほど危険である。

台風が近づいてきたら、気をつけることはあるかな。

- ・ 外へ出ない。
 - ・ 流れている水に近づかない。
 - ・ エレベーターを使わない。
 - ・ ベランダにある植木鉢、物干し竿など飛ばされる可能性があるものは、室内に取り込んでおく。
- 3 風で動かせそうなものを考える。
 - 4 「帆」をつけた車をつくる。

【防災教育の視点】

自然災害について知り、自らの身を守ることができる。

<展開例9>

4年 社会

「くらしを守る」「自然災害からくらしを守る」

「安全なくらしを守る」「自然災害から人々を守る活動」

(関連：学校行事)

■単元の目標

- ・ 地域における災害・事故防止について意欲的に調べ、地域社会の一員として態度を育てる。
- ・ 関係諸機関が相互連携して緊急体制を取っていることを調べ、人々の工夫や努力を考える。

■指導計画

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1 火事について調べよう | 2 学校の消防せつびを調べよう |
| 3 消防署の仕事を調べよう | 4 地域や家庭の取り組みを調べよう |
| 5 おそろしい地震 | 6 地震へのそなえを調べよう |
| 7 災害から地域を守るために | 8 地域の安全のこれから |

■【第6時】

- 1 身のまわりにある地震の備えについて話し合う。
- 2 学校や地域にある地震に備えるための施設や設備を調べる。
- 3 災害から身を守る知識や方法と、それを伝え広めることの大切さについて考える。

学校や地域は、地震に備えてどのような取り組みをしているのかな。

- ・ 地震に備えて体育館の天井や校舎の耐震工事をしているよ。
- ・ 学校の防災備蓄倉庫を見せてもらったよ。毛布や水や食料や簡易トイレがあったよ。
- ・ 校門の前には、災害時避難所と書いてあるよ。
- ・ 大きな道路には、広域避難場所という案内板があるよ。

わたしたちは調べて初めて知ったけれど、地域の人々は知っているのかな。

- ・ 施設や設備だけでなく、使い方とか、助け合いも大切だと思う。
- ・ 命を守る取り組みを伝えたり広めたりして、みんなが知っていなければいけない。

- 4 府や市、学校や地域の地震などの災害に対する備えについて話し合う。

【防災教育の視点】

関係機関が地域と協力して震災に対する備えに努めていることを理解する。

<展開例10>

5年 算数

「割合のグラフ」「割合をグラフに表そう」

「割合をグラフに表して調べよう」

(関連：特別活動)

■単元の目標

資料における数量の比較や全体や部分の関係の考察などで割合を用いる場合があることや、その表し方についての百分率について理解するとともに、資料を円グラフや帯グラフを用いて表したり、特徴を調べたりすることができるようにする。

■指導計画

- 1 割合の意味を理解し、比較量と基準量から割合の求め方を理解する。
- 2 百分率や歩合の意味とその表し方を理解する。
- 3 比較量、基準量、割合の関係を理解する。
- 4 帯グラフや円グラフの読み方や特徴を理解し、かき方を理解する。
- 5 グラフから割合や絶対量を読み取り、問題を解決する。

■【第9時】

- 1 「災害が起こる前に用意しておきたいもの」についてのアンケート結果を見て、気づいたことを話し合う。
- 2 本時の課題を確認する。

円グラフや帯グラフに表そう。

 - ・ それぞれのグラフの特徴を確認する。
- 3 割合をグラフに表す。
 - ・ それぞれのグラフの表し方のきまりを一緒に確認する。
 - ・ 特徴がとらえやすいように工夫するよう助言する。

《準備物》「災害が起こる前に用意しておきたいもの」アンケート

(事前に学級活動等でクラスアンケートを行っておく)

【防災教育の視点】

災害時に必要なものを自ら考えるとともに、友達の意見も知ることで災害に対する意識を高める。

<展開例 1 1 >

5年 社会

「日本の国土と人々の暮らし」「国土の環境を守る」
「低い土地の暮らし」「わたしたちの生活と環境」

■単元の目標

- ・ 地震や津波、風水害などの自然災害の様子と、国や府の対策事業を調べる。
- ・ 自然災害と国土環境の関連や、国民一人一人の防災意識を高めることの大切さを考える。

■指導計画

- 1 自然災害が多い日本
- 2 自然災害と人々の暮らし
- 3 自然災害に強いまちづくり
- 4 防災家族会議を開こう

■【第4時】

- 1 自分たちでできる災害への備えについて話し合う。
- 2 既習事項をもとに防災家族会議で話し合う内容について話し合う。

災害への備えについて、家族でどのような話し合いをしなければいけないだろうか。

- ・ 1人1人で確認すること・・・災害の恐ろしさ、防災に関する知識 など
 - ・ 家族で確認すること・・・ハザードマップ、避難経路、避難場所、集合場所、
備蓄物資、災害伝言ダイヤル、家具設備点検 など
 - ・ 地域にはたらきかけること・・・近所とのつながり、避難訓練への参加 など
- 3 防災家族会議で話し合う内容のチェック項目を表にまとめる。
 - 4 防災家族会議チェック表を公表することで、市民一人一人の防災や減災への関わりの大
切さについて話し合い、実際に各家庭で防災家族会議を開く。

【 防災教育の視点 】

これまでの防災学習をふりかえり、学んだ防災に関する知識を実践に生かそうとする意欲や態度を育てる。

<展開例12>

6年 算数

「ひろがる算数」「マテマランドを探検しよう」「算数 卒業旅行」

【震災の経験を生かそう】 (関連：特別活動)

■単元の目標

- ・ 既習事項を活用して、グラフを考察し、問題解決能力や情報処理能力を高める。
- ・ 震災に関するグラフを見て、目的に応じた必要な情報を用いて問題を解決する。
- ・ 震災に関するグラフを見て、既習事項を活用して問題を解決する。

■【第1時】

1 本時の課題をとらえる。

東日本大震災の調査結果からどんなことが分かるかな。

- ・ 食料や飲料水が足りないって感じた人はけっこういた。
- ・ そう感じたのは、震災直後よりも少し経ってからなんだ。

2 1-①の問題を解決する。

食料・飲料水が足りないと感じた人は何%で、何人いたかな。

円グラフから37.3%で、約2822人

3 1-②問題を解決する。

食料・飲料水が足りないと感じた時期はいつが一番多いかな。

円グラフから40.5%で、「震災4日目～震災1週間めくらい」がいちばん多い。

4 1-③の問題を解決する。

地震後の停電中に必要な情報は何かから、何人の人が得たのかな。

(棒グラフから)

- ・ ラジオ約6377人。
- ・ 新聞から約2852人。

【防災教育の視点】

震災被害により生活への影響を知るとともに、震災への備えについて考える。

<展開例13>

6年 社会

「自然災害からの復旧や復興の取り組み」

「国力の充実をめざす日本と国際社会」「新しい日本のあゆみ」

「震災復興の願いを実現する政治」「世界に歩みだした日本」

「新しい日本、平和な日本へ」

■単元の目標

- ・ 政治の働きに関心を持ち、具体的事例をもとに調べたり、民主政治について考えたりする。
- ・ 地方公共団体や国の政治は、国民の願いを実現し国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていることを理解する。
- ・ 国民生活に政治の働きが反映していることや、日本国憲法が国家や国民生活の基本を定めていることを調べ、生活と政治の関連について広い視野から考えたり表現したりする。

■指導計画

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1 東日本大震災の被害 | 2 被災した人への緊急の支援 |
| 3 まちの復興に向けた取り組み | 4 住民の願いと政治の働き |
| 5 市民の願いと税金のはたらき | 6 選挙と政治 |
| 7 国会のはたらき | 8 内閣のはたらき |
| 9 裁判所のはたらき | 10 三権分立とわたしたちの暮らし |
| 11 政治と私たちの関わり | |

■【第5時】

- 1 身近な暮らしに税金が役立っていることについて話し合う。
- 2 税金はどのように納めて、どのように使われているかを資料で調べる。

調べた税の使い道を色分けして、税が大切な理由について自分の考えを発表し合おう。

- ・ 住民一人一人が健康で豊かな生活を送りたいという願いをもっている。
 - ・ 安全、安心、健康な暮らしが重視されている。
 - ・ 自然災害などの緊急事態への対応や支援にも、住民が納めた税が使われている。
 - ・ 国民の命を守るために、税金はとても大切。
 - ・ みんなが納めた税なので、計画的に大切に使うことが必要である。
 - ・ 税の使い道についてしっかり考えたり、勉強したりしなければいけない。
- 3 税金の役割と、税金の使い方を決める市会について話し合う。

【防災教育の視点】

自他の生命を尊重し、災害発生時や発生後に地域の安全に役立つ「公助」の観点から、納税の義務の意味を考える。

防災・減災教育（避難訓練を含む）実践事例

実践事例 1

1. 対象・・・幼稚園
2. 指導計画作成にあたっての留意点
 幼児期の発達に合わせて、恐怖心をもたせることのないように配慮し、幼児一人一人が落ち着いて安全に行動できるように、具体的な行動の仕方を理解させるように工夫する。
3. 目標
 - 地震のときに起こりうる事態を具体的に知り、どのようにしたらよいかを知る。
 - 大人の指示をしっかりと聞き、行動できるようにする。
 - 危険な状態を発見したときは、身近な大人に速やかに伝えることができるようにする。
4. 関連領域 健康、人間関係、環境、言葉
5. 指導計画（指導の流れ）

幼児の主な活動	援助及び指導上の留意点
1.命の大切さ、友達と仲良く遊ぶ楽しさなどを話し合う ○自然の大きさ、美しさ、不思議さ。 ○友達と楽しく生活したこと。 ○身近な動植物とのふれあい体験による、生命の尊さへの気付き。	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃の保育活動の中で、十分に体験させておくことが大切である。
2.地震が起こったらどうなるの ○地震について知っていることを話し合う。 ○地震についての話を聞く。	<ul style="list-style-type: none"> ・経験したことやテレビで見たことをもとに話し合うようにする。 ・恐怖心を与えないようにする。 ・絵本や紙芝居、ビデオなど発達段階にあった資料を活用する。
3.地震が起こったらどうしたらいいの ○保育室や園庭など園内の危険な箇所について考える。 <ul style="list-style-type: none"> ・落下物 ・転倒の危険 ・倒壊の危険 等 ○避難の仕方を考える。 <ul style="list-style-type: none"> ・一時退避場所、方法 ・避難経路 ・避難の時の態度 ・危険な状況を見つけた時の対応 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な危険について、具体的に確認しながら考えるようにする。 ・保育室、園庭、遊戯室などそれぞれで具体的にしてみるようにする。 ・落下物などに気を付け、頭を保護するようにする。 ・指示を聞くことが大切だと知らせる。 ・落ち着いて行動することが大切であることを知らせる。
4.家の人とも話してみよう	<ul style="list-style-type: none"> ・防災指導をした日は、お迎えのときなどに、内容を保護者に伝え、家でも子どもの話を聞き、話し合っ、地震が起こったときにどうしたらいいか考えてもらう。

実践事例 2

幼稚園

日時	令和○年○月○日（○） ○時○分	
災害の想定	午前○時○分に強い地震が発生。各クラスとも保育室でクラスの活動をしている。保育室から安全な場所へ避難する必要がある。	
ねらい	・地震のときに起こりうる事態を具体的に知り、大人の指示をしっかりと聞き、行動できるようにする。	
内容	教職員の指示・措置	留意事項
1. 事前指導	<p>○地震について話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児が知っていること。 ・地震についての話をする。 ・保育室や園庭など園内の危険な個所について考えるようにする。 (落下物、転倒の危険、倒壊の危険等) <p>○避難訓練について話し合い、以下のような点を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頭を保護するために、小さくなって頭を守る。 ・揺れがおさまるまで待つ。 ・しっかりと話を聞く。 ・避難の合図の音を聞き、上靴のままで避難する。 ・本で行うのは訓練であることを伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経験したことやテレビ等で見たことをもとに話し合えるようにする。 ・恐怖心を与えないようにする。 ・絵本や紙芝居、ビデオなど発達段階にあった資料を活用する。 ・頭を保護し、指示があるまで待つことを知らせる。 ・「おさない・はしらない・しゃべらない」(お・は・し)を守って避難できるようにする。 ・配慮を要する幼児の避難方法については、教職員間で十分に共通理解をはかる。
2. 地震の発生	<p>○指示</p> <p>「しずかに」 「おちついて」 「小さくなって頭を手で守りましょう」</p> <p>○措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入り口を開ける。 ・電源を切る。 ・ガスの元栓を閉める。(冬季) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな声ではっきりと指示する。 ・幼児の行動を把握し、落ち着かせる。 ・頭部の安全について指示をし、特に窓やピアノ、棚の近くの幼児には、保育室の真ん中に寄るように指示する。
3. 避難の合図(放送)	<p>○指示</p> <p>「けがはありませんか」 「今から園庭に避難します」 「上靴のままで避難します」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の有無の確認をする。 ・頭を保護するものが身近にあれば活用する。 ・避難方法を明確に指示する。

<p>4. 人員確認</p> <p>5. まとめ</p>	<p>「廊下に静かに並びましょう」 「頭の上に気をつけて、走らないで先生の後についてきなさい」 ※火災発生時 「口と鼻をハンカチで覆って避難しなさい」</p> <p>○指示 「ここに並びなさい」 「静かに座って待ちます」</p> <p>○園長先生の話</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接のクラスと協力して、素早く安全に避難できるようにする。 ・人員確認を行い、保育室に誰も残っていないか確認する。 ・担任は人員確認を行い、速やかに本部に報告する。 ・良かった点や注意する点等、話をする。
------------------------------	--	--

《その他の留意点》

- 建物崩壊・倒壊などの危険もあるので、避難誘導の際には、様々な被害想定に基づいて計画を立てて実施する。
- 季節や9月1日の「防災の日」、1月17日「防災とボランティアの日」の行事などの関連及び地域の取組や実態を考慮して、訓練の計画を立てる。
- 災害時における幼児の心身のケアについて事前に研修を行っておく。
- 災害に備え、家庭との連絡体制を確立しておく。
- 家庭でも、普段から災害に備え、いざというときの心構えについて確認しておくことの大切さを啓発していく。

実践事例 3

幼稚園

日時	令和○年○月○日（○） ○時○分	
災害の想定	午前○時○分（好きな遊びをしている時）に強い地震が発生。安全な場所へ避難する必要がある。	
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> 地震のときに起こりうる事態を具体的に知り、大人の指示をしっかりと聞き、行動できるようにする。 	
内容	教職員の指示・措置	留意事項
1. 事前指導	<p>○地震について話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼児が知っていることを伝え合う。 地震についての話をする。 保育室や園庭など園内の危険な個所について考えるようにする。 (落下物、転倒の危険、倒壊の危険等) <p>○避難訓練について話し合い、以下のような点を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 室内で活動していた場合、電灯、ピアノ、窓から離れる。 園庭で活動していた場合、樹木や建物から離れる。 揺れがおさまるまで、姿勢を低くして頭を守って待つ。 避難の合図の音を聞き、室内にいた場合は上靴のままで避難する。 近くにいる先生の話をしっかり聞く。 本で行うのは訓練であることを伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> 経験したことやテレビ等で見たことをもとに話し合うようにする。 恐怖心を与えないようにする。 絵本や紙芝居、ビデオなど発達段階にあった資料を活用する。 頭を保護し、指示があるまで待つことを知らせる。 場所によって、避難の仕方が異なることを、確認する。 「おさない・はしらない・しゃべらない」（お・は・し）を守って避難する。 配慮を要する幼児の避難方法については、教職員間で十分に共通理解をはかる。
2. 地震の発生	<p>○指示</p> <p>「しずかに」 「おちついて」 「小さくなって頭を手で守りましょう」</p> <p>○措置（室内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 出入り口を開ける。 電源を切る。 ガスの元栓を閉める。（冬季） 	<ul style="list-style-type: none"> 近くにいる幼児に対して大きな声ではっきりと指示する。 幼児の行動を把握し、落ち着かせる。 頭部の安全について指示する。 室内にいる幼児には、窓やピアノ、棚の近くから離れ、保育室の真ん中に寄るように指示する。 園庭にいる幼児には、建物や木のそばから離れ、まわりに何も無いところに移動するよう指示する。
3. 避難の合図（放送）	<p>○指示</p> <p>「けがはありませんか」</p>	<p>（室内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難方法を明確に指示し、近くの幼児

<p>4. 人員確認</p> <p>5. まとめ</p>	<p>「今から園庭に避難します」 「上靴のままで避難します」 「廊下に静かに並びましょう」 「頭の上に気をつけて、走らないで先生の後についてきなさい」 「園庭の真ん中に集まりなさい」</p> <p>※ 火災発生時 「口と鼻をハンカチで覆って避難しなさい」</p> <p>○指示 「ここに並びなさい」 「静かに座って待ちます」</p> <p>○係の話 ・避難時の行動の態度や避難の所要時間について話を する。</p> <p>○園長先生の話</p>	<p>を素早く安全に避難させる。 (園庭)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各保育室の子どもの状況を確認しながら、園庭へと避難させる。 ・負傷者の有無の確認をする。 ・頭を保護するものが身近にあれば活用する。 ・教師間で協力して、素早く安全に避難する。 ・先に避難してきた子どもから、組ごとに並べるように誘導する。 ・それぞれの幼児の行動範囲を把握しておき、特に、室内に残っている幼児がい ないか確認する。 ・人員確認を行い、園舎裏など死角になるところや保育室に、誰も残っていないか確認する。 <p>・担任は人員確認を行い、速やかに本部に報告する。</p> <p>・全幼児の安全確認を行い、「おさない・はしらない・しゃべらない」が守れたか、安全に気を付けて避難できたかなどについて話を する。</p> <p>・良かった点や注意する点等、話を する。</p>
------------------------------	---	---

《その他の留意点》

- 幼児の好きな遊びの場所や行動範囲を把握しておくとともに、幼児には、担任の教師だけでなく、園のすべての職員の指示を聞いて行動できるように指導しておく。
- 建物崩壊・倒壊などの危険もあるので、避難誘導の際には、様々な被害想定に基づいて計画を立てて実施する。
- 季節や9月1日の「防災の日」、1月17日「防災とボランティアの日」の行事などの関連及び地域の取組や実態を考慮して、訓練の計画を立てる。
- 災害時における幼児の心身のケアについて事前に研修を行っておく必要がある。
- 災害に備え、家庭との連絡体制を確立しておく必要がある。
- 家庭でも、普段から災害に備え、いざというときの心構えについて確認しておくことの大切さを啓発していく。

実践事例 4

幼稚園

日時	令和○年○月○日（○） ○時○分	
災害の想定	午前○時○分（好きな遊びをしている時）に強い地震が発生。地震による津波発生の可能性があり、安全な場所へ避難する必要がある。避難した場所に保護者に引き取りにきてもらう。	
ねらい	・地震のときに起こりうる事態を具体的に知り、大人の指示をしっかりと聞き、自分で判断して行動できるようにする。	
内容	教職員の指示・措置	留意事項
1. 事前指導	<p>○保護者に対して○時に強い地震が発生したと想定して、引き取り訓練をすること、また徒歩で安全な道を通って帰宅することを伝える。</p> <p>○地震について話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児が知っていることを伝え合う。 ・地震について話す。 ・保育室や園庭など園内の危険な個所について考えるようにする。 (落下物、転倒の危険、倒壊の危険等) <p>○避難訓練について話し合い、以下のような点を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室内で活動していた場合、電灯、ピアノ、窓から離れる。 ・園庭で活動していた場合、樹木や建物から離れる。 ・揺れがおさまるまで、姿勢を低くして頭を守って待つ。 ・しっかり話を聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経験したことやテレビ等で見たことをもとに話し合うようにする。 ・恐怖心を与えないようにする。 ・絵本や紙芝居、ビデオなど発達段階にあった資料を活用する。
2. 地震の発生（放送）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の合図の音を聞き、室内にいた場合は上靴のままで避難する。 ・本日用うのは訓練であることを伝える。 <p>○指示 「あわてず、おちついて」 「安全な場所で、小さくなって手で頭を守りましょう」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・場所によって、避難の仕方が異なることを、確認する。 ・頭を保護し、指示があるまで待つことを知らせる。 ・「おさない・はしらない・しゃべら・ない」（お・は・し）を守って避難することを認識させる。 ・配慮を要する幼児の避難方法については、教職員間で十分に共通理解をはかる。 ・負傷者の有無の確認をする。 ・頭を保護するものが身近にあれば活用する。

	<p>「揺れがおさまるまで待ちましょう」</p> <p>○措置</p> <p>(室内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口を開ける。 ・ 電源を切る。 ・ ガスの元栓を閉める。(冬季) 	
3. 避難の合 図(放送)	<p>○指示</p> <p>(室内)</p> <p>「揺れがおさまりました。園庭に避難します」</p> <p>「帽子をかぶり、上靴のままで避難します」</p> <p>「頭の上に気をつけて、走らないで園庭に集まり、組ごとに並びましょう」</p> <p>(園庭)</p> <p>「揺れがおさまりました。組ごとに並びなさい」</p> <p>※ 火災発生時</p> <p>「口と鼻をハンカチで覆って避難しなさい」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難方法を明確に指示し、近くの幼児を素早く安全に避難させる。(室内) ・ 各保育室の子どもの状況を確認しながら、園庭へと避難させる。(園庭) ・ 先に避難してきた子どもから誘導し、組ごとに並べるようにする。 ・ それぞれの幼児の行動範囲を把握しておき、特に、保育室内に残っている幼児がいなか確認する。 ・ 人員確認を行い、園舎裏など死角になるところや保育室に、誰も残っていないか確認する。 ・ 二次避難の場の表示を園外から見える位置に掲示する。
4. 人員確認	<p>○指示</p> <p>「ここに並びなさい」</p> <p>「静かに座って待ちます」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担任は人員確認を行い、速やかに本部に報告する。
5. 津波警報 の発令 (二次避難)	<p>○指示</p> <p>「津波警報が発令されました」</p> <p>「今から〇〇小学校へ避難します」</p> <p>「頭の上に気をつけて、走らないで先生の後についてきなさい」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波警報が発令されたことを知らせる。 ・ 二次避難することを伝え、組ごとに、二次避難場所へ避難する。 ・ 地震発生時と同じように、「おさない・はしらない・しゃべらない」(お・は・し)を守って避難する。 ・ 余震の発生の可能性もあるので、移動中も頭上に気を付けさせる。
6. 人員確認	<p>○指示</p> <p>「ここに並びなさい」</p> <p>「静かに座って待ちます」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担任は人員確認を行い、速やかに本部に報告する。

第7章 防災・減災教育モデルカリキュラム

<p>7. まとめ</p>	<p>○係の話</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動場に移動させる。 ・避難時の行動の態度や避難の所要時間について話をする。 <p>○地域防災リーダーや消防署の話</p> <p>○園長先生の話</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全幼児の安全確認を行い、「おさない・はしらない・しゃべらない」が守れたか、安全に気を付けて避難できたかなどについて話をする。 ・地域防災リーダーや消防署の方に、大阪市で予想される地震や津波、大きな地震が発生したときの状況、その後の生活について等話していただく。また、日常から気を付けておくことについても話していただく。 ・良かった点や注意する点等、話をする。
<p>8. 保護者による引き取りを行う。</p> <p>9. 保護者の迎えのない幼児を把握し園に戻る。</p>	<p>○保護者を誘導し、名簿に記入するとともに幼児の名前を呼び、一人ずつ確実に引き渡すようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名前を呼ばれるまで座って待つ。 ・保護者と手をつないで降園する。 <p>○周囲の情報収集をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任と一緒に園に戻る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き渡した時刻を名簿に記入する。 ・引き渡しを終了した担任は、本部に報告する。 ・幼児が不安にならないよう配慮しながら、園に戻る。

《その他の留意点》

- 建物崩壊・倒壊などの危険もあるので、避難誘導の際には、様々な被害想定に基づいて計画を立てて実施する。
- 季節や9月1日の「防災の日」、1月17日「防災とボランティアの日」の行事などの関連及び地域の取組や実態を考慮して、訓練の計画を立てる。
- 普段から、幼児の好きな遊びの場所や行動範囲を把握しておくとともに、幼児には、担任の教師だけでなく、園のすべての職員の指示を聞いて行動できるように指導しておく。
- 災害時における幼児の心身のケアについて事前に研修を行っておく。
- 災害に備え、家庭との連絡体制を確立しておくとともに、保護者には、普段から安全な通園路を確認するように啓発しておく。
- 家庭でも、普段から災害に備え、いざというときの心構えについて確認しておくことの大切さを啓発していく。

実践事例 5

1. 対象・・・ 小学校 低学年

2. 指導計画作成にあたっての留意点

小学校低学年においては、地震などの災害に関わる基本的な知識を身に付けるとともに、地震が発生したときに、教員や保護者など近くの大人の指示に従うなどして適切な行動がとれるよう、避難訓練において、災害に応じた行動の仕方を身につけ、安全に避難できるようにすることが大切である。

3. 目標

- 地震が発生したときに、教員や保護者など近くの大人の指示に従うなどして適切な行動ができるようにする。
- 地震のときに起こりうる事態を具体的に知り、どのようにしたらよいかについて知る。
- 危険な状態を発見したときは、身近な大人に速やかに伝えることができるようにする。

4. 関連教科等 特別活動

5. 指導計画（指導の流れ）

主な学習内容と活動	指導上の留意点（教科等との関連）
1. 地震について話し合う。 <ul style="list-style-type: none"> ・地震 ・地震による被害 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震について知っていることを出せるようにする。 ・地震による二次災害として火災が発生することやこれまでの地震で多くの方が犠牲になったことを知らせる。
2. 地震や地震による火災から身を守るための行動について考える。 <ul style="list-style-type: none"> ○電燈などの落下物や家具などの転倒物から身を守る ○地震により火災が発生するのを防ぐ ○避難するときに、散乱したガラスなどから身を守る ○家などが倒壊する危険から身を守る 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時の状況や地震によってどのような状況が起こるのかについて具体的に知らせ、どのような行動が適切なのかを考えられるようにする。 ・考えた行動を自分ひとりですることができるかどうかについて考えるようにさせ、大人がいる場合は、大人の指示をしっかりと守って行動することが大切であることに気付けるようにする。
3. 避難訓練をする。 <ul style="list-style-type: none"> ○集団での避難行動の中で大切な「お・は・し」の約束事について考える。 <ul style="list-style-type: none"> ・おさない ・はしらない ・しゃべらない 等 ○避難訓練をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前指導を十分に行い、事後指導の中で教師の指示を守れたか、落ち着いて約束事を守って避難できたかについて振り返られるようにする。 ・児童の様子を常に把握し、様々な危険について、具体的に確認しながら訓練を行うことができるようにする。

第7章 防災・減災教育モデルカリキュラム

<p>○消防署の人や地域防災担当の方のお話を聞く。</p>	<p>・事前に話し合った約束事を守れたかについて事後指導をするとともに、消防署や地域の防災担当者の方の講話から、避難時の課題や日頃から気をつけておくことを考えることができるようにする。</p>
<p>4. 家の人とも話してみよう ○家族で話し合ったことを出し合い、家でできる避難の仕方や事前の備えについて話し合う。</p>	<p>・学級だよりや学年だよりなどで、防災指導や避難訓練について保護者に知らせ、家庭においても、地震が起こった場合についてどのようにしたらよいのかについて子どもと話し合うように働きかける。</p>

実践事例 6

1. 対象・・・ 小学校 低学年

2. 指導計画作成にあたっての留意点

小学校低学年においては、地震などの災害に関わる基本的な知識を身に付けるとともに、地震が発生したときに、教員や保護者など近くの大人の指示に従うなどして適切な行動がとれるよう、避難訓練において、災害に応じた行動の仕方を身に付け、安全に避難できるようにすることが大切である。

3. 目標

- 地震が発生したときに、教員や保護者など近くの大人の指示に従うなどして適切な行動ができるようにする。
- 地震のときに起こりうる事態を具体的に知り、どのようにしたらよいかについて知る。
- 危険な状態を発見したときは、身近な大人に速やかに伝えることができるようにする。

4. 関連教科等 特別活動

5. 指導計画（指導の流れ）

主な学習内容と活動	指導上の留意点（教科等との関連）
<p>1. 地震について話し合う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震 ・地震による被害 ・二次災害（津波・火災）による被害 ・避難方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震について知っていることを出せるようにする。 ・地震による二次災害として火災や津波が発生することやこれまでの地震で多くの人が犠牲になったことを知らせる。
<p>2. 地震や地震による火災から身を守るための行動について考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ドアが変形して閉じ込められないようにドアを開ける。 ○ 電燈や家具、飛散したガラスから身を守るため机の下に隠れる。 ○ 地震により火災が発生するのを防ぐためガスの元栓をしめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時の状況や地震によってどのような状況が起こるのかについて具体的に知らせ、どのような行動が適切なのかを考えられるようにする。 ・考えた行動を自分ひとりでできるかどうかについて考えるようにさせ、大人がいる場合は、大人の指示をしっかりと守って行動することが大切であることに気付けるようにする。
<p>3. 避難訓練をする</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 集団での避難行動の中で大切な「お・は・し・も」の約束事について考える。 <ul style="list-style-type: none"> ・おさない ・はしらない ・しゃべらない ・もどらない ○ 地震による火災が発生したと仮定して二次避難 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前指導を十分に行い、事後指導の中で教師の指示を守れたか、落ち着いて約束事を守って避難できたかについて振り返られるようにする。 ・児童の様子を常に把握し、様々な危険について、具体的に確認しながら訓練を行うことができるようにする。 ・火災がひどくなった場合、学校の運動場ではな

第7章 防災・減災教育モデルカリキュラム

<p>を行う。(近くの公園や神社など)</p> <p>○消防署の人や地域防災担当の方のお話を聞く。</p>	<p>く、近くの公園や神社に二次避難することを知らせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逃げ遅れた児童がいないか人員確認をし、本部に連絡をする。 ・事前に話し合った約束事を守れたかについて事後指導をするとともに、消防署や地域の防災担当者の方の講話から、避難時の課題や日頃から気を付けておくことを考えることができるようにする。
<p>4. 家の人とも話してみよう</p> <p>○家族で話し合ったことを出し合い、家でできる避難の仕方や事前の備えについて話し合う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学級だよりや学年だよりなどで、防災指導や避難訓練について保護者に知らせ、家庭においても、地震が起こった場合についてどのようにしたらよいのかについて児童と話し合うように働きかける。

実践事例 7

1. 対象・・・小学校 中学年

2. 指導計画作成にあたっての留意点

小学校中学年では、地震のときに起こる様々な危険について知り、自ら安全な行動ができるようにすることが大切である。そのため、地震の際の危険について、学校周辺や地域の特性や実態をもとに考えさせ、避難訓練において、具体的な行動場面に潜む危険を考慮して、安全に行動できるようにすることが必要である。また、地域防災リーダーの方の話を聞いたり、消防署等を見学し、消防士の話を聞いたりすることで、地域防災リーダーや消防士の役割や願いについて理解できるようにすることも大切である。

3. 目標

- 今後起こるであろうと予測されている南海地震をはじめとする地震による災害について知るとともに、身の安全を守るために自分や家族がすべきことについて理解する。
- 地震のときに起こる様々な危険について知り、自ら安全な行動ができるようにすることができるようにする。
- 地震等の災害から人々の安全を守る体制が地域にあり、それらの関係者や従事している人々の役割や願いを知り、今後の生活の中で生かしていこうとする態度を身に付ける。

4. 関連教科等 社会科、特別活動

5. 指導計画（指導の流れ）

主な学習内容と活動	指導上の留意点（教科との関連）
1. 地震や地震による火災から身を守るための行動について話し合う。	・地震発生時の状況や地震によってどのような状況が起こるのかについて、写真などの資料を用いて具体的に知らせ、適切な行動について考えられるようにする。
2. 避難訓練をする。 ○想定された地震発生状況での避難訓練をする。	・これまでの学習や避難訓練の経験からどのようなことが大切なのかを確認し、訓練できるようにする。
3. 想定以外の場面で地震が発生した場合、どのような行動をとればよいかについて考える。	・自宅にいるときに地震が発生した場合、登下校時に発生した場合など、具体的に場面を想定して、避難の方法について考えられるようにする。
4. 地域防災リーダーの方の話を聞く。 ・大阪市で予想される地震 ・大きな地震が発生した場合の状況 ・大きな地震が発生した後の生活	・地域防災リーダーの方をゲストティーチャーとして迎え、大阪市で予想される地震や、大きな地震が発生した場合の状況、その後の生活等について話をさせていただくようにする。
5. 消防署の見学、体験学習をする。 ○地震による火災の危険について ○けむり体験、消火活動体験など	・地震による火災から身を守るためにどのようなことが大切かについて、見学や体験学習を通して、考えられるようにする。

第7章 防災・減災教育モデルカリキュラム

6. 自分たちの生活の中でできる地震に対する備えについて考える。	・これまでの学習を振り返り、地震のために自分たちができることや家族としての備えについて考えられるようにする。
----------------------------------	--

実践事例 8

1. 対象・・・小学校 高学年

2. 指導計画作成にあたっての留意点

小学校の高学年においては、地震や地震による二次災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、自分の安全だけでなく他の人々の安全にも気配りができるようにすることが大切である。そのためには、大きな地震時の状況を実感として受け止めさせるとともに、地震により発生する二次的な災害（火災等）が発生する仕組みについても十分に理解させる必要がある。また、大きな地震後の収容避難所での生活について理解するとともに、もしもの避難生活のときに自分たちができることを考えさせる必要がある。指導にあたっては、防災センターでの地震体験学習や貯蔵食料を実際に食す体験等を学習の中に位置付けたり、課外においては、地域の防災訓練に参加させたりすることも重要である。

3. 目標

- 今後起こるであろうと予測されている南海地震をはじめとする地震による災害について知るとともに、身の安全を守る「自助」のために自分たちがすべきことについて理解する。
- 地域防災訓練や体験学習を通して、災害時に適切に対処できる能力を育てるとともに、防災・減災には人々の助け合い「他助、公助」が不可欠であることを知る。
- 家庭、地域で生活することを再認識するとともに、これからの生活の中で自分ができることを考え、実践していく態度を身に付ける。

4. 関連教科等 理科、社会科、家庭科、保健、特別活動、総合的な学習の時間

5. 指導計画

主な学習内容と活動	指導上の留意点（教科との関連）
<p>1. わたしたちの大阪市と地震</p> <p>○大阪市や大阪市付近を襲った過去の地震について調べる。</p> <p>○地震のメカニズムについて調べる。</p> <p>○地震を体感する。 ・阿倍野防災センターでの体験学習</p> <p>○大阪市で予想される地震について調べる。</p>	<p>・インターネットで調べたり、家の人に過去の震災の話の聞いたりし、震災の事実だけでなく、その震災のときの様子についても調べられるようにする。（社会科）</p> <p>・地震のメカニズムについて調べられるようにする。（理科） インターネット 子ども技術白書Ⅶ「指令！地震災害を究明せよ」の活用</p> <p>・地震について十分に体感できるように阿倍野防災センターと打合せをし、見学させる。 起震機での地震体験 地震発生時の行動体験 消火器の使い方体験</p> <p>・予想される震災の大きさや被害状況予測をもとに話し合い、身の安全を守ることの大切さについて理解を図る。</p>

第7章 防災・減災教育モデルカリキュラム

<p>○家庭や学校、地域における防災の取り組みについて調べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭 ・学校 ・地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や学校、地域でどのような準備をしているかを調べ、今後の学習（避難訓練など）に取り組むことができるようにする。
<p>2. 災害が発生した場合に備えること</p> <p>○避難訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練の留意点について ・消防署員や地域の防災リーダーからの話 <p>○避難所での生活を考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難生活の様子を映像から ・非常食を食べるなどの体験から ・避難している人々の思いから 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練が形骸化しないように、事前に地震発生時や避難時の留意点について話し合えるようにする。 ・自分たちの避難の様子について振り返るとともに、消防署員などの関係者から話を聞き、避難時の自分たちの課題について把握できるようにする。 ・避難後の生活について映像などから想像させ、避難生活の不便さや苦勞について理解できるようにする。 ・アルファ米、ハイゼックス米、乾パンなどの非常食を食すことにより、避難生活の不便さを実感できるようにする。(家庭科) ・避難生活の不便さだけでなく、避難している人々の復興への思いについて考えられるようにする。
<p>3. わたしたちにできること</p> <p>○これからわたしたちにできることについてまとめ、発表する。(3時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が家の防災について ・地域防災訓練への参加について ・避難生活を強いられたときの自分の行動について ・将来の災害ボランティア活動への参加について 	<ul style="list-style-type: none"> ・今までの学習を振り返り、防災・減災のために自分たちができることを話し合えるようにする。 ・家庭や地域の方に来ていただき、発表を聞いてもらって、防災・減災について連携を図ることができるようにする。

実践事例 9

1. 対象・・・小学校 中・高学年
2. 単元名 「安心・安全まちづくり ～守ろう命 考えよう防災～」(総合的な学習の時間)
3. 単元の概要

①単元の目標

東日本大震災について学んだことをもとに、自分の生活を見直し、防災意識を高め、安心・安全なまちづくりのために実践しようとする。

②単元で育てようとする資質や能力及び態度

[学習方法に関すること]

- ア 東南海地震が起こるだろうと予想される状況の中から防災にかかわる課題を発見し設定する。
- イ 課題解決をめざして見学したり調べたりしたことをもとに考える。

[自分自身に関すること]

- ウ 防災意識を高め、自分や家族の安全な生活のあり方を意識し、実践する。

[他者や社会とのかかわりに関すること]

- エ 地域の方や友達、家族の考えを受け入れ、地域社会の中での自分の安心・安全な生活のあり方を考える。

③単元で学ぶ内容

- ア 津波・高潮についての科学的な理解
- イ 自分たちにできる災害への備え

4. 単元の評価規準

評価の 観点	学習方法		自分自身	他者や社会とのかかわり
	課題設定	思考・分析	自己理解	他者理解
単元の 評価規準	<p>①東日本大震災の学習をもとに、東南海地震が起きた場合の自分の町の状況を考え、安全を守るための学習活動を構想し、課題を設定している。 [②-ア、③-ア]</p> <p>②自分の防災意識を見つめ直し、安全を守るための学習計画を立てている。 [②-ア、③-イ]</p>	<p>①わたしたちの町の震災被害を調べたり、防災施設を見学したりしながら、防災の大切さについて考えている。 [②-イ、③-ア]</p> <p>②避難方法を想定したり、自分の町の防災マップを作ったりしながら安心・安全な生活について考えている。 [②-イ、③-イ]</p>	<p>①調べたり見学したりする活動を通して、学んだことを振り返り、防災意識を高めている。 [②-ウ、③-ア]</p> <p>②「自分にできる避難計画」を考え、自分や家族の安全な生活のあり方を意識し、実践しようとしている。 [②-ウ、③-イ]</p>	<p>①聞き取りや見学を通して、友達や地域の方などの考えや意見などを積極的に取り入れている。 [②-エ、③-ア]</p> <p>②友達や家族の考えを受け入れ、自分の町での安心・安全な生活のあり方を考えている。 [②-エ、③-イ]</p>

第7章 防災・減災教育モデルカリキュラム

5. 活動の流れ (全25時間)

第1次 もしも大きな地震が起きたら・・・(3時間)

目標 わたしたちの町を防災の視点から見つめ直し、追究する課題をもつことができるようにする。

主な学習活動	指導上の留意点	評価規準(方法)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">もしも地震が起きたら、わたしたちの町はなるだろう</div> <p>○大きな地震が起きたら、わたしたちの町はなるでしょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古い家が多いから、町がつぶれる。 ・阪神大震災の時のように、高速道路が倒れるかもしれない。 ・地震の後、火事になるかもしれない。 ・海が近いから津波が来るかもしれないよ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の資料を借り出しておき、効率よく調べられるようにしておく。 ・東日本大震災など過去の大震災の被害についての知識をもとに、わたしたちの町はどのような被害を受けるのか想像させ、学習への意識を高める。 	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">わたしたちの町が受けた被害について調べよう</div> <p>○これまでにわたしたちの町で起きた地震や津波について調べよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な人に聞いてみよう。 ・図書館で調べよう。 <p>○わたしたちの町が受けた被害について調べたことを報告し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昔から津波や高波の被害が多かったんだね。 ・わたしたちは、どのようにして町や命を守ればいいのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神大震災については家族や身近な人から聞き取らせ、取材ノートに記録できるようにする。 ・図書館の資料を活用し調べるようにする。 ・阪神大震災や過去の大地震の被害状況がわかる資料を準備し、補助資料として活用できるようにする。 ・聞き取りや過去の実際の資料をもとに、自分たちの町を防災の視点から見つめなおさせ、防災について追究しようとする意識を高める。 	<p>思① 製作物による評価 他① 製作物による評価 課① 行動観察による評価</p>

第2次 防災の施設について調べよう。(10時間)

目標 防災施設を見学し、災害に備えることの大切さを理解することができるようにする。

主な学習活動	指導上の留意点	評価規準(方法)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">防災施設を見学しよう</div> <p>○防災施設(防災センター・津波高潮ステーション)に見学に行こう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防潮扉を閉める体験をする。 ・大きな台風がきた時の大きな被害につ 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災施設の見学を通して、水害から町を守るための施設や、いろいろな工夫を知ることができるようにする。 	<p>思① 自① 製作物による評価</p>

<p>いて知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の地震と津波について知る。 ・防災グッズについて知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害を最小限に食い止めるために、科学的な取り組みが行われていることに気付けるようにする。 	<p>思① 行動観察による評価</p>
<p>防災グッズを作ってみよう</p>		
<p>○防災施設で教えていただいた防災グッズを作ってみる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダンボールとビニル袋と古新聞で簡易トイレができたよ。でも、落ち着いて用が足せないな。 ・大きなビニル袋の中に古新聞を入れると布団ができたけれど、冬は寒いだろうな。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な材料を用いて防災グッズを作ることができるが、実際用いるときには、不便であったり、不自由を感じたりするだろうということを考えられるようにする。 	

第3次 わたしたちの町の防災計画を立てよう (12 時間)

目標 わたしたちの町の防災計画を立て、安心・安全な町づくりや生活について考えることができるようにする。

<p>主な学習活動</p>	<p>教師のコーディネート</p>	<p>評価規準 (方法)</p>
<p>○家族や町の人のために役立つ、防災計画を立てようとする意欲をもたせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな災害が起きたら、どこへ、どのようにして避難すればいいだろう。 ・家族と一緒に安心して暮らすには、どうすればいいのだろう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの学習を振り返り、自分や家族、町の人々の安心・安全な生活について考えられるようにする。 ・学校での避難訓練の学習をもとにして、家族や町の人のために役立つマップや避難計画を立てることを確認するようにする。 	<p>課② 制作物による評価</p>
<p>自分たちで避難訓練をしよう</p>		
<p>○津波が来たらどこに避難したらよいか話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校にいる時、家にいる時、どこに行けばいいのかを考える。 ・高い所に避難しないといけないことに気付く。 ・どこに高い建物があるのか調べてみよう。 <p>○実際に避難してみよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室から講堂の上に避難してみよう。 ・家から高い建物まで避難してみよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・校区地図を活用し、防災施設で学習したことをもとに、地域にある高い建物を避難場所として想定するようにする。 ・実際に体験することで、避難に必要な時間や、避難経路や避難場所での留意点、危険な箇所について知るこ 	

第7章 防災・減災教育モデルカリキュラム

<ul style="list-style-type: none"> 家の周りに防災に関する設備を見つけたよ。 	<p>とができるようにする。</p>	
<p>防災マップを作ろう</p>		
<p>○家の周りにある防災設備について調べる。</p> <p>○調査した事柄をもとに、自宅やその周辺の防災用施設や設備、避難に適した場所などをマップに書き込み、防災マップを仕上げる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住んでいる地域ごとにグループを編成する。 地域防災リーダーの話を聞くことで地域の防災計画について知ることができるようにする。 校区を超えた生活圏も含めて実地調査したことをマップにまとめることで、地域の状況や課題、よりよい避難の仕方について情報交流できるようにする。 	<p>思② 制作物による評価</p>
<p>防災家族会議を開こう</p>		
<p>○自分や家族の行動計画を立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自宅周辺の危険な場所について確認する。 家族と待ち合わせする場所を決める。 避難経路を決める。 <p>○家族で「防災会議」を開く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難場所や避難経路を確認する。 マップや避難計画について家族の意見を聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の家族にとって必要な避難の条件を考えるようにし、それぞれの家庭にあったマップを作成できるようにする。 避難計画を修正してもよいことを家族に話し、家族にとってもっともよい避難計画について検討できるようにする。また、意見を記録できるようにする。 	<p>自② 制作物による評価</p> <p>他② 制作物による評価</p>
<p>大震災に備えてできること</p>		
<p>○家庭での「防災会議」で話し合ったことや気付いたことなどを報告し合う。</p> <p>○家族での話し合いをもとに、防災マップや避難計画を修正する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各家庭での話し合いの結果を報告し合い、避難グッズ、避難先、連絡のとり方などを報告できるようにする。 家族の意見や友達の報告を取り入れて、よりよいマップ・避難計画を作ることができるようにする。 安心・安全を視点を振り返り、地域の 	<p>自② 制作物による評価</p>

<p>○安心・安全な町作りのため、自分自身も町の一員として、できることを話し合う。</p> <p>○防災マップや避難計画を町の人に広げよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回覧板などで学習の成果を報告しよう。 ・町の人にも配ろう。 ・たくさんの人に見ていただけるよう区役所に置いてもらおう。 	<p>人みんなが防災意識をもつこと、お互いに協力して助け合う気持ちをもつことの大切さに気付くようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の一員としての自覚をもって行動しようとする態度を育てる。 	<p>他② 行動観察による評価</p>
---	---	-------------------------

実践事例 10

1. 対象・・・小学校 高学年
2. 目標
 - 自然現象である地震、津波に対して理解し、大きな地震や津波によって、どのようなことが起こるかを知り、自分の『命』を守るためにどうすればよいかを考える。
3. 関連教科等 理科
4. 指導計画（指導の流れ）

主な学習内容と活動	指導上の留意点	資料
<p>1. 地震について</p> <p>○ 2012年に、近畿地方で体に感じる地震や地震計だけが感じる地震がどれくらい起きているかを考える。</p> <p>○ 南海地震のことを知る。</p>	<p>・近畿地方では、体に感じる地震は少ないが、体に感じない地震は身近でたくさん起きていることを知らせる。</p> <p>・歴史的に見れば、東日本大震災のような大地震が近畿地方にも起きていて、近い将来起きる可能性が高いことを知らせる。</p>	<div style="text-align: center;"> <p>ゆうかん</p> <p>体に感じる地震(有感地震)</p> <p>2012年に体に感じる地震は、何回起きたでしょう？</p> <p>①1300回 ②130回 ③13回</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>体に感じない地震は何回？</p> <p>2012年で・・・</p> <p>①160000回 ②16000回 ③1600回</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>体に感じない地震は何回？</p> <p>2012年で・・・</p> <p>①160000回 ②16000回 ③1600回</p> </div>
<p>2. 津波について</p> <p>○ 津波と波浪の違いを理解し、津波の性質</p>	<p>・津波は、エネルギーが波浪と比べて非常に大きく、</p>	

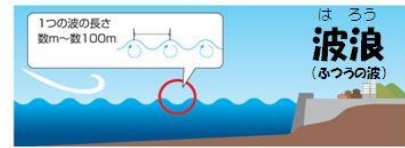
を知る。

津波は繰り返しやってくることを知らせる。

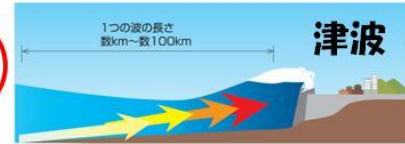
- ・最初の波が、一番大きいとは限らないことを知らせる。
- ・波長が長く、進むスピードが深さによって違うため、沿岸部で波が急速に高くなることを知らせる。
- ・陸上に流れ込んできた津波は大人ひざ下の高さ（50 cm程度）になると、人が立ってられないことを知る。

津波と波浪(ふつうの波)はどっち？

①



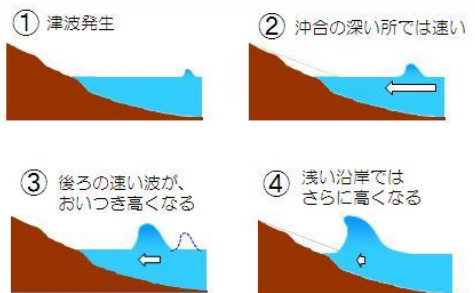
②


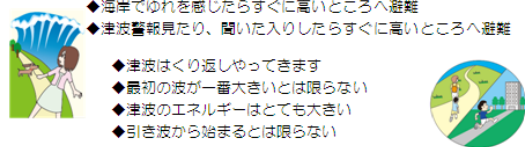


津波の伝わる速さ



津波が沿岸部で高くなるわけ



<p>3. 防災について</p> <p>○大きな地震について知る。</p> <p>○命を守るために、日頃からどのような備えをしておけばよいか、いざというときに、どのように行動すればよいかを考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな地震が起こると、どのようなことが起こるか考えさせる。 ・模型を使い、液状化実験を行う。 ・避難訓練などに生かすことができるようにする。 	<div data-bbox="863 203 1428 622"> <h3>地震が起きたらどうなる？</h3> <p>もし今、自分たちの地域に関係する地震が起きたら、どんなことが起きると考えられますか？</p>  <p>電気 水道 ガス</p> </div> <div data-bbox="863 689 1428 1108"> <h3>災害を少なくするには、どんな方法がありますか？</h3> <h4>地震にぞなえる</h4> <p>訓練</p> <p>みんなの緊急地震速報</p> <p>危ない場所の確認</p> <h4>津波にぞなえる</h4> <ul style="list-style-type: none"> ◆海軍でゆれを感じたらすぐに高いところへ避難 ◆津波警報見たり、聞いた入りしたらすぐに高いところへ避難 ◆津波はくり返しやってきます ◆最初の波が一番大きいとは限らない ◆津波のエネルギーはとても大きい ◆引き波から始まるとは限らない  </div>
--	---	---

- 資料については、気象庁大阪管区気象台が作成したものである。
- 学習後、「市民防災マニュアル」を活用した防災学習や、地域や保護者、気象庁、消防署等の関係諸機関と連携した取組等につなげて実践を行うことができる。

実践事例 11

小学校

日時	令和○年○月○日 (○) ○時○分	
災害の想定	午前○時○分に強い地震が発生。地震による津波発生の可能性があり。安全な場所へ避難する必要がある。	
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> 地震や津波の恐ろしさを知り、自分たちの命を守るための基本行動を理解し、的確に行動できる態度や能力を身に付ける。 地震発生後や津波発生後の避難の仕方を知り、指示を聞いて速やかに避難できるようにする。 	
内容	教職員の指示・措置	留意事項
1. 事前指導	<p>○避難訓練について話し合い、以下のような点を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 頭を保護するために、机の下に隠れる。 揺れがおさまるまで待つ。 しっかり話を聞く。 避難の合図の音を聞き、上靴のまま避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 頭を保護するために、机の下に隠れ、指示があるまで待つことを知らせる。 おさない・はしらない・しゃべらない (お・は・し) を守って避難できるようにする。 配慮を要する児童の避難方法については、教職員間で十分に共通理解をはかる。
2. 地震発生	<p>○指示</p> <p>「しずかに」 「おちついて」 「机の下に隠れてじっとするようにします」</p> <p>○措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 出入り口を開ける。 電源を切る。 ガスの元栓を切る。 	<ul style="list-style-type: none"> 大きな声ではっきりと指示する。 児童の行動を把握し、落ち着かせる。 頭部の安全について指示をし、特に窓やロッカーの近くの児童には、頭部を反対にして机の下にもぐらせる。
3. 避難合図 (放送)	<p>○指示</p> <p>「けがはありませんか」 「今から運動場に避難をします」 「上靴のまま避難します」 「廊下に静かに並びましょう」 「頭上に気をつけて、走らないで先生の後についてきなさい」</p> <p>※火災発生時</p> <p>「口と鼻をハンカチで覆って避難しなさい」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者の有無の確認をする。 頭を保護するものが身近にあれば活用する。 避難方法を明確に指示する。 隣接の学級と協力して、素早く安全に避難できるようにする。 人員確認を行い、教室に誰も残っていないか確認する。
4. 人員確認	<p>○指示</p> <p>「ここに並びなさい」 「静かに座って待ちます」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 担任は人員点呼を行い、速やかに本部に報告する。

第7章 防災・減災教育モデルカリキュラム

<p>5. 津波警報の発表 (二次避難)</p>	<p>○指示 「津波警報が発表されました」 「今から3階以上の教室に避難します」 「頭上に気を付けて、走らないで先生の後についてきなさい」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報が発表されたことを知らせる。 ・学級ごとに、3階以上の教室に移動することを伝え、所定の教室・廊下等へ移動させる。 ・地震発生時と同じように、おさない・はしらない・しゃべらない(お・は・し)を守って避難できるようにする。 ・余震の発生の可能性もあるので、移動中も頭上に気を付けさせる。
<p>6. 人員確認</p>	<p>○指示 「ここに並びなさい」 「静かに座って待ちます」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担任は人員点呼を行い、速やかに本部に報告する。
<p>7. まとめ</p>	<p>○係りからの話(放送) ・避難時の行動の態度や避難の所要時間について話をする。</p> <p>○地域防災リーダーや消防署の方からの話を聞く。</p> <p>○校長先生の話聞く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全児童の安全確認を行い、おさない・はしらない・しゃべらないが守れたか、安全に気を付けて避難できたかなどについて話をし、児童個々の反省の視点を伝える。 ・地域防災リーダーや消防署の方に、大阪市で予想される地震や津波、大きな地震が発生したときの状況、その後の生活について等話していただく。また、日常から気を付けておくことについても話していただく。 ・良かった点や注意する点等、話をする。

《その他の留意点》

- 建物崩壊・倒壊などの危険もあるので、避難誘導の際には、様々な被害想定に基づいて計画を立てて実施する。
- 季節や9月1日の「防災の日」、1月17日「防災とボランティアの日」の行事などの関連及び地域の取組や実態を考慮して、訓練の計画を立てる。
- 災害時における児童の心身のケアについて事前に研修を行っておく必要がある。
- 災害に備え、家庭との連絡体制を確立しておく必要がある。
- 家庭でも、普段から災害に備え、いざという時の心構えについて確認しておくことの大切さを啓発していく。

実践事例 12

小学校

日時	令和〇年〇月〇日 (〇) 〇時〇分	
災害の想定	午前〇時〇分に強い地震が発生。さらに5分後に地震による津波発生。安全な場所へ避難する。	
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> 地震や津波の恐ろしさを知り、自分たちの命を守るための基本行動を理解し、的確に行動できる態度や能力を身に付ける。 地震発生後や津波発生後の避難の仕方を知り、指示を聞いて速やかに避難できるようにする。 地域の方と協同で避難訓練を行うことで地域の防災リーダーともふれあう。 	
内容	教職員の指示・措置	留意事項
1. 事前指導	<p>○避難訓練について話し合い、以下のような点を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 頭を保護するために、机の下に隠れる。 揺れがおさまるまで待つ。 しっかり話を聞く。 避難の合図の音を聞き、上靴のまま避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 頭を保護するために、机の下に隠れ、指示があるまで待つことを知らせる。 おさない・はしらない・しゃべらない・もどらない (お・は・し・も) を守って避難できるようにする。 配慮を要する児童の避難方法については、教職員間で十分に共通理解をはかる。
2. 地震発生	<p>①地震発生。第一指令 「ただいまより、避難訓練を始めます。」 「緊急放送、緊急放送。ただいま〇〇地方に震度5の地震が発生しました。全員机の下にもぐり、机の足を持ち、静かに身体を守ってください。」 〔放送：教頭〕 (非常ベル3回ジージージー) ②児童は机の下にもぐる。教職員は教室のドアを開ける。 【担任は名簿を必ず携帯する。】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大きな声ではっきりと指示する。 児童の行動を把握し、落ち着かせる。 頭部の安全について指示をし、特に窓やロッカーの近くの児童には、頭部を反対にして机の下にもぐらせる。 負傷者の有無の確認をする。 頭を保護するものが身近にあれば活用する。
3. 避難合図 (放送)	<p>③第二指令「揺れがおさまってきましたが、まだ強い揺れがくることも考えられますので、運動場へ全員避難します。先生の指示に従い、避難してください」 ④教室から運動場へ避難する。(赤白帽をかぶる。上履きのまま。名簿をもつ。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難方法を明確に指示する。 隣接の学級と協力して、素早く安全に避難できるようにする。
4. 人員確認	<p>⑤朝礼の隊形に整列。各担任は人数確認して、報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人員確認を行い、教室に誰も残っていないか確認する。 担任は人員点呼を行い、速やかに本部

第7章 防災・減災教育モデルカリキュラム

<p>5. 津波警報の発表 (二次避難)</p>	<p>⑥津波警報発令。第三指令「津波警報発令、津波の危険性あり。3階以上に避難します。3・4・5・6年は各教室、1年生、2年生は4階へ先生の指示に従って避難してください」</p>	<p>に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報が発表されたことを知らせる。 ・学級ごとに、3階以上の教室に移動することを伝え、所定の教室・廊下等へ移動させる。 ・地震発生時と同じように、「お・は・し・も」を守って避難できるようにする。 ・余震の発生の可能性もあるので、移動中も頭上に気を付けさせる。
<p>6. 人員確認</p>	<p>⑦ 3・4階へ避難。各担任は人数確認して報告。本部は図工室に設置する。</p> <p>⑧ 放送。「津波による避難訓練はこれで終了です。一度運動場に集合して校長先生の話をお聞きしましょう。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担任は人員点呼を行い、速やかに本部に報告する。
<p>7. まとめ</p>	<p>⑨ 運動場に朝礼の隊形で並ぶ。</p> <p>⑩ 校長先生の話</p> <p>⑪ 地域の方の消火訓練 見学</p> <p>⑫ 地域の方の話</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全児童の安全確認を行い、おさない・はしらない・しゃべらないが守れたか、安全に気を付けて避難できたかなどについて話をし、児童個々の反省の視点を伝える。 ・地域防災リーダーに、火災が発生した場合の消火訓練を行ってもらい、その後大阪府で予想される地震や津波が発生したときの状況、地域での避難方法などを話してもらう。

《その他の留意点》

- 建物崩壊・倒壊・火災発生などの危険もあるので、避難誘導の際には、様々な被害想定に基づいて計画を立てて実施する。
- 季節や9月1日の「防災の日」、9月5日の大阪府下「880万人避難訓練」、1月17日の「防災とボランティアの日」などの関連及び地域の取組や実態を考慮して、訓練の計画を立てる。
- 災害時における児童の心身のケアについて事前に研修を行っておく。
- 災害に備え、家庭との連絡体制を確立しておく必要がある。
- 家庭でも、普段から災害に備え、いざというときの心構えについて確認しておくことの大切さを啓発していく。
- 地域防災リーダーとも連携し、児童だけでなく、学校としても地域の避難の仕方について理解する。

実践事例 13

小学校（緊急地震速報を活用した避難訓練）

日時	令和〇年〇月〇日（〇） 〇時〇分	
災害の想定	〇時〇分（休み時間）に強い地震が発生。安全な行動をとり、安全な場所に避難する必要がある。	
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急地震速報を聞き、身の安全を確保する行動ができる。 ・放送の指示を聞き、安全な場所に避難することができる。 ・自分の避難行動を振り返ることができる。 	
内容	教職員の行動及び指示	児童の行動
1. 地震発生	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">緊急地震速報「ティロン ティロン・・・」（報知音）を流す。（放送）</div> <ul style="list-style-type: none"> ・教室や教室の近くにいる場合は、教室の出入り口を開ける。 ・ろう下や階段にいるときには、近くの児童に安全な場所に避難するよう声をかける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教室等、隠れる場所があれば、机の下等に避難する。 ・運動場やろう下、トイレ等、隠れる場所がない時には、「おちてこない」「たおれてこない」「いどうしてこない」場所に避難する。
2. 避難合図（放送）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">「避難訓練。避難訓練。近くの出口から運動場に避難しなさい。」</div> <ul style="list-style-type: none"> ・近くの児童を運動場に誘導する。 ・配慮を要する児童の確認をする。 ・逃げ遅れた児童がいないか確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童各自で、運動場に静かに避難し、学級ごとに整列する。
3. 人員確認	<ul style="list-style-type: none"> ・人員を確認し、本部に報告する。 ・静かに座って待つよう指示する。 ・児童に怪我がないか確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・静かに座って指示を聞く。
4. 学級指導のため、各教室に移動	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の様子を確認しながら、教室に誘導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・静かに移動する。
5. 事後指導	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急地震速報が放送で流れた時に、どこにおいて、どんな行動をとったか発表させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の避難行動を振り返る。 ・避難行動を発表し合い、話し合う。

《留意点》

- 緊急地震速報の報知音については、気象庁作成DVD「津波に備える」を活用する。
- 緊急地震速報について、発達段階に応じて事前指導を行っておく。（気象庁ホームページ参照）
 - ・報知音は、誰もが、どこでも、即座に理解できるように統一されている。
 - ・テレビやラジオで流れる。等
- 避難訓練は、児童の混乱を防ぐために、概ねの日程を知らせておく必要はあるが、時間については周知せず「抜き打ち避難訓練」として実施する方が効果的である。

第7章 防災・減災教育モデルカリキュラム

- 災害は、授業中に起こるとは限らないことを念頭におき、休み時間や清掃時間等、様々な場面を設定して行うことが大切である。
- 事後指導では、児童が自分の行動等を振り返るだけでなく、話し合う中で、児童が相互に検証し合うことが大切である。

実践事例 14

1. 対象・・・中学校
2. 題材 「地震に対する防災意識を高めよう」
3. 学習のねらい 地震発生メカニズムをはじめとして、地域の災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解する。

避難訓練や防災体験学習を通して、非常時における危険を認識し、状況に応じて、的確な判断のもと、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。

災害に対する日常的な備えや学校、地域の防災被害時のボランティア活動の大切さについて理解を深める。

4. 学習展開の例

主な学習内容と活動	指導上の留意点（教科等との関連）
<p>1. 大阪市における自然災害（地震等）や地震発生メカニズム等について知る。</p> <p>○大阪市（住んでいる地域）における過去の自然災害（地震等）や今後予想される地震（東海・東南海・南海）について調べる。</p> <p>○地震発生メカニズムや危険性等について知る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市（住んでいる地域）における過去の自然災害（地震等）や今後予想される地震（東海・東南海・南海地震）について調べ、まとめられるようにする。 インターネットの利用 防災センター、消防署、区役所、図書館等への訪問 地域のお年寄りからの聞き取り 等 (社会科、理科、総合的な学習の時間) ・地震発生メカニズムや地震が発生した時の地面の揺れ方を理解し、住んでいる地域の土地の成り立ちや地面の地質について調べられるようにする。(社会科、理科、総合的な学習の時間)
<p>2. 避難訓練・防災体験学習について</p> <p>○安全な避難行動について知る。</p> <p>○地震を体験し、防災について学ぶ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練を通して、災害時における安全な避難行動を確認する。 学校で地震が発生した場合、教室、特別教室、廊下、階段、体育館、運動場などを想定して津波が発生した場合、校舎の3階以上に避難する(特別活動、総合的な学習の時間) ・地域の体験型防災学習施設等を利用して、地震を体験させ、防災知識と技術について体験学習する。 大阪市阿倍野防災センター等の活用

	<p>[地震災害体験ゾーン、防災学習ゾーン] (特別活動、総合的な学習の時間)</p>
<p>3. 災害に対する日常的な備えや災害時におけるボランティア活動等について知る。 ○災害に対する日常的な備えについて考える。</p> <p>○応急処置の技能を身に付ける。</p> <p>○学校、地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さを知る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非常持ち出し品の準備や非常食等について確認し、日常的な備えについて考えられるようにする。 非常持ち出し品チェックリストの作成 非常食の調理・試食 (技術・家庭科、特別活動、総合的な学習の時間) ・応急手当の実習を行い、災害時の応急処置の技能を身に付ける。 止血法、包帯法、人工呼吸法 等 (保健体育科、特別活動、総合的な学習の時間) ・自他の生命尊重や社会への奉仕、公共の福祉と社会の発展に尽くすよう努める心の育成を図る。 地域防災マップの作成 地域の防災訓練等への参加 等 (道徳、特別活動、総合的な学習の時間)

実践事例 15

1. 対象・・・中学校
2. 題材 「津波に対する防災意識を高めよう」
3. 学習のねらい 津波に関する科学的な理解を深め、津波災害時の対応の仕方や日ごろの備えについて考えるとともに、応急手当の技能や、地域のボランティア活動に積極的に貢献しようとする態度を身に付けることができる。
4. 学習展開の例

主な学習内容と活動	指導上の留意点（教科等との関連）
<p>1. 防災について講話を聞く。</p> <p>○自然災害のメカニズム、災害の要因、過去の災害、災害時の危険、的確な避難行動、日常の備え、住宅の耐震化、指定避難ビル等についての講話を聞く。</p> <p>○講話を聞き、気付いたこと、大切なことなどを書きとめておく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に即して、大阪府、大阪市、区役所、消防署、防災ボランティア等に講師の依頼をする。 ・身近にある災害について考えさせ、防災意識を高められるようにする。
<p>2. 津波に関する知識を深める。</p> <p>○津波の起こる仕組みや津波のスピード、被害の程度、遡上の仕方等を資料により科学的に理解する。</p> <p><班別学習の場合></p> <p>○習得した知識に基づいて、課題を決める。</p> <p>○決めた課題について、各自で調べ学習を行う。</p> <p>○調べた内容の発表を行い、津波についての知識を深める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災教育の手引きの資料を効果的に活用し、津波に関する知識を習得できるようにする。 ・調べ学習の課題は、教諭が提示しても、生徒自らが考えてもよい。 ・他の班の発表を聞き、新たな課題を発見させる。
<p>3. 実際に体験し、防災についての知識を深め、技術を習得する。</p> <p>○施設を見学し、防災に関する知識と技術を体験を通して理解する。</p> <p>○体験した内容と感想を原稿用紙にまとめる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災センターに出向き、事前にセンター内での活動の計画を立てられるようにする。 ・数人の感想を発表させ、いろいろな感じ方があることに気付けるようにする。
<p>4. 災害時の避難行動について考える。</p> <p><班別活動の場合></p> <p>○校区を歩きながら、避難する際に注意の必要な個所や避難経路、避難場所、避難ビルなどを校区の地図に記録する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・班に分け、事前に決めた調査項目をもとに、登下校時の経路を中心に注意個所を確認できるようにする。写真を撮る、メモをとるなど、記録を残すよう指示する。
<p>5. 津波発生時の避難方法について考える。</p> <p>○津波警報発令時の適切な避難行動や、周囲の状況についての的確に把握できるよう、「防災マ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省 近畿地方整備局 河川部ホームページより「マイ防災マップ・マイ防災プラ

第7章 防災・減災教育モデルカリキュラム

<p>ップ」を作成する。</p> <p>○校区を見て回った時に撮影した写真を貼り、注意の必要な箇所や避難できる箇所を確認する。</p> <p>○班ごとにマップをもとに、校区を歩き避難箇所を確認する。</p> <p>○隣接する他の地区の避難箇所についても確認する。</p>	<p>ン作成の手引き」を参考に利用し、作成できるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・撮影した写真を整理し、活用できるように促す。 ・自宅周辺以外の避難箇所について確認できるようにする。
<p>6. 消火活動、災害体験、救急法等の講習を通して初期対応を学ぶ。</p> <p>○班に分かれ、消火器の使い方、崩れた建物からの救出、心肺蘇生法、AEDの使い方等を体験する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に打合せをさせ、班別に分かれて体験ができるようにする。 ・消防署、自衛隊、日本赤十字社などの協力を受け、活動・体験させる。
<p>7. 講話や体験学習を通して学んだことをまとめる。</p> <p>○津波発生時にとる避難行動について振りかえる。</p> <p>○自他の生命を尊び、地域の一員として地域に貢献できることについて考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今まで作成した資料をまとめる。 ・時間、場所に応じて各自がとれる行動について考えさせ、地域の一員として貢献できることは何かを考えられるようにする。

実践事例 16

中学校

日時	令和○年○月○日 (○) ○時○分	
災害の想定	午前○時○分に強い地震が発生し、津波発生の可能性はある。安全な場所へ避難する必要がある。	
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・地震や津波の恐ろしさを知り、自分たちの命を守るための避難行動を理解し、的確な判断で行動できる態度や能力を身に付ける。 ・教職員の指示を聞き、地震発生後や津波発生後の避難の仕方を知り、速やかに避難できるようにする。 	
内容	教職員の指示・措置	留意事項
1. 事前指導	<p>○避難訓練の予告をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常ベル ・緊急放送 <p>○避難行動について確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難経路 ・集合場所 <p>○地震発生時の基本行動について説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頭を保護するために、机の下に隠れる。 ・素早く出入り口を開け、避難口を確保する。 ・揺れがおさまるまで待つ。 ・教職員の指示を聞く。 ・頭部を保護し、素早く避難する。 ・津波警報が発令した場合、建物の3階以上に避難する。 ・津波がおさまるまで、待機する。 ・津波警報が解除され、安全確認をしてから、余震のため外へ避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練の目的・意義等について正しく理解し、真剣な態度で取り組むことができるようにする。 ・過去の避難訓練を振り返り、問題点等について点検する。 ・押さない、走らない、しゃべらないを徹底する。 ・配慮を要する生徒の避難方法については、教職員間で十分に共通理解をはかる。 ・地震発生時、津波警報発令時の基本行動の重要性について具体的に説明する。
2. 地震の発生	<p>○指示</p> <p>「大丈夫、静かに、落ち着こう」 「机の下に潜り、頭を保護しなさい」</p> <p>○措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓やドアを開け、出口の確保を行う。 ・電源を切り、ガスの元栓を締める。 ・館内放送の避難指示に従い、避難・誘導の準 	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな声で明確に指示する。 ・窓際、廊下付近の生徒については、ガラス破損による怪我防止のため、離れさせる。 ・沈着・冷静に指示し、生徒の行動を把握する。

第7章 防災・減災教育モデルカリキュラム

	備を行う。	
3. 避難の合 図（放送）	○指示 「落ち着いて机の下から出なさい」 「怪我はありませんか」 「今から運動場に避難をします」 「廊下に出て、静かに並びましょう」 「頭上に気をつけて、走らないで先生の後に ついてきなさい」 ※火災発生時 「口と鼻をハンカチで覆って避難しなさい」	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の有無の確認をする。 ・頭を保護することが一番大切であることを知らせる。 ・避難方法・場所を明確に指示する。 ・隣接の学級と協力して、素早く安全に避難する。 ・人員確認を行い、教室に誰も残っていないか確認する。
4. 人員確認	○指示 「○年○組は、ここに並びなさい」 「静かに座って待ちます」	<ul style="list-style-type: none"> ・担任は人員点呼を行い、学年でまとめ、速やかに本部に報告する。また、負傷者のある場合は、合わせて報告する。 ・勝手に校外に出たり、帰ったりしないよう指示する。 ・生徒の精神的安定と集団的維持を図る。
5. 津波警報 の発表 (二次避難)	○指示 「津波警報が発表されました」 「今から3階以上に避難します」 「頭上に気を付けて、走らないで先生の後に ついてきなさい」	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報が発表されたことを知らせる。 ・学級ごとに、3階以上に移動することを伝え、所定の教室・廊下等へ移動させる。 ・地震発生時と同じように、「押さない・走らない・しゃべらない」を守って避難できるようにする。 ・余震の可能性もあるので、移動中も頭上に気を付けさせる。
6. 人員確認	○指示 「ここに並びなさい」 「静かに座って待ちます」	<ul style="list-style-type: none"> ・担任は人員点呼を行い、学年でまとめ、速やかに本部に報告する。また、負傷者のある場合は、合わせて報告する。 ・津波警報解除までには時間がかかることが多いため、避難時間が長く、場合によっては1日間避難もありうることを伝える。

<p>7. まとめ</p>	<p>○係からの話（館内放送）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難時の行動の態度や避難の所要時間について話をする。 <p>○地域防災リーダーや消防署の方からの話を聞く。（館内放送）</p> <p>○校長先生の話聞く。（館内放送）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の安全確認を行い、「押さない・走らない・しゃべらない」が守れたか、安全に気をつけて避難できたかなどについて話をし、生徒個々の反省の視点を伝える。 <p>《ポイント》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的、意義を正しく理解し、真剣な態度で適切な避難行動がとれたか。 ・協力しながら、安全に避難できたか。 ・避難集合場所での整列、人員点呼、報告などが迅速かつ正確にできたか。 ・地域防災リーダーや消防署の方に、大阪市で予想される地震や津波、大きな地震が発生した時の状況、その後の生活について等話していただく。また、日常から気を付けておくことについても話していただく。 ・良かった点や注意する点等、話をする。 ・地域では、年少児やお年寄りの方などへのボランティア活動に率先して参加し、活動できるよう心がけていくことを伝える。
---------------	--	--

《その他の留意点》

- 建物崩壊・倒壊などの危険もあるので、避難誘導の際には、様々な被害想定に基づいて計画を立てて実施する。
- 季節や9月1日の「防災の日」、1月17日「防災とボランティアの日」の行事などの関連及び地域の取組や実態を考慮して、訓練の計画を立てる。
- 災害時における生徒の心身のケアについて事前に研修を行っておく必要がある。
- 災害に備え、家庭との連絡体制を確立しておく必要がある。
- 家庭でも、普段から災害に備え、いざという時の心構えについて確認しておくことの大切さを啓発していく。また、中学生や高校生が、物資の運搬や、年少児、お年寄りの方などへの心身のケアを行っていき、率先してボランティア活動に参加できるよう指導計画を立てる必要がある。

実践事例 17

地震及び津波による避難訓練（部活動中、休み時間等）

中学校

日時	令和〇年〇月〇日（〇） 〇時〇分	
災害の想定	午後〇時〇分に強い地震が発生し、津波発生の可能性はある。安全な場所へ避難する必要がある。	
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・地震や津波の恐ろしさを知り、自分たちの命を守るための避難行動を理解し、的確な判断で行動できる態度や能力を身に付ける。 ・教職員の指示を聞き、地震発生後や津波警報発生後の避難の仕方を知り、速やかに避難できるようにする。 ・教職員が近くにいない場合、自ら状況を判断し避難行動をとるとともに、自助・共助を心がけられるようにする。 	
内容	教職員の指示・措置	留意事項
1. 事前指導	<p>○避難訓練の予告をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常ベル ・緊急放送 <p>○避難行動について確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難経路 ・集合場所 <p>○地震発生時の基本行動について説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頭を保護するために、近くにある台などの下に避難する。近くに避難できる物がない場合、「落ちてこない」「倒れてこない」場所を探し、その場に身をよせる。 ・教室等では、素早く出入り口を開け、避難口を確保する。 ・揺れがおさまるまで待つ。 ・教職員がいれば指示を聞く。近くにいない場合、放送等の指示や周囲の状況から自ら判断し頭部を保護しながら、素早く避難場所に移動する。 ・津波警報が発令した場合、建物の3階以上に避難する。外で活動している者も、 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練の目的・意義等について正しく理解し、真剣な態度で取り組むことができるようにする。 ・過去の避難訓練を振り返り、問題点等について点検する。 ・「押さない、走らない、しゃべらない」を徹底する。 ・配慮を要する生徒の避難方法については、教職員間で十分に共通理解をはかる。 ・地震発生時、津波警報発令時の基本行動の重要性について具体的に説明する。

	<p>速やかに移動する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波がおさまるまで、待機する。 ・津波警報が解除され、安全確認をしてから、余震のため外へ避難する。(避難訓練では、再度外への避難は省く) 	
<p>2. 地震発生</p>	<p>○指示</p> <p>「大丈夫、静かに、落ち着こう」 「机の下に避難し、頭を保護しなさい」</p> <p>※屋外や廊下等で活動している場合</p> <p>「落ちてくる物や、倒れてくる物の近くから離れなさい。」</p> <p>○措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室内では窓やドアを開け、出口の確保を行う。 ・電源を切り、ガスの元栓を締める。 ・館内放送の避難指示に従い、避難・誘導の準備を行う。 ・廊下や屋外等では、上から物が落ちてこない、倒れてこない場所を自ら見つけ、身を低くして揺れがおさまるまでじっとしておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな声で明確に指示する。 ・窓際、廊下付近の生徒については、ガラス破損による怪我防止のため、離れさせる。 ・沈着・冷静に指示し、生徒の行動を把握する。
<p>3. 避難合図 (放送)</p>	<p>○指示</p> <p>「落ち着いて机の下から出なさい」 「怪我はありませんか」 「今から運動場に避難をします」 「廊下に出て、静かに並びましょう」 「今から避難場所に移動します。頭上に気をつけて、走らないで先生の後についてきなさい」</p> <p>※ 火災発生時</p> <p>「口と鼻をハンカチで覆って避難しなさい」</p> <p>※ 屋外や廊下等では、壁などの倒壊に気を付けながら、あらかじめ決められている避難場所に速やかに避難する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の有無の確認をする。 ・頭を保護することが一番大切であることを知らせる。 ・避難方法・場所を明確に指示する。 ・隣接の学級と協力して、素早く安全に避難する。 ・人員確認を行い、教室や校舎に誰も残っていないか確認（声かけするなど）しながら避難する。

<p>4. 人員確認</p>	<p>○指示 「○○○部は、ここに並びなさい」 「静かに座って待ちます」</p> <p>○措置 ・人員点呼する。ただし、部活動中であれば、部活動ごとに、休み時間であれば、学級ごとに整列させ点呼する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担任や部活動担当者は人員点呼を行い、部活動ごとでまとめ、速やかに本部に報告する。また、負傷者のある場合は、合わせて報告する。 ・勝手に校外に出たり、帰らないよう指示する。 ・生徒の精神的安定と集団的維持をはかる。
<p>5. 津波警報の発令 (二次避難)</p>	<p>○指示 「津波警報が発令されました」 「今から3階以上に避難します」 「頭上に気を付けて、走らないで先生の後についてきなさい」</p> <p>○措置 ・できるだけ混雑を避けるため、分散して階段を利用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報が発令されたことを知らせる。 ・部活動ごとに、3階以上に移動することを伝え、所定の教室・廊下等へ移動させる。 ・地震発生時と同じように、押さない・走らない・しゃべらないを守って避難する。 ・余震の発生の可能性もあるので、移動中も頭上に気を付けさせる。
<p>6. 人員確認</p>	<p>○指示 「ここに並びなさい」 「静かに座って待ちます」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担任や部活動担当者は人員点呼を行い、部活動ごとでまとめ、速やかに本部に報告する。また、負傷者のある場合は、合わせて報告する。 ・津波警報解除までには、時間がかかる場合が多いため、避難時間が長く、場合によっては1日間避難もありうることを伝える。
<p>7. まとめ</p>	<p>○係からの話（館内放送）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難時の行動の態度や避難の所要時間について話をする。 ・災害は、いつ起こるかわからないため、その時の状況を各自が判断し、自らの命を守る大切さを伝える。 ・学校外で、災害が起こった時のことを想定し、通学路での避難場所等についても 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の安全確認を行い、押さない・走らない・しゃべらないが守れたか、安全に気を付けて避難できたかなどについて話をし、生徒個々の反省の視点を伝える。 <p>《ポイント》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的、意義を正しく理解し、真剣な態度で適切な避難行動がとれたか。

	<p>日頃から意識するよう話をする。</p> <p>○ 校長先生の話聞く。(館内放送)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協力しながら、安全に避難できたか。 ・避難集合場所での整列、人員点呼、報告などが迅速かつ正確にできたか。等 ・良かった点や注意する点等、話をする。 ・地域では、年少児やお年寄りの方などへのボランティア活動に率先して参加し、活動できるよう心がけていくことを伝える。
--	---	---

《その他の留意点》

- 建物崩壊・倒壊などの危険もあるので、避難誘導の際には、様々な被害想定に基づいて計画を立てて実施する。
- 季節や9月1日の「防災の日」、1月17日「防災とボランティアの日」の行事などの関連及び地域の取組や実態を考慮して、訓練の計画を立てる。
- 災害時における生徒の心身のケアについて事前に研修を行っておく必要がある。
- 災害に備え、家庭との連絡体制を確立しておく必要がある。
- 家庭でも、普段から災害に備え、いざという時の心構えについて確認しておくことの大切さを啓発していく。また、中学生や高校生が、物資の運搬や、年少児、お年寄りの方などへの心身のケアを行っていき、率先してボランティア活動に参加できるよう指導計画を立てる必要がある。

実践事例 18

1. 対象・・・ 特別支援学級

2. 指導計画作成に当たっての留意点

特別支援学級における防災教育で大切なことは、まず、障がいのある子どもの状況やニーズを正しく認識し、次の2つの視点をもとに、より適切な防災教育を推進していくことである。

- ・一人一人の子どもの実態に応じた具体的な防災教育を進め、子どもが、自分自身への身近な危険の一つとして災害を認識し、「自分でできること」「他の人からの支援が必要なこと」等、災害から自らの安全や命を守る方法を着実に身に付けられるようにする。
- ・子どもへの防災教育のみならず、災害時の避難や連絡等の安全確保の体制について保護者に周知を図るとともに、地域社会や関係諸機関との連携を図る。

3. 目標

- 地震のメカニズム等、災害や防災について理解することを通して、災害発生時に自分自身の安全を確保することの大切さがわかる。
- 災害発生時の様々な危険を知り、自分自身ができることや他人からの支援が必要なこと等、災害から自らの安全や命を守るために必要な対処の仕方について気付き、災害（地震）発生に備えることができる。
- 災害から人々を守る体制があり、これらに従事する人々の願いや工夫に気付くとともに、自分自身も生活の中で生かそうとする態度を身に付けることができる。

4. 関連教科等 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、自立活動

5. 指導計画

主な学習内容と活動	指導上の留意点（教科等との関連）
<p>1. 災害（地震）について学ぶ。</p> <p>○地震発生のしくみについて理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレート、活断層、内陸部地震 <p>○これまでに発生した地震について知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪神淡路大震災 ・被害の規模や様子 <p>○震災と人びとの生活について知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した人々の生活の様子 ・発生時の人々の努力や工夫 <p>（地震への日頃からの備え等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の様子及び災害の様子や発生のメカニズム等について、模型や写真資料や新聞記事等を活用して提示し、防災学習への関心を高めるようにする。 ・一人一人の子どもの障がい状況を踏まえた実態に配慮し、恐怖心だけを与える学習に陥ることのないようにするとともに、日頃からの備えが必要なこと等、自らの安全や命を守ることの必要性への自覚を高められるようにする。 <p>（社会、理科、生活、特別活動、総合的な学習の時間、自立活動）</p>

<p>2. 地震発生時の対処の仕方を学ぶ。</p> <p>[避難訓練]</p> <p>○ 自分自身の安全を確かめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全確保の手立て ・ 危険なものの把握 ・ 自分が必要なものの確認 <p>○ 地震発生後の2次災害について知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災発生の防止 ・ 適切な避難の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指示に従い落ち着いて必要な行動ができるように促す。 ・ 地震発生時に、まず身を守るために、「机の下にもぐる」「座布団等をかぶる」「倒れやすい本棚等のそばから離れる」などの注意をし、特に頭部を守ることの大切さを指導する。また、外出時は、「落ちてくるものから頭を守る」「ブロック塀や電柱、電線などの危険なところから離れる」「津波の恐れがある場合は、高い所へ避難する」等、具体的な事象に触れながら安全確保を促す。 ・ 地震では、その後に発生する火災や津波が原因となって大きな被害につながることに気付くようにし、発生後の適切な行動の必要性への関心を高められるようにする。 <p>(社会、理科、生活、特別活動、総合的な学習の時間、自立活動)</p>
<p>3. 安全確保に向けた人々の願いに気付く。</p> <p>○ 防災学習交流会をする。</p> <p>[ゲストティーチャー]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者 ・ 医師(学校医、主治医等) ・ 施設の方 ・ 消防署の方 ・ 地域防災センターの方 ・ 震災体験のある方 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に安全確保に取り組む人々や安全を願う人々の存在を知り、それらの人々から思いや願いを聞く場を設定する。 ・ ゲストティーチャーには、「安全確保に向けて大切にしていること」「子どもたちに願うこと」等について講話を依頼し、子ども自身が、安全確保の必要性をより自覚できるようにする。 ・ 子どもの安全を確保するために、災害時の避難や連絡等の安全確保の体制について、家庭、地域及び関係諸機関との連携を深める効果的な場となるように工夫する。 <p>(社会、理科、生活、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、自立活動)</p>
<p>4. 防災について振り返る。</p> <p>○ 防災学習を通して気付いたことや、今後自分に必要なことをまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に自分はどうすればいいのだろう？何が必要なのだろう？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの学習や生活を振り返り、防災に向けて、今後自分ができることをまとめ、話し合う場を設定する。 <p>(生活、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、自立活動)</p>

第7章 防災・減災教育モデルカリキュラム

■防災教育の実践に向けた支援が必要な児童への配慮事項

①障がいの状況に応じた適切な防災教育

子ども一人一人の実態にを把握し、個々のニーズに応じてどのような支援が必要であるか日常から考えておく。

- 例えば
- ・自分で動くことができず、移動に車いすが必要
 - ・言葉でのコミュニケーションが困難
 - ・何らかの医療的ケアが常時必要

一人一人の障がいの状況は様々であるため、「災害発生時に子どもに必要な支援」や「子ども自身が気を付けるべきこと」等、について、個に応じた防災教育を進めることが大切である。

また、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を防災教育の観点で見直すことも大切である。

これらの工夫によって、子ども自身が防災への関心を高めることにつながる。

②保護者と連携した防災教育

災害が発生したときには、子どもの安全を確保することが、まず大切である。その次に、保護者に対して子どもの安全の状況を適切かつ迅速に伝えることが重要である。

そのためには、「災害発生時の避難体制」、「保護者との連絡方法」等について、あらかじめ保護者と共有しておくことも大切である。子どもの安全確保とともに、保護者が安心できる安全確保の体制を整えることが必要である。

③学校内の状況の再点検をすること

「子どもへの防災教育」、「保護者と連携した防災教育」は、災害発生時における子どもの安全確保の上で大切なことであるが、校内の整備状況も忘れてはいけない。地震がいつ起こるかを予測することは困難だが、地震が発生した時に迅速かつ適切に対応し、より一層の安全を確保するために、日ごろから災害への備えをしておくことは大切である。例えば、「災害発生時にも、安全を確保できる教室環境であるか」「廊下は車いす等が通行できる通路が確保されているか」「緊急時に必要な校内の各種防災設備・機器の状況はどうか」等、今一度、学校内を点検・整備すべきである。

特に、医療機器の電源確保等、「特別な備え」が必要な場合においては、留意する必要がある。

また、緊急時にあわてることのないよう利用研修を行うことも必要である。

【参考資料】

「障がいのあるこどものための防災対策」

インクルーシブ教育推進担当
特別支援教育研修・支援グループ

実践事例 19

特別支援学級

日時	令和〇〇年〇月〇日 (〇) 〇時〇分～〇時〇分	
災害の想定	午前〇時〇分に強い地震が発生。津波発生の可能性あり。	
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時および津波警報発令の際に、児童・生徒の障がいの状況に応じて、安全かつ迅速に誘導、避難させることができるようにする。 災害発生時における教職員の救援体制を確認し、各々が連携して一連の安全確保ができるようにする。 子どもの安全状況や家庭等への連絡体制を再確認し、課題を整理する。 (以上、教職員) 緊急時であることがわかり、教職員の指示に従い整然と行動できるようにする。 避難方法や避難場所がわかり、緊急時に適切に行動できるようにする。 (以上、子ども) 	
内容	教職員の指示・措置	留意事項
1. 事前指導	<ul style="list-style-type: none"> ○避難訓練の予告をするとともに、地震やその後の対処について確認する。 ○避難訓練の合図をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども一人ひとりの障がいの状況に応じて適切に行動できるように配慮する。 必要に応じて、日頃から子どもの状況を教職員間で情報共有できる体制の構築に努める。 「押さない、走らない、しゃべらない」を守って避難させる。
2. 地震発生	<ul style="list-style-type: none"> ○校内放送または、非常時連絡設備で、地震の発生を連絡する。聴覚障がい等、障がいの状況に応じて、音声以外の連絡方法について工夫する。 ○「避難訓練。避難訓練。大きな地震が発生しています。教職員は子どもの安全確保をお願いします。子どもたちは、先生の指示に従い、机の下に入るなど身の安全を守りましょう。」と指示する。 ○次の連絡があるまで、静かに指示を待ち、安全確保を続ける。 ○火災発生時の連絡体制の確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの障がいの状況に応じた安全確保に努め、机の下に入る等の身の安全を確保できているかを確認し、子どもがすべき初期避難の行動について徹底できるようにする。 緊急な配慮が必要であれば、本部へ連絡する。 大きな揺れが収まったら、子どもの安全を確認するとともに、電気や火の元を確認する等、二次災害の防止に努める。
3. 避難合図	<ul style="list-style-type: none"> ○放送または、非常時連絡設備で、避難開始を知らせる。 ○避難の際には、「地震による大きな揺れは収まりました。安全に気を付けて避難を開始してください。おさない・はしゃがない・しゃべらないの約束を守りましょう。」と指示する。 ○隣接学級で連携する等して、子どもを 	<ul style="list-style-type: none"> 避難本部を設置する。 人員確認に必要な出席簿（児童・生徒名簿）を確保し、持ち出す。 個々の子どもに必要な常備薬等を持ち出す。 避難誘導班は、避難経路を確保する。 避難経路は、原則をもとに状況に応じて適宜変更する等して、子どもの障がいの状況

第7章 防災・減災教育モデルカリキュラム

<p>4. 人員確認</p>	<p>安全な場所へ誘導する。 ○人員確認と報告を行う。(出席数、欠席数等)</p>	<p>に応じた安全確保に努める。 (例:クラッチの使用等子ども自身による移動が困難な場合は、車椅子の使用も含め事前に検討しておく。) ・避難場所支援班は、集合者の誘導・整理、必要な支援を行う。</p>
<p>5. 津波警報の発令 (二次避難)</p> <p>6. 人員確認</p>	<p>○「津波警報が発表されましたので、3階以上の教室・建物に避難します。頭上に気を付けて、走らずに移動しましょう。」と指示する。 ○隣接学級で連携し、一人一人の状況を確認しながら安全な場所へ誘導する。 ○再度の人数確認と報告を行う。(出席数、欠席数等)</p>	<p>・津波警報が発表されたことを知らせる。 ・3階以上の教室がない場合は、近隣の3階建て以上の建物に避難させる。 ・避難誘導班は、避難経路を確保する。 ・余震の可能性もあるので、移動中も頭上に注意させる。 ・事前に津波発生時の避難場所について、車椅子での避難が可能か、また安全柵の設置の有無等も含めて確認しておく。</p>
<p>7. まとめ</p>	<p>○「避難訓練でうまくできたと思うことは何ですか？不安なことは何ですか？」と問う等して、所要時間や反省点を整理・確認するとともに、避難訓練を安全にやり遂げたことを称賛し、成就感を味わわせることに留意する。 ○教室に戻り、感想を話し合わせ、次回に生かす。 ○避難訓練をふり返り、災害発生時の自分のすべき行動についてまとめさせる。 ・自分なりにできたこと ・安全、指示に従いできたこと ・不安なこと、支援が必要なこと ○「今回の避難訓練を通して、災害時に自分に必要なことがわかりましたか？」と問う。 ○家庭への連絡体制を確認する。(メール連絡システム等を活用して迅速・適切に行う体制を築く。) ○実際の災害発生時に連絡の必要な関係機関(消防署、教育委員会、医療機関、区役所等)との連絡体制について、確認・点検を行う。</p>	<p>・教室での様子、避難の様子、集合の様子等、子ども一人一人に訓練の様子を伝える。 ・必要に応じて、保護者参加の避難訓練を実施する。 ・事後にアンケートをとる等、避難訓練の成果と課題を見つけ、職員間で課題を共有する。 ・子どもの感想を生かし、今後必要な配慮や体制整備を確認する。 ・関係機関や保護者との連携・連絡を確認する。 ・メール連絡に登録していない家庭への連絡を確実に行う。 ・実際の災害発生時を想定して、保護者への児童・生徒の引き渡し時期や方法についても検討・確認を行う。 ・校内非常時用設備を点検する。 ・避難期間の長期間化を想定し、吸引器の電源の確保等、一人一人の障がいの状況に応じた対応策について保護者等と連携し、検討しておく。</p>